

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加は省略）	旧
<p>第1章 総則</p> <p>第1102条 用語の定義</p> <p><u>32. 「提示」とは、受注者が監督職員または検査職員に対し業務に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。</u></p> <p>33. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。</p> <p>(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。</p> <p>(2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。</p> <p>34. 「照査」とは、受注者が、発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び計算書等の検算等の成果の確認をすることをいう。</p> <p>35. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が設計業務等の完了を確認することをいう。</p> <p>36. 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。</p> <p>37. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。</p> <p>38. 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。</p> <p>39. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。</p> <p>40. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。</p> <p>41. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p> <p>第1103条 受発注者の責務</p> <p>受注者は、契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</p> <p><u>受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1102条 用語の定義</p> <p>(新規)</p> <p>32. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。</p> <p>(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。</p> <p>(2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。</p> <p>33. 「照査」とは、受注者が、発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び計算書等の検算をすることをいう。</p> <p>34. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が設計業務等の完了を確認することをいう。</p> <p>35. 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。</p> <p>36. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。</p> <p>37. 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。</p> <p>38. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。</p> <p>39. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。</p> <p>40. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p> <p>第1103条 受注者の義務</p> <p>受注者は、契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加は省略）	旧
<p>第1107条 管理技術者</p> <p>3. 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、<u>国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等一業務）は特記仕様書による）</u>、シビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p>4. 管理技術者に委任できる権限は契約書第9条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第9条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発注者及び監督職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。</p> <p>第1108条 照査技術者及び照査の実施</p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。 <u>詳細設計においては、成果品をとりまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間等）の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下、「赤黄チェック」という）を原則として実施する。</u> <u>なお、赤黄チェックの資料は、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</u></p> <p>2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。</p> <p>（2）照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、<u>国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等一業務）は特記仕様書による）</u>、RCCM（業務に該当する登録技術部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。</p> <p><u>（5）照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を、発注者に提示するものとする（詳細設計に限る）。</u></p> <p><u>（6）照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出するものとする。</u></p>	<p>第1107条 管理技術者</p> <p>3. 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、シビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p>4. 管理技術者に委任できる権限は契約書第9条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に<u>書面をもって</u>報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第9条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発注者及び監督職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。</p> <p>第1108条 照査技術者及び照査の実施</p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。</p> <p>（新規）</p> <p>2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。</p> <p>（2）照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、RCCM（業務に該当する登録技術部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。</p> <p>（新規）</p> <p><u>（5）照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出するものとする。</u></p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加は省略）	旧
<p>第1110条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、<u>委託料の額</u>が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、書面により監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p><u>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。</u></p> <p>第1111条 打合せ等</p> <p>5. <u>監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。</u></p> <p><u>※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</u></p>	<p>第1110条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、<u>契約金額</u>が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、書面により監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>第1111条 打合せ等</p> <p>(新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加は省略）	旧
<p>第1112条 業務計画書</p> <p>2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 業務概要 (2) 実施方針 (3) 業務工程 (4) 業務組織計画 (5) 打合せ計画 (6) 成果品の品質を確保するための計画 (7) 成果品の内容、部数 (8) 使用する主な図書及び基準 (9) 連絡体制(緊急時含む) (10) 使用する主な機器 (11) その他</p> <p><u>(2)実施方針又は(11)その他には、第1131条個人情報の取扱い、第1132条安全等の確保及び第1136条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。</u> <u>また、土地への立ち入り等を実施する場合には、地元関係者等から業務に関する質疑等の応答を求められた時の対応及び連絡体制を記載するものとする。</u></p> <p>なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、<u>業務計画書に照査技術者及び照査計画</u>について記載するものとする。</p> <p>第1116条 土地への立入り等</p> <p>4. 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。</p> <p>なお、受注者は、立入り作業完了後10日以内（<u>休日等を除く</u>）に身分証明書を発注者に返却しなければならない。</p> <p>第1120条 修補</p> <p>4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第30条<u>第2項</u>の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p>	<p>第1112条 業務計画書</p> <p>2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 業務概要 (2) 実施方針 (3) 業務工程 (4) 業務組織計画 (5) 打合せ計画 (6) 成果品の品質を確保するための計画 (7) 成果品の内容、部数 (8) 使用する主な図書及び基準 (9) 連絡体制(緊急時含む) (10) 使用する主な機器 (11) その他</p> <p>なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画について記載するものとする。</p> <p>第1116条 土地への立入り等</p> <p>4. 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。</p> <p>なお、受注者は、立入り作業完了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。</p> <p>第1120条 修補</p> <p>4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第30条<u>第5項</u>の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

H 2 8 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加は省略）	旧
<p>第 1128 条 再委託</p> <p>2. 契約書第 6 条第 3 項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、<u>ワープロ</u>、印刷、製本、<u>速記録の作成、翻訳、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布</u>、資料の収集・単純な集計、<u>電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項</u>とする。</p> <p>5. 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。</p> <p>なお、協力者は、山口県の測量・地質調査・建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、山口県の指名停止期間中であってはならない。</p> <p>第 1130 条 守秘義務</p> <p>5. 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・<u>転送等</u>しないこと。</p>	<p>第 1128 条 再委託</p> <p>2. 契約書第 6 条第 3 項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、印刷、製本<u>及び</u>資料の収集・単純な集計とする。</p> <p>5. 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し<u>設計業務等の実施について</u>適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。</p> <p>なお、協力者は、山口県の測量・地質調査・建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、山口県の指名停止期間中であってはならない。</p> <p>第 1130 条 守秘義務</p> <p>5. 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加は省略）	旧
<p>第1131条 個人情報の取扱い</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）、<u>行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）</u>等関係法令に基づき、<u>次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>6. 再委託の禁止 <u>及び再委託時の措置</u></p> <p>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。</p> <p><u>なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないように、受注者において必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>第1136条 行政情報流出防止対策の強化</p> <p>1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、<u>第1112条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。</u></p> <p>第1137条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置</p> <p><u>1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。</u></p> <p><u>2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を発注者に報告すること。</u></p> <p><u>3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。</u></p> <p><u>4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。</u></p>	<p>第1131条 個人情報の取扱い</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6. 再委託の禁止</p> <p>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。</p> <p>第1136条 行政情報流出防止対策の強化</p> <p>1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり<u>なければならない。</u></p> <p>（新規）</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加は省略）	旧
<p>第2章 設計業務等一般</p> <p>第1209条 設計業務の条件</p> <p>9. 受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。 <u>また、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。</u></p> <p>第1211条 設計業務の成果</p> <p>成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。</p> <p>(4) 数量計算書 数量計算書は、「土木工事数量算出要領（案）」（国土交通省・最新版）により行うものとし、算出した結果は、「土木工事数量算出要領数量集計表（案）」（国土交通省・最新版）に基づき工種別、区間別に取りまとめるものとする。 ただし、概略設計及び予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。</p> <p>第1212条 環境配慮の条件</p> <p><u>4. 受注者は、「建設汚泥再生利用マニュアル [中国地方版]」（平成20年5月 中国地方建設副産物対策連絡委員会）に基づき、建設汚泥の再生利用促進に努めた設計を行うものとする。</u></p>	<p>第2章 設計業務等一般</p> <p>第1209条 設計業務の条件</p> <p>9. 受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。</p> <p>第1211条 設計業務の成果</p> <p>成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。</p> <p>(4) 数量計算書 数量計算書は、「土木工事数量算出要領（案）」（国土交通省・平成25年度版）により行うものとし、算出した結果は、「土木工事数量算出要領数量集計表（案）」（国土交通省・平成25年度版）に基づき工種別、区間別に取りまとめるものとする。 ただし、概略設計及び予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。</p> <p>第1212条 環境配慮の条件</p> <p>(新規)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加は省略）				旧			
(参考) 主要技術基準及び参考図書 H27.3現在				主要技術基準及び参考図書 H27.3現在			
No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔1〕 共 通				〔1〕 共 通			
1	国土交通省制定 土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	—	1	国土交通省制定 土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	—
2	土木製図基準[2009年改訂版]	土木学会	H21.2	2	土木製図基準[2009年改訂版]	土木学会	H21.2
3	水理公式集 平成11年版	土木学会	H11.11	3	水理公式集 平成11年版	土木学会	H11.11
4	JISハンドブック	日本規格協会	最新版	4	JISハンドブック	日本規格協会	最新版
5	土木工事安全施工技術指針 -平成21年改訂版-	全日本建設技術協会	H22.4	5	土木工事安全施工技術指針 -平成21年改訂版-	全日本建設技術協会	H22.4
6	土木工事安全施工技術指針の解説 -平成13年改訂版-	全日本建設技術協会	H13.12	6	土木工事安全施工技術指針の解説 -平成13年改訂版-	全日本建設技術協会	H13.12
7	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土開発技術研究センター	H5.2	7	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土開発技術研究センター	H5.2
8	建設機械施工安全技術指針	国土交通省	H17.3	8	建設機械施工安全技術指針	国土交通省	H17.3
9	建設機械施工安全技術指針 指針本文とその解説	日本建設機械施工協会	H18.2				
10	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日本建設機械施工協会	H12.3	9	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日本建設機械化協会	H12.3
11	土木工事共通仕様書	山口県	H27	10	土木工事共通仕様書	山口県	H27
12	地盤調査の方法と解説	地盤工学会	H16.6	11	地盤調査の方法と解説	地盤工学会	H16.6
13	地盤材料試験の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	H21.11	12	地盤材料試験の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	H21.11
14	地質・土質調査成果電子納品要領(案)	山口県	H17.3	13	地質・土質調査成果電子納品要領(案)	山口県	H17.3
15	山口県公共測量作業規定	山口県	H25.10	14	山口県公共測量作業規定	山口県	H20.10
16	公共測量 作業規定の準則	国土交通省	H25.3	15	公共測量 作業規定の準則	国土交通省	H25.3
17	公共測量 作業規定の準則 解説と運用	日本測量協会	H24.10	16	公共測量 作業規定の準則 解説と運用	日本測量協会	H24.10
18	公共測量 作業規定の準則 解説と運用(平成25年改正 追補版)	日本測量協会	H26.7	17	公共測量 作業規定の準則 解説と運用(平成25年改正 追補版)	日本測量協会	H26.7
19	測量成果電子納品要領(案)	山口県	H18.8	18	測量成果電子納品要領(案)	山口県	H18.8
20	測地成果2000導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国土地理院	H19.11	19	測地成果2000導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国土地理院	H19.11
21	基本水準点の2000年度平均成果改訂に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国土地理院	H13.5	20	基本水準点の2000年度平均成果改訂に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国土地理院	H13.5
22	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	H26.5	21	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	H26.5

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加は省略）				旧			
23	電子納品に関する手引き(案)【業務委託編】	山口県	H18.8				
24	電子納品運用ガイドライン【業務編】	国土交通省	H28.3	22	電子納品運用ガイドライン(案)【業務編】	国土交通省	H21.6
25	電子納品運用ガイドライン【測量編】	国土交通省	H28.3	23	電子納品運用ガイドライン(案)【測量編】	国土交通省	H21.6
26	電子納品運用ガイドライン(案)【地質・土質調査編】	国土交通省	H22.8	24	電子納品運用ガイドライン(案)【地質・土質調査編】	国土交通省	H22.8
27	2012年制定 コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会	H25.3	25	2012年制定 コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会	H25.3
28	2007年制定 舗装標準示方書	土木学会	H19.3	26	2007年制定 舗装標準示方書	土木学会	H19.3
29	2013年制定 コンクリート標準示方書【ダムコンクリート編】	土木学会	H25.10	27	2013年制定 コンクリート標準示方書【ダムコンクリート編】	土木学会	H25.10
30	2013年制定 コンクリート標準示方書【土木学会規準および関連基準】+【JIS規格集】	土木学会	H25.11	28	2013年制定 コンクリート標準示方書【土木学会規準および関連基準】+【JIS規格集】	土木学会	H25.11
31	2013年制定 コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会	H25.10	29	2013年制定 コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会	H25.10
32	2012年制定 コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会	H25.3	30	2012年制定 コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会	H25.3
33	2012年制定 コンクリート標準示方書【基本原則編】	土木学会	H25.3	31	2012年制定 コンクリート標準示方書【基本原則編】	土木学会	H25.3
34	土木設計業務等の電子納品要領(案)	山口県	H18.8	32	土木設計業務等の電子納品要領(案)	山口県	H18.8
35	CAD 製図基準(案)	山口県	H18.3	33	CAD 製図基準(案)	山口県	H18.3
36	CAD 製図基準に関する運用手引き(案)	山口県	H18.3	34	CAD 製図基準に関する運用手引き(案)	山口県	H18.3
37	デジタル写真管理情報基準(案)	山口県	H18.3	35	デジタル写真管理情報基準(案)	山口県	H18.3
38	ボーリング柱状図作成要領(案)解説書(改訂版)	日本建設情報総合センター	H11.5	36	ボーリング柱状図作成要領(案)解説書(改訂版)	日本建設情報総合センター	H11.5
39	コンクリートライブラリー66号 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土木学会	H3.4	37	コンクリートライブラリー66号 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土木学会	H3.4
40	2006年制定 トンネル標準示方書 山岳工法・同解説	土木学会	H18.7	38	2006年制定 トンネル標準示方書 山岳工法・同解説	土木学会	H18.7
41	2006年制定 トンネル標準示方書 シールド工法・同解説	土木学会	H18.7	39	2006年制定 トンネル標準示方書 シールド工法・同解説	土木学会	H18.7
42	2006年制定 トンネル標準示方書 開削工法・同解説	土木学会	H18.7	40	2006年制定 トンネル標準示方書 開削工法・同解説	土木学会	H18.7
43	地中送電線用深部立杭、洞道の調査・設計・施工・計測指針	日本トンネル技術協会	S57.3	41	地中送電線用深部立杭、洞道の調査・設計・施工・計測指針	日本トンネル技術協会	S57.3
44	地中構造物の建設に伴う近接施工指針(改訂版)	日本トンネル技術協会	H11.2	42	地中構造物の建設に伴う近接施工指針(改訂版)	日本トンネル技術協会	H11.2
45	日本下水道協会規格(JSWS) シールド工事用標準セグメント(A-3、4)	日本下水道協会	H13.7	43	日本下水道協会規格(JSWS) シールド工事用標準セグメント(A-3、4)	日本下水道協会	H13.7
46	除雪・防雪ハンドブック(除雪編)、(防雪編)	日本建設機械施工協会	H16.12	44	除雪・防雪ハンドブック(除雪編)、(防雪編)	日本建設機械化協会	H16.12
47	軟岩評価－調査・設計・施工への適用	土木学会	H4.11	45	軟岩評価－調査・設計・施工への適用	土木学会	H4.11
48	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	地盤工学会	H24.5	46	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	地盤工学会	H24.5
49	グラウンドアンカー施工のための手引書	日本アンカー協会	H15.5	47	グラウンドアンカー施工のための手引書	日本アンカー協会	H15.5

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加は省略）				旧			
50	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会	H23.9	48	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会	H23.9
51	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協会	H23.9	49	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協会	H23.9
52	大深度土留め設計・施工指針(案)	先端建設技術センター	H6.10	50	大深度土留め設計・施工指針(案)	先端建設技術センター	H6.10
53	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、ガイドライン	建設省土木研究所	H4.3	51	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、ガイドライン	建設省土木研究所	H4.3
54	薬液注入工法の設計施工指針	日本グラウト協会	H元.6	52	薬液注入工法の設計施工指針	日本グラウト協会	H元.6
55	薬液注入工法設計資料	日本グラウト協会	毎年発行	53	薬液注入工法設計資料	日本グラウト協会	毎年発行
56	薬液注入工積算資料	日本グラウト協会	毎年発行	54	薬液注入工積算資料	日本グラウト協会	毎年発行
57	近接基礎設計・施工要領(案)	建設省土木研究所	S58.6	55	近接基礎設計・施工要領(案)	建設省土木研究所	S58.6
58	煙・熱感知連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日本火災報知器工業会	H19.7	56	煙・熱感知連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日本火災報知器工業会	H19.7
59	高圧受電設備規程	日本電気協会	H26.5	57	高圧受電設備規程	日本電気協会	H26.5
60	防災設備に関する指針 -電源と配線及び非常用の照明装置-2004年版	日本電設工業協会	H16.9	58	防災設備に関する指針 -電源と配線及び非常用の照明装置-2004年版	日本電設工業協会	H16.9
61	昇降機設計・施工上の指導指針	日本建築設備・昇降機センター	H7.8	59	昇降機設計・施工上の指導指針	日本建築設備・昇降機センター	H7.8
62	日本建設機械要覧 2013年版	日本建設機械施工協会	H25.3	60	日本建設機械要覧 2013年版	日本建設機械化協会	H25.3
63	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第3版)	日本建設機械施工協会	H13.2	61	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第3版)	日本建設機械化協会	H13.2
64	建設発生土利用技術マニュアル 第4版	土木研究センター	H25.11	62	建設発生土利用技術マニュアル 第4版	土木研究センター	H25.11
65	[新訂]建設副産物適正処理推進要綱の解説	建設副産物リサイクル広報推進会議	H14.11	63	[新訂]建設副産物適正処理推進要綱の解説	建設副産物リサイクル広報推進会議	H14.11
66	災害復旧工事の設計要領	全国防災協会	毎年発行	64	災害復旧工事の設計要領	全国防災協会	毎年発行
67	製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改訂版(案)	国土地理院	H20.3	65	製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改訂版(案)	国土地理院	H20.3
68	基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書(案)【数値地形図編】第2.1版	国土地理院	H21.10	66	基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書(案)【数値地形図編】第2.1版	国土地理院	H21.10
69	地すべり観測便覧	斜面防災対策技術協会	H24.5	67	地すべり観測便覧	斜面防災対策技術協会	H24.5
70	地すべり対策技術設計実施要領 H19年度版	斜面防災対策技術協会	H19.11	68	地すべり対策技術設計実施要領 H19年度版	斜面防災対策技術協会	H19.11
71	地すべり防止対策技術指針及び同解説	国土交通省砂防部、独立行政法人土木研究所	H20.4	69	地すべり防止対策技術指針及び同解説	国土交通省砂防部、独立行政法人土木研究所	H20.4
72	猛禽類保護の進め方(特にイヌワシ・クマタカ・オオタカについて)	日本鳥類保護連盟	H15.7	70	猛禽類保護の進め方(特にイヌワシ・クマタカ・オオタカについて)	日本鳥類保護連盟	H15.7
73	環境大気常時監視マニュアル 第6版	環境省 水・大気環境局	H22.3	71	環境大気常時監視マニュアル 第6版	環境省 水・大気環境局	H22.3
74	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅠ.基本評価編	環境庁	H11.6	72	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅠ.基本評価編	環境庁	H11.6
75	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅡ.地域評価編(道路に面する地域)	環境庁	H12.4	73	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅡ.地域評価編(道路に面する地域)	環境庁	H12.4
76	面的評価支援システム操作マニュアル(本編)Ver3.0	環境省 水・大気環境局	H23.10	74	面的評価支援システム操作マニュアル(本編)Ver3.0	環境省 水・大気環境局	H23.10

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加は省略）				旧			
77	改定 解説・工作物設置許可基準	国土技術研究センター	H10.11	75	改定 解説・工作物設置許可基準	国土技術研究センター	H10.11
78	地理空間データ製品仕様書作成マニュアル	国土地理院	H26.4	76	地理空間データ製品仕様書作成マニュアル	国土地理院	H26.4
79	基準点測量製品仕様書等サンプル	国土地理院	H26.4	77	基準点測量製品仕様書等サンプル	国土地理院	H26.4
80	水準測量製品仕様書等サンプル	国土地理院	H26.4	78	水準測量製品仕様書等サンプル	国土地理院	H26.4
81	数値地形図製品仕様書等サンプル	国土地理院	H26.4	79	数値地形図製品仕様書等サンプル	国土地理院	H26.4
82	撮影（標定点の設置、撮影、同時調整）製品仕様書（案）	国土地理院	H26.4	80	撮影（標定点の設置、撮影、同時調整）製品仕様書（案）	国土地理院	H26.4
83	写真地図作成製品仕様書等サンプル	国土地理院	H26.4	81	写真地図作成製品仕様書等サンプル	国土地理院	H26.4
84	航空レーザ測量製品仕様書等サンプル	国土地理院	H26.4	82	航空レーザ測量製品仕様書等サンプル	国土地理院	H26.4
85	応用測量製品仕様書等サンプル	国土地理院	H26.4	83	応用測量製品仕様書等サンプル	国土地理院	H26.4
86	移動計測車両による測量システムを用いる数値地形図データ作成マニュアル（案）	国土地理院	H24.5	84	移動計測車両による測量システムを用いる数値地形図データ作成マニュアル（案）	国土地理院	H24.5
87	GNSS 測量による標高の測量マニュアル	国土地理院	H27.7	85	GNSS 測量による標高の測量マニュアル	国土地理院	H26.4
88	電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル	国土地理院	H27.7	86	電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル	国土地理院	H26.4
89	マルチ GNSS 測量マニュアル（案）近代化 GPS、Galileo 等の活用	国土地理院	H27.7				
90	公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル	国土地理院	H25.6	87	公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル	国土地理院	H25.6
91	公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン	国土交通省	H20.4	88	公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン	国土交通省	H20.4
92	国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）	国土交通省	H21.4	89	国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）	国土交通省	H21.4
93	斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン	厚生労働省	H27.6				
94	山口県公共事業景観形成ガイドライン	山口県	H19.3	90	山口県公共事業景観形成ガイドライン	山口県	H19.3
95	土木工事数量算出要領（案）	国土交通省	最新版	91	土木工事数量算出要領（案）	国土交通省	H25
96	土木工事数量算出要領 数量集計表様式（案）	国土交通省	最新版	92	土木工事数量算出要領 数量集計表様式（案）	国土交通省	H25
〔2〕 河川・海岸・砂防・ダム関係				〔2〕 河川・海岸・砂防・ダム関係			
1	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建設省	S60.9	1	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建設省	S60.9
2	ダム事業における環境影響評価の考え方	ダム水源池環境整備センター	H12.12	2	ダム事業における環境影響評価の考え方	ダム水源池環境整備センター	H12.12
3	放水路事業における環境影響評価の考え方	リバーフロント整備センター	H13.6	3	放水路事業における環境影響評価の考え方	リバーフロント整備センター	H13.6
4	改訂河川計画業務ガイドライン	日本河川協会	H2.4	4	改訂河川計画業務ガイドライン	日本河川協会	H2.4
5	河川砂防技術基準 調査編	国土交通省	H26.4	5	河川砂防技術基準 調査編	国土交通省	H26.4
6	国土交通省河川砂防技術基準 同解説 計画編	国土交通省	H17.11	6	国土交通省河川砂防技術基準 同解説 計画編	国土交通省	H17.11

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加は省略）				旧			
7	改訂新版 建設省河川砂防技術基準(案)設計編(I・II)	日本河川協会	H9.10	7	改訂新版 建設省河川砂防技術基準(案)設計編(I・II)	日本河川協会	H9.10
8	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(河川編)	国土交通省	H27.3	8	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(河川編)	国土交通省	H27.3
9	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(ダム編)	国土交通省	H28.3	9	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(ダム編)	国土交通省	H27.3
10	改訂 解説・河川管理施設等構造令	日本河川協会	H12.1	10	改訂 解説・河川管理施設等構造令	日本河川協会	H12.1
11	増補改訂(一部修正)版 防災調節池等技術基準(案) 解説と設計事例	日本河川協会	H19.9	11	増補改訂(一部修正)版 防災調節池等技術基準(案) 解説と設計事例	日本河川協会	H19.9
12	流域貯留施設等技術指針(案) -増補改訂版-	雨水貯留浸透技術協会	H19.4	12	流域貯留施設等技術指針(案) -増補改訂版-	雨水貯留浸透技術協会	H19.4
13	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日本港湾協会	H19.9	13	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日本港湾協会	H19.9
14	数字で見る港湾2014	日本港湾協会	H26.7	14	数字で見る港湾2014	日本港湾協会	H26.7
15	水門鉄管技術基準	電力土木技術協会		15	水門鉄管技術基準	電力土木技術協会	
	・第5回改訂版(水門扉編)-付解説-		H19.9		・第5回改訂版(水門扉編)-付解説-		H19.9
	・第5回改訂版(水圧鉄管・鉄鋼構造物、溶接・接合編)-付解説-		H19.6		・第5回改訂版(水圧鉄管・鉄鋼構造物、溶接・接合編)-付解説-		H19.6
	・FRP(M)水圧管編		H22.4		・FRP(M)水圧管編		H22.4
16	柔構造樋門設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10.12	16	柔構造樋門設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10.12
17	河川土工マニュアル	国土技術研究センター	H21.4	17	河川土工マニュアル	国土技術研究センター	H21.4
18	ダム・堰施設技術基準(案)	国土交通省	H28.3	18	ダム・堰施設技術基準(案) 改訂新版	国土交通省	H27.3
19	ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・マニュアル編)	ダム・堰施設技術協会	H26.9 (H23.7)	19	ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・マニュアル編)	ダム・堰施設技術協会	H26.9 (H23.7)
20	水門・樋門ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H13.12	20	水門・樋門ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H13.12
21	鋼製起伏ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H11.10	21	鋼製起伏ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H11.10
22	ゲート用開閉装置(機械式)設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H12.8	22	ゲート用開閉装置(機械式)設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H12.8
23	ゲート用開閉装置(油圧式)設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H12.6	23	ゲート用開閉装置(油圧式)設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H12.6
24	揚排水ポンプ設備技術基準(案)	国土交通省	H26.3	24	揚排水ポンプ設備技術基準(案)	国土交通省	H26.3
25	揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説	河川ポンプ施設技術協会	H27.2	25	揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説	河川ポンプ施設技術協会	H27.2
26	海岸保全施設の技術上の基準・同解説(複製版)	全国海岸協会	H16.6	26	海岸保全施設の技術上の基準・同解説(複製版)	全国海岸協会	H16.6
27	海岸便覧	全国海岸協会	H14.3	27	海岸便覧	全国海岸協会	H14.3
28	(第2次改訂)ダム設計基準	日本大ダム会議	S53.8	28	(第2次改訂)ダム設計基準	日本大ダム会議	S53.8
29	仮締切堤設置基準(案)	国土交通省河川局治水課	H26.12	29	仮締切堤設置基準(案)	国土交通省河川局治水課	H26.12
30	鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	国土技術研究センター	H13.5	30	鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	国土技術研究センター	H13.5

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加は省略）				旧			
31	堤防余盛基準について	建設省河川局治水課	S44.1	31	堤防余盛基準について	建設省河川局治水課	S44.1
32	ダム基礎地質調査基準	日本大ダム会議	S51.3	32	ダム基礎地質調査基準	日本大ダム会議	S51.3
33	ダム構造物管理基準 改訂	日本大ダム会議	S61.11	33	ダム構造物管理基準 改訂	日本大ダム会議	S61.11
34	水管橋設計基準	日本水道鋼管協会	H11.6	34	水管橋設計基準	日本水道鋼管協会	H11.6
35	河川事業関係例規集	日本河川協会	毎年発行	35	河川事業関係例規集	日本河川協会	毎年発行
36	平成28年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H28.1	36	平成18年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H24.3
37	平成28年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H28.1	37	平成18年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H24.3
38	河川関係法令例規集(加除式)	第1法規	—	38	河川関係法令例規集(加除式)	第1法規	—
39	護岸の力学設計法 改訂	国土技術研究センター	H19.11	39	護岸の力学設計法 改訂	国土技術研究センター	H19.11
40	海岸保全施設構造例集	全国海岸協会	S57.3	40	海岸保全施設構造例集	全国海岸協会	S57.3
41	漁港・漁場の施設の設計の手引き2003年版(上・下巻)	全国漁港漁場協会	H15.10	41	漁港・漁場の施設の設計の手引き2003年版(上・下巻)	全国漁港漁場協会	H15.10
42	ジャケット式鋼製護岸設計指針(案)	日本港湾協会	S52.3	42	ジャケット式鋼製護岸設計指針(案)	日本港湾協会	S52.3
43	砂防関係法令例規集	全国治水砂防協会	毎年発行	43	砂防関係法令例規集	全国治水砂防協会	毎年発行
44	砂防指定地実務ハンドブック	全国治水砂防協会	H13.2	44	砂防指定地実務ハンドブック	全国治水砂防協会	H13.2
45	河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備センター	H11.9	45	河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備センター	H11.9
46	都市河川計画の手引き(洪水防御計画編)	国土開発技術研究センター	H5.6	46	都市河川計画の手引き(洪水防御計画編)	国土開発技術研究センター	H5.6
47	河川構造物設計業務ガイドライン(護岸設計業務)	国土開発技術研究センター	H5.10	47	河川構造物設計業務ガイドライン(護岸設計業務)	国土開発技術研究センター	H5.10
48	河川構造物設計業務ガイドライン(樋門・樋管設計業務)	国土開発技術研究センター	H8.11	48	河川構造物設計業務ガイドライン(樋門・樋管設計業務)	国土開発技術研究センター	H8.11
49	河川構造物設計業務ガイドライン(堰・床止め設計業務)	国土開発技術研究センター	H8.11	49	河川構造物設計業務ガイドライン(堰・床止め設計業務)	国土開発技術研究センター	H8.11
50	土木構造物設計マニュアル(案)－樋門編－	全日本建設技術協会	H14.1	50	土木構造物設計マニュアル(案)－樋門編－	全日本建設技術協会	H14.1
51	床止めの構造設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10.12	51	床止めの構造設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10.12
52	海岸保全計画の手引き	全国海岸協会	H6.3	52	海岸保全計画の手引き	全国海岸協会	H6.3
53	緩傾斜堤の設計の手引き 改訂版	全国海岸協会	H18.1	53	緩傾斜堤の設計の手引き 改訂版	全国海岸協会	H18.1
54	人工リーフの設計の手引き	全国海岸協会	H16.3	54	人工リーフの設計の手引き	全国海岸協会	H16.3
55	治水経済調査マニュアル(案)	国土交通省河川局	H17.4	55	治水経済調査マニュアル(案)	国土交通省河川局	H17.4
56	港湾調査指針(改訂)	日本港湾協会	S62.6	56	港湾調査指針(改訂)	日本港湾協会	S62.6

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加は省略）				旧			
57	面的な海岸防護方式の計画・設計マニュアル	日本港湾協会	H3.3	57	面的な海岸防護方式の計画・設計マニュアル	日本港湾協会	H3.3
58	ビーチ計画・設計マニュアル(改訂版)	日本マリナービーチ協会	H17.10	58	ビーチ計画・設計マニュアル(改訂版)	日本マリナービーチ協会	H17.10
59	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術開発センター	H3.3	59	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術開発センター	H3.3
60	農地防災事業便覧 平成10年度版	農地防災事業研究会	H11.1	60	農地防災事業便覧 平成10年度版	農地防災事業研究会	H11.1
61	漁港計画の手引き 平成4年度改訂版	全国漁港協会	H4.11	61	漁港計画の手引き 平成4年度改訂版	全国漁港協会	H4.11
62	漁港海岸事業設計の手引き 平成8年度版	全国漁港協会	H8.9	62	漁港海岸事業設計の手引き 平成8年度版	全国漁港協会	H8.9
63	水と緑の溪流づくり調査	建設省河川局砂防部	H3.8	63	水と緑の溪流づくり調査	建設省河川局砂防部	H3.8
64	溪流環境整備計画策定マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H6.9	64	溪流環境整備計画策定マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H6.9
65	砂防における自然環境調査マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H3.1	65	砂防における自然環境調査マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H3.1
66	改訂版 砂防設計公式集(マニュアル)	全国治水砂防協会	S59.10	66	改訂版 砂防設計公式集(マニュアル)	全国治水砂防協会	S59.10
67	ダム貯水池水質調査要領	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H27.3	67	ダム貯水池水質調査要領	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H27.3
68	グラウチング技術指針・同解説	国土技術研究センター	H15.7	68	グラウチング技術指針・同解説	国土技術研究センター	H15.7
69	鋼製砂防構造物設計便覧(平成21年版)	砂防・地すべり技術センター	H21.9	69	鋼製砂防構造物設計便覧(平成21年版)	砂防・地すべり技術センター	H21.9
70	土石流危険溪流および土石流危険区域調査要領(案)	建設省河川局砂防部	H11.4	70	土石流危険溪流および土石流危険区域調査要領(案)	建設省河川局砂防部	H11.4
71	新版 地すべり鋼管杭設計要領	斜面防災対策技術協会	H20.5	71	新版 地すべり鋼管杭設計要領	斜面防災対策技術協会	H20.5
72	新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 -急傾斜地崩壊防止工事技術指針-	全国治水砂防協会	H19.9	72	新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 -急傾斜地崩壊防止工事技術指針-	全国治水砂防協会	H19.9
73	ダム事業の手引き(平成元年度版)	ダム技術センター	H元.4	73	ダム事業の手引き(平成元年度版)	ダム技術センター	H元.4
74	フィルダムの耐震設計指針(案)	国土開発技術研究センター	H3.6	74	フィルダムの耐震設計指針(案)	国土開発技術研究センター	H3.6
75	多目的ダムの建設	ダム技術センター	H17.6	75	多目的ダムの建設	ダム技術センター	H17.6
76	改訂3版 コンクリートダムの細部技術	ダム技術センター	H22.7	76	改訂3版 コンクリートダムの細部技術	ダム技術センター	H22.7
77	ルジオンテスト技術指針・同解説	国土技術研究センター	H18.7	77	ルジオンテスト技術指針・同解説	国土技術研究センター	H18.7
78	発電用水力設備の技術基準と官庁手続き(平成23年改訂版)	電力土木技術協会	H23.3	78	発電用水力設備の技術基準と官庁手続き(平成23年改訂版)	電力土木技術協会	H23.3
79	ダムの地質調査	土木学会	S62.6	79	ダムの地質調査	土木学会	S62.6
80	ダムの岩盤掘削	土木学会	H4.4	80	ダムの岩盤掘削	土木学会	H4.4
81	原位置岩盤試験法の指針-平板載荷試験法、せん断試験法、孔内載荷試験法-	土木学会	H12.12	81	原位置岩盤試験法の指針-平板載荷試験法、せん断試験法、孔内載荷試験法-	土木学会	H12.12
82	軟岩の調査・試験の指針(案)~1991年版~	土木学会	H3.11	82	軟岩の調査・試験の指針(案)~1991年版~	土木学会	H3.11

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加は省略）				旧			
83	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国土交通省河川局	H20.5	83	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国土交通省河川局	H20.5
84	河川景観の形成と保全の考え方	国土交通省河川局	H18.10	84	河川景観の形成と保全の考え方	国土交通省河川局	H18.10
85	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料	国土交通省河川局河川環境課	H18.8	85	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料	国土交通省河川局河川環境課	H18.8
86	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部	H19.2	86	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部	H19.2
87	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局・水産庁	H18.1	87	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局・水産庁	H18.1
88	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国土交通省	H26.3	88	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国土交通省	H26.3
89	河川水辺総括資料作成調査の手引き(案)	リバーフロント整備センター	H13.8	89	河川水辺総括資料作成調査の手引き(案)	リバーフロント整備センター	H13.8
90	河川水辺の国勢調査マニュアル(案)(河川空間利用実態調査編)	国土交通省	H16.3	90	河川水辺の国勢調査マニュアル(案)(河川空間利用実態調査編)	国土交通省	H16.3
91	ダム湖利用実態調査 調査マニュアル(案)	建設省河川局	—	91	ダム湖利用実態調査 調査マニュアル(案)	建設省河川局	—
92	試験湛水実施要領(案)	国土交通省	H11.10	92	試験湛水実施要領(案)	国土交通省	H11.10
93	台形CSG ダム設計・施工・品質管理技術資料	ダム技術センター	H24.6	93	台形CSG ダム設計・施工・品質管理技術資料	ダム技術センター	H24.6
94	改訂版 巡航RCD 工法施工技術資料	ダム技術センター	H24.2	94	改訂版 巡航RCD 工法施工技術資料	ダム技術センター	H24.2
95	貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針(案)	国土交通省	H21.7	95	貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針(案)	国土交通省	H21.7
96	活断層地形要素判読マニュアル	(独)土木研究所材料地盤研究グループ(地質)他	H18.3	96	活断層地形要素判読マニュアル	(独)土木研究所材料地盤研究グループ(地質)他	H18.3
97	正常流量検討の手引き(案)	国土交通省	H19.9	97	正常流量検討の手引き(案)	国土交通省	H19.9
98	洪水予測システムチェックリスト(案)	国土技術政策総合研究所	H22.5	98	洪水予測システムチェックリスト(案)	国土技術政策総合研究所	H22.5
99	浸水想定区域図作成マニュアル(改訂版)	国土交通省	H26.3	99	浸水想定区域図作成マニュアル(改訂版)	国土交通省	H26.3
100	浸水想定区域図データ電子化ガイドライン	国土交通省	H26.1	100	浸水想定区域図データ電子化ガイドライン	国土交通省	H26.1
101	砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)解説	国土技術政策総合研究所	H19.3	101	砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)解説	国土技術政策総合研究所	H19.3
102	土石流・流木対策設計技術指針解説	国土技術政策総合研究所	H19.3	102	土石流・流木対策設計技術指針解説	国土技術政策総合研究所	H19.3
103	多自然川づくりポイントブックⅢ 中小河川に関する河道計画の技術基準;解説	リバーフロント整備センター	H23.10	103	多自然川づくりポイントブックⅢ 中小河川に関する河道計画の技術基準;解説	リバーフロント整備センター	H23.10
104	洪水ハザードマップ作成の手引き(改定版)	国土交通省	H25.3	104	洪水ハザードマップ作成の手引き(改定版)	国土交通省	H25.3
105	リアルタイム浸水予測シミュレーションの手引き(案)	国土交通省	H17.6	105	リアルタイム浸水予測シミュレーションの手引き(案)	国土交通省	H17.6
106	中小河川浸水想定区域図作成の手引き	国土交通省	H17.6	106	中小河川浸水想定区域図作成の手引き	国土交通省	H17.6
107	河道計画検討の手引き	国土技術研究センター	H14.2	107	河道計画検討の手引き	国土技術研究センター	H14.2
108	海岸施設設計便覧2000年版	土木学会	H12.1	108	海岸施設設計便覧2000年版	土木学会	H12.1

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加は省略）				旧			
109	自然共生型海岸づくりの進め方	全国海岸協会	H15.3	109	自然共生型海岸づくりの進め方	全国海岸協会	H15.3
110	海岸事業の費用便益分析指針【改訂版】	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H16.6	110	海岸事業の費用便益分析指針【改訂版】	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H16.6
111	津波浸水想定の設定の手引きVer.2.00	国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室	H24.10	111	津波浸水想定の設定の手引きVer.2.00	国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室	H24.10
112	津波の河川遡上解析の手引き(案)	国土技術研究センター	H19.5	112	津波の河川遡上解析の手引き(案)	国土技術研究センター	H19.5
113	津波・高潮対策における水門・陸開等管理システムガイドライン(Ver2.0)	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H25.4	113	津波・高潮対策における水門・陸開等管理システムガイドライン(Ver2.0)	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H25.4
114	海岸における水防警報の手引き(案)	国土交通省河川局防災課・海岸室	H22.3	114	海岸における水防警報の手引き(案)	国土交通省河川局防災課・海岸室	H22.3
115	海岸漂着危険物対応ガイドライン	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾	H21.6	115	海岸漂着危険物対応ガイドライン	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾	H21.6
116	海岸保全施設維持管理マニュアル	農林水産省農村振興局防災課、農林水産省水産庁防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課	H26.3	116	海岸保全施設維持管理マニュアル	農林水産省農村振興局防災課、農林水産省水産庁防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課	H26.3
117	砂防事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H24.3	117	砂防事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H24.3
118	土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H24.3	118	土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H24.3
119	地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H24.3	119	地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H24.3
120	急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H24.3	120	急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H24.3
121	砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H26.6	121	砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H26.6
122	都道府県と気象庁が共同して土砂災害警戒情報を作成・発表するための手引き	国土交通省河川局砂防部、気象庁予報部	H17.6	122	都道府県と気象庁が共同して土砂災害警戒情報を作成・発表するための手引き	国土交通省河川局砂防部、気象庁予報部	H17.6
123	国土交通省河川局砂防部と気象庁予報部の連携による土砂災害警戒基準雨量の設定手法(案)	国土交通省河川局砂防部、気象庁予報部、国土交通省国土技術政策総合研究所	H17.6	123	国土交通省河川局砂防部と気象庁予報部の連携による土砂災害警戒基準雨量の設定手法(案)	国土交通省河川局砂防部、気象庁予報部、国土交通省国土技術政策総合研究所	H17.6
124	土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説(案)	国土交通省河川局砂防部砂防計画課、国土交通省国土技術政策総合研究所、危機管理技術研究センター	H17.7	124	土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説(案)	国土交通省河川局砂防部砂防計画課、国土交通省国土技術政策総合研究所、危機管理技術研究センター	H17.7
125	土砂災害警戒避難ガイドライン	国土交通省河川局砂防部	H19.4	125	土砂災害警戒避難ガイドライン	国土交通省河川局砂防部	H19.4

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加は省略）				旧			
4	第7次改訂 道路技術基準通達集-基準の変遷と通達-	ぎょうせい	H14.3	4	第7次改訂 道路技術基準通達集-基準の変遷と通達-	ぎょうせい	H14.3
5	林道規程-運用と解説-	日本林道協会	H23.9	5	林道規程-運用と解説-	日本林道協会	H23.9
6	全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス) 一般交通量調査実施要領 交通調査編(国土交通省)	国土交通省	-	6	全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス) 一般交通量調査実施要領 交通調査編(国土交通省)	国土交通省	-
7	交通渋滞実態調査マニュアル	建設省土木研究所	H2.2	7	交通渋滞実態調査マニュアル	建設省土木研究所	H2.2
8	自転車道等の設計基準解説	日本道路協会	S49.10	8	自転車道等の設計基準解説	日本道路協会	S49.10
9	自転車道必携	自転車道路協会	S60.3	9	自転車道必携	自転車道路協会	S60.3
10	自転車利用環境整備のためのキーポイント	日本道路協会	H25.6	10	自転車利用環境整備のためのキーポイント	日本道路協会	H25.6
11	交通工学ハンドブック 2014	交通工学研究会	H25.12	11	交通工学ハンドブック 2014	交通工学研究会	H25.12
12	クロノイドポケットブック(改訂版)	日本道路協会	S49.8	12	クロノイドポケットブック(改訂版)	日本道路協会	S49.8
13	道路の交通容量	日本道路協会	S59.9	13	道路の交通容量	日本道路協会	S59.9
14	道路の交通容量1985	交通工学研究会	S62.2	14	道路の交通容量1985	交通工学研究会	S62.2
15	HIGHWAY CAPACITY MANUAL	Transportation Research board	2010	15	HIGHWAY CAPACITY MANUAL	Transportation Research board	2010
16	改訂 平面交差の計画と設計 基礎編 第3版	交通工学研究会	H19.7	16	改訂 平面交差の計画と設計 基礎編 第3版	交通工学研究会	H19.7
17	平面交差の計画と設計-応用編-2007	交通工学研究会	H19.10	17	平面交差の計画と設計-応用編-2007	交通工学研究会	H19.10
18	路面標示設置マニュアル	交通工学研究会	H24.1	18	路面標示設置マニュアル	交通工学研究会	H24.1
19	交通工学実務双書第4巻 市街地道路の計画と設計	交通工学研究会	S63.12	19	交通工学実務双書第4巻 市街地道路の計画と設計	交通工学研究会	S63.12
20	生活道路のゾーン対策マニュアル	交通工学研究会	H23.12	20	生活道路のゾーン対策マニュアル	交通工学研究会	H23.12
21	道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)	国土技術政策総合研究所、土木研究所	H25.3	21	道路環境影響評価の技術手法 I・II・III 2007改訂版	道路環境研究所	H19.9
22	道路土工要綱	日本道路協会	H21.6	22	道路土工要綱	日本道路協会	H21.6
23	道路土工一切土工・斜面安定工指針(平成21年度版)	日本道路協会	H21.6	23	道路土工一切土工・斜面安定工指針(平成21年度版)	日本道路協会	H21.6
24	道路土工-盛土工指針(平成22年度版)	日本道路協会	H22.4	24	道路土工-盛土工指針(平成22年度版)	日本道路協会	H22.4
25	道路土工-軟弱地盤対策工指針(平成24年度版)	日本道路協会	H24.8	25	道路土工-軟弱地盤対策工指針(平成24年度版)	日本道路協会	H24.8
26	道路土工-仮設構造物工指針	日本道路協会	H11.3	26	道路土工-仮設構造物工指針	日本道路協会	H11.3
27	道路土工-擁壁工指針(平成24年度版)	日本道路協会	H24.7	27	道路土工-擁壁工指針(平成24年度版)	日本道路協会	H24.7
28	道路土工-カルバート工指針(平成21年度版)	日本道路協会	H22.3	28	道路土工-カルバート工指針(平成21年度版)	日本道路協会	H22.3
29	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル第3版	土木研究センター	H26.8	29	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル第3版	土木研究センター	H26.8

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加は省略）				旧			
30	補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル 第3回改訂版	土木研究センター	H26.8	30	補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル 第3回改訂版	土木研究センター	H26.8
31	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル 改訂版	土木研究センター	H25.12	31	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル 改訂版	土木研究センター	H25.12
32	アダムウォール(補強土壁)工法設計・施工マニュアル	土木研究センター	H26.9	32	アダムウォール(補強土壁)工法設計・施工マニュアル	土木研究センター	H26.9
33	プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル(鉄筋コンクリート製・プレキャストコンクリート製)	全国ボックスカルバート協会	H23.3	33	プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル(鉄筋コンクリート製・プレキャストコンクリート製)	全国ボックスカルバート協会	H23.3
34	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針(平成11年改訂)	強化プラスチック複合管協会	H11.3	34	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針(平成11年改訂)	強化プラスチック複合管協会	H11.3
35	下水道用セラミックパイプ(陶管)道路埋設指針(平成11年改訂)	全国セラミックパイプ工業組合	H11.3	35	下水道用セラミックパイプ(陶管)道路埋設指針(平成11年改訂)	全国セラミックパイプ工業組合	H11.3
36	下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針	塩化ビニル管継手協会	H11.3	36	下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針	塩化ビニル管継手協会	H11.3
37	PCボックスカルバート道路埋設指針(改訂版)	日本PCボックスカルバート製品協会	H3.10	37	PCボックスカルバート道路埋設指針(改訂版)	日本PCボックスカルバート製品協会	H3.10
38	のり枠工の設計・施工指針	全国特定法面保護協会	H25.10	38	のり枠工の設計・施工指針	全国特定法面保護協会	H25.10
39	道路橋示方書・同解説(I共通編・II鋼橋編)	日本道路協会	H24.3	39	道路橋示方書・同解説(I共通編・II鋼橋編)	日本道路協会	H24.3
40	道路橋示方書・同解説(IIIコンクリート橋編)	日本道路協会	H24.3	40	道路橋示方書・同解説(IIIコンクリート橋編)	日本道路協会	H24.3
41	道路橋示方書・同解説(IV下部構造編)	日本道路協会	H24.3	41	道路橋示方書・同解説(IV下部構造編)	日本道路協会	H24.3
42	道路橋示方書・同解説(V耐震設計編)	日本道路協会	H24.3	42	道路橋示方書・同解説(V耐震設計編)	日本道路協会	H24.3
43	鋼道路橋の疲労設計指針	日本道路協会	H14.3	43	鋼道路橋の疲労設計指針	日本道路協会	H14.3
44	鋼道路橋設計便覧	日本道路協会	S55.8	44	鋼道路橋設計便覧	日本道路協会	S55.8
45	鋼道路橋施工便覧(改訂版)	日本道路協会	H27.4	45	鋼道路橋施工便覧	日本道路協会	S60.2
46	道路橋耐風設計便覧	日本道路協会	H20.1	46	道路橋耐風設計便覧	日本道路協会	H20.1
47	杭基礎設計便覧(平成26年度改訂版)	日本道路協会	H27.4	47	杭基礎設計便覧(改訂版)	日本道路協会	H19.1
48	杭基礎施工便覧(平成26年度改訂版)	日本道路協会	H27.4	48	杭基礎施工便覧(改訂版)	日本道路協会	H19.1
49	鋼管矢板基礎設計施工便覧	日本道路協会	H9.12	49	鋼管矢板基礎設計施工便覧	日本道路協会	H9.12
50	斜面上の深礎基礎設計施工便覧	日本道路協会	H24.11	50	斜面上の深礎基礎設計施工便覧	日本道路協会	H24.4
51	立体横断施設技術基準・同解説	日本道路協会	S54.1	51	立体横断施設技術基準・同解説	日本道路協会	S54.1
52	コンクリート道路橋設計便覧	日本道路協会	H6.2	52	コンクリート道路橋設計便覧	日本道路協会	H6.2
53	コンクリート道路橋施工便覧	日本道路協会	H10.1	53	コンクリート道路橋施工便覧	日本道路協会	H10.1
54	プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリートTげた道路橋設計・施工指針	日本道路協会	H4.10	54	プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリートTげた道路橋設計・施工指針	日本道路協会	H4.10
55	道路橋支承標準設計(ゴム支承・ころがり支承編)	日本道路協会	H5.4	55	道路橋支承標準設計(ゴム支承・ころがり支承編)	日本道路協会	H5.4
56	道路橋支承標準設計(すべり支承編)	日本道路協会	H5.5	56	道路橋支承標準設計(すべり支承編)	日本道路協会	H5.5

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加は省略）				旧			
57	道路橋伸縮装置便覧	日本道路協会	S45.11	57	道路橋伸縮装置便覧	日本道路協会	S45.11
58	道路橋支承便覧	日本道路協会	H16.4	58	道路橋支承便覧	日本道路協会	H16.4
59	鋼道路橋防食便覧	日本道路協会	H26.5	59	鋼道路橋防食便覧	日本道路協会	H26.3
60	鋼道路橋塗装便覧別冊資料 -塗膜劣化程度標準写真帳-	日本道路協会	H2.6	60	鋼道路橋塗装便覧別冊資料 -塗膜劣化程度標準写真帳-	日本道路協会	H2.6
61	鋼橋の疲労	日本道路協会	H9.5	61	鋼橋の疲労	日本道路協会	H9.5
62	道路橋補修便覧	日本道路協会	S54.2	62	道路橋補修便覧	日本道路協会	S54.2
63	鋼道路橋の細部構造に関する資料集	日本道路協会	H3.7	63	鋼道路橋の細部構造に関する資料集	日本道路協会	H3.7
64	小規模吊橋指針・同解説	日本道路協会	S59.4	64	小規模吊橋指針・同解説	日本道路協会	S59.4
65	道路橋の塩害対策指針(案)・同解説	日本道路協会	S59.2	65	道路橋の塩害対策指針(案)・同解説	日本道路協会	S59.2
66	道路橋床版防水便覧	日本道路協会	H19.3	66	道路橋床版防水便覧	日本道路協会	H19.3
67	道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計施工資料	日本道路協会	S62.1	67	道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計施工資料	日本道路協会	S62.1
68	鋼構造架設設計施工指針[2001年版]	土木学会	H14.4	68	鋼構造架設設計施工指針[2001年版]	土木学会	H14.4
69	美しい橋のデザインマニュアル第1集	土木学会	H5.3	69	美しい橋のデザインマニュアル第1集	土木学会	H5.3
70	美しい橋のデザインマニュアル第2集	土木学会	H5.7	70	美しい橋のデザインマニュアル第2集	土木学会	H5.7
71	橋の美Ⅰ -道路橋景観便覧	日本道路協会	S52.7	71	橋の美Ⅰ -道路橋景観便覧	日本道路協会	S52.7
	橋の美Ⅱ -道路橋景観便覧		S56.6		橋の美Ⅱ -道路橋景観便覧		S56.6
	橋の美Ⅲ -橋梁デザインノート		H4.5		橋の美Ⅲ -橋梁デザインノート		H4.5
72	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説(改訂版) 平成20年改訂版	日本道路協会	H20.10	72	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説(改訂版) 平成20年改訂版	日本道路協会	H20.10
73	道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	日本道路協会	H15.11	73	道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	日本道路協会	H15.11
74	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	日本道路協会	H13.10	74	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	日本道路協会	H13.10
75	道路トンネル維持管理便覧【 本体工編 】(改訂版)	日本道路協会	H27.6	75	道路トンネル維持管理便覧	日本道路協会	H5.11
76	道路トンネル観察・計測指針 平成21年改訂版	日本道路協会	H21.2	76	道路トンネル観察・計測指針 平成21年改訂版	日本道路協会	H21.2
77	道路トンネル安全施工技術指針	日本道路協会	H8.10	77	道路トンネル安全施工技術指針	日本道路協会	H8.10
78	シールドトンネル設計・施工指針	日本道路協会	H21.2	78	シールドトンネル設計・施工指針	日本道路協会	H21.2
79	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会	H13.9	79	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会	H13.9
80	舗装設計施工指針 平成18年版	日本道路協会	H18.2	80	舗装設計施工指針 平成18年版	日本道路協会	H18.2
81	排水性舗装技術指針(案)	日本道路協会	H8.11	81	排水性舗装技術指針(案)	日本道路協会	H8.11

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加は省略）				旧			
82	転圧コンクリート舗装技術指針(案)	日本道路協会	H2.11	82	転圧コンクリート舗装技術指針(案)	日本道路協会	H2.11
83	アスファルト舗装工事共通仕様書解説(改訂版)	日本道路協会	H4.12	83	アスファルト舗装工事共通仕様書解説(改訂版)	日本道路協会	H4.12
84	舗装設計便覧 平成18年版	日本道路協会	H18.2	84	舗装設計便覧 平成18年版	日本道路協会	H18.2
85	舗装施工便覧 平成18年版	日本道路協会	H18.2	85	舗装施工便覧 平成18年版	日本道路協会	H18.2
86	アスファルト混合所便覧(平成8年版)	日本道路協会	H8.10	86	アスファルト混合所便覧(平成8年版)	日本道路協会	H8.10
87	舗装再生便覧 平成22年版	日本道路協会	H22.11	87	舗装再生便覧 平成22年版	日本道路協会	H22.11
88	砂利道の歴青路面処理指針	日本アスファルト協会	S59.9	88	砂利道の歴青路面処理指針	日本アスファルト協会	S59.9
89	フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針(案)	日本アスファルト協会	S61.9	89	フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針(案)	日本アスファルト協会	S61.9
90	高炉スラグ路盤設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57.6	90	高炉スラグ路盤設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57.6
91	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57.7	91	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57.7
92	製鋼スラグ路盤設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S60.9	92	製鋼スラグ路盤設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S60.9
93	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	インターロッキングブロック舗装技術協会	H19.3	93	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	インターロッキングブロック舗装技術協会	H19.3
94	設計要領第一集 舗装編	NEXCO	H24.7	94	設計要領第一集 舗装編	NEXCO	H24.7
95	構内舗装・排水設計基準及び同解説 平成27年版	国土交通省	H27.3	95	構内舗装・排水設計基準及び同解説 平成13年版	公共建築協会	H13.4
96	併用軌道構造設計指針	日本道路協会	S37.5	96	併用軌道構造設計指針	日本道路協会	S37.5
97	路上再生路盤工法技術指針(案)	日本道路協会	S62.1	97	路上再生路盤工法技術指針(案)	日本道路協会	S62.1
98	路上表層再生工法技術指針(案)	日本道路協会	S63.11	98	路上表層再生工法技術指針(案)	日本道路協会	S63.11
99	道路維持修繕要綱(改訂版)	日本道路協会	S53.7	99	道路維持修繕要綱(改訂版)	日本道路協会	S53.7
100	舗装調査・試験法便覧(全4分冊)	日本道路協会	H22.11	100	舗装調査・試験法便覧(全4分冊)	日本道路協会	H22.11
101	道路震災対策便覧(震前対策編)平成18年度改訂版	日本道路協会	H18.9	101	道路震災対策便覧(震前対策編)平成18年度改訂版	日本道路協会	H18.9
102	道路震災対策便覧(震災復旧編)平成18年度改訂版	日本道路協会	H19.3	102	道路震災対策便覧(震災復旧編)平成18年度改訂版	日本道路協会	H19.3
103	道路震災対策便覧(震災危機管理編)	日本道路協会	H23.1	103	道路震災対策便覧(震災危機管理編)	日本道路協会	H23.1
104	落石対策便覧	日本道路協会	H12.6	104	落石対策便覧	日本道路協会	H12.6
105	道路緑化技術基準・同解説	日本道路協会	H27.3	105	道路緑化技術基準・同解説	日本道路協会	S63.12
106	道路土工構造物技術基準	国土交通省	H27.3				
107	道路防雪便覧	日本道路協会	H2.5	106	道路防雪便覧	日本道路協会	H2.5
108	共同溝設計指針	日本道路協会	S61.3	107	共同溝設計指針	日本道路協会	S61.3

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

H 2 8 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加は省略）				旧			
109	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)	道路保全技術センター	H6. 3	108	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)	道路保全技術センター	H6. 3
110	共同溝耐震設計要領(案)	建設省土木研究所	S59. 10	109	共同溝耐震設計要領(案)	建設省土木研究所	S59. 10
111	キャブシステム技術マニュアル(案)解説	開発問題研究所	H5. 8	110	キャブシステム技術マニュアル(案)解説	開発問題研究所	H5. 8
112	防護柵の設置基準・同解説	日本道路協会	H28. 3	111	防護柵の設置基準・同解説	日本道路協会	H20. 1
113	車両用防護柵標準仕様・同解説	日本道路協会	H16. 3	112	車両用防護柵標準仕様・同解説	日本道路協会	H16. 3
114	道路標識設置基準・同解説	日本道路協会	S62. 1	113	道路標識設置基準・同解説	日本道路協会	S62. 1
115	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会	H27. 3	114	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会	S59. 10
116	道路照明施設設置基準・同解説	日本道路協会	H19. 10	115	道路照明施設設置基準・同解説	日本道路協会	H19. 10
117	道路・トンネル照明器材仕様書	建設電気技術協会	H28. 3	116	道路・トンネル照明器材仕様書	建設電気技術協会	H20. 8
118	LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)	国土交通省	H27. 3	117	LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)	国土交通省	H23. 9
119	道路反射鏡設置指針	日本道路協会	S55. 12	118	道路反射鏡設置指針	日本道路協会	S55. 12
120	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日本道路協会	S60. 9	119	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日本道路協会	S60. 9
121	道路標識ハンドブック(2012年度版)	全国道路標識・標示業協会	H25. 2	120	道路標識ハンドブック(2012年度版)	全国道路標識・標示業協会	H25. 2
122	路面標示ハンドブック	全国道路標識・標示業協会	H25	121	路面標示ハンドブック	全国道路標識・標示業協会	H25
123	駐車場設計・施工指針 同解説	日本道路協会	H4. 11	122	駐車場設計・施工指針 同解説	日本道路協会	H4. 11
124	料金徴収施設設置基準(案)・同解説	日本道路協会	H11. 9	123	料金徴収施設設置基準(案)・同解説	日本道路協会	H11. 9
125	道路のデザイン 道路デザイン指針(案)とその解説	道路環境研究所	H17. 7	124	道路のデザイン 道路デザイン指針(案)とその解説	道路環境研究所	H17. 7
126	平成21年度道路環境センサス調査要領	道路局地方道環境課、国土技術政策総合研究所	H21. 6	125	平成21年度道路環境センサス調査要領	道路局地方道環境課、国土技術政策総合研究所	H21. 6
127	路上自動車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説	日本道路協会	H19. 1	126	路上自動車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説	日本道路協会	H19. 1
128	道路防災総点検要領[豪雪・豪雨等]	道路保全技術センター	H8. 8	127	道路防災総点検要領[豪雪・豪雨等]	道路保全技術センター	H8. 8
129	道路防災総点検要領[地震]	道路保全技術センター	H8. 8	128	道路防災総点検要領[地震]	道路保全技術センター	H8. 8
130	防災カルテ作成・運用要領	道路保全技術センター	H8. 12	129	防災カルテ作成・運用要領	道路保全技術センター	H8. 12
131	道路防災点検の手引き[豪雪・豪雨等]	道路保全技術センター	H19. 9	130	道路防災点検の手引き[豪雪・豪雨等]	道路保全技術センター	H19. 9
132	橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領(案)	国土交通省道路局国道・防災課	H16. 3	131	橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領(案)	国土交通省道路局国道・防災課	H16. 3
133	橋梁定期点検要領	国土交通省道路局国道・防災課	H26. 6	132	橋梁定期点検要領	国土交通省道路局国道・防災課	H26. 6
134	山口県橋梁点検要領(案)	山口県					
135	橋梁における第三者被害予防措置要領(案)	国土交通省道路局国道・防災課	H16. 3	133	橋梁における第三者被害予防措置要領(案)	国土交通省道路局国道・防災課	H16. 3

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加は省略）				旧			
136	ずい道等建設工事における換気技術指針	建設業労働災害防止協会	H24.3	134	ずい道等建設工事における換気技術指針	建設業労働災害防止協会	H24.3
137	道路管理施設等設計指針(案)・道路管理施設等設計要領(案)	日本建設機械施工協会	H15.7	135	道路管理施設等設計指針(案)・道路管理施設等設計要領(案)	日本建設機械化協会	H15.7
138	構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン	国土交通省道路局	H25.7	136	構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン	国土交通省道路局	H25.7
〔4〕 下水道関係				〔4〕 下水道関係			
1	下水道施設計画・設計指針と解説	日本下水道協会	H21	1	下水道施設計画・設計指針と解説	日本下水道協会	H21
2	下水道維持管理指針-2014年版-(総論編・マネジメント編)、(実務編)	日本下水道協会	H26.9	2	下水道維持管理指針-2014年版-(総論編・マネジメント編)、(実務編)	日本下水道協会	H26.9
3	小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説	日本下水道協会	H16	3	小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説	日本下水道協会	H16
4	下水道管路施設設計の手引	日本下水道協会	H3	4	下水道管路施設設計の手引	日本下水道協会	H3
5	下水道施設の耐震対策指針と解説	日本下水道協会	H26	5	下水道施設の耐震対策指針と解説	日本下水道協会	H26
6	下水道施設の耐震計算例 ー管路施設編ー	日本下水道協会	H27	6	下水道施設の耐震計算例 ー管路施設編ー	日本下水道協会	H27
7	下水道施設の耐震計算例 ー処理場・ポンプ場編ー	日本下水道協会	H27	7	下水道施設の耐震計算例 ー処理場・ポンプ場編ー	日本下水道協会	H27
8	下水道推進工法の指針と解説	日本下水道協会	H22	8	下水道推進工法の指針と解説	日本下水道協会	H22
9	下水道マンホール安全対策の手引き(案)	日本下水道協会	H11	9	下水道マンホール安全対策の手引き(案)	日本下水道協会	H11
10	委託者の下水道構造標準図	-	-	10	委託者の下水道構造標準図	-	-
11	委託者の道路埋設標準定規	-	-	11	委託者の道路埋設標準定規	-	-
12	流域別下水道整備総合計画調査指針と解説	国土交通省水管理・国土保全局下水道部	H27	12	流域別下水道整備総合計画調査指針と解説	国土交通省水管理・国土保全局下水道部	H27
13	下水道事業の手引	㈱日本水道新聞社	毎年発行	13	下水道事業の手引	㈱日本水道新聞社	毎年発行
14	持続的な汚水処理システムに向けた都道府県構想策定マニュアル	国土交通省、農林水産省、環境省	H26.1	14	持続的な汚水処理システムに向けた都道府県構想策定マニュアル	国土交通省、農林水産省、環境省	H26.1
15	効率的な合流式下水道緊急改善計画策定の手引き(案)	国土交通省都市・地域整備局下水道部	H20.3	15	効率的な合流式下水道緊急改善計画策定の手引き(案)	国土交通省都市・地域整備局下水道部	H20.3
16	下水道の地震対策マニュアル	日本下水道協会	H26	16	下水道の地震対策マニュアル	日本下水道協会	H26
17	下水道管路腐食対策の手引き(案)	日本下水道協会	H14	17	下水道管路腐食対策の手引き(案)	日本下水道協会	H14
18	下水道総合浸水対策計画策定マニュアル(案)	国土交通省都市・地域整備局下水道部	H18.3	18	下水道総合浸水対策計画策定マニュアル(案)	国土交通省都市・地域整備局下水道部	H18.3
19	ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き(案)	国土交通省水管理・国土保全局下水道部	H25.9	19	ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き(案)	国土交通省水管理・国土保全局下水道部	H25.9
〔5〕 電気・機械・設備等				〔5〕 電気・機械・設備等			
1	日本電機工業会(JEM)規格	日本電機工業会	-	1	日本電機工業会(JEM)規格	日本電機工業会	-
2	解説 電気設備の技術基準 最終改正	経済産業省 原子力安全・保安院	H25.10	2	解説 電気設備の技術基準 最終改正	経済産業省 原子力安全・保安院	H25.10
3	内線規程 JEAC 8001-2011	日本電気協会	H24.2	3	内線規程 JEAC 8001-2011	日本電気協会	H24.2

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

H 2 8 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加は省略）				旧			
4	電気通信設備工事共通仕様書 平成27年版	国土交通省	H27.3	4	電気通信設備工事共通仕様書 平成25年版	国土交通省	H25.3
5	電気通信設備施工管理の手引き 平成25年版	国土交通省	H25.11	5	電気通信設備施工管理の手引き 平成25年版	国土交通省	H25.11
6	建築設備設計基準 平成27年版	国土交通省	H27.3	6	建築設備設計基準 平成21年版	国土交通省	H21.3
7	公共建築工事標準仕様書[建築工事編] 平成28年版	国土交通省	H28.3	7	公共建築工事標準仕様書[建築工事編] 平成25年版	国土交通省	H25.3
8	公共建築設備工事標準図[電気設備工事編] 平成28年版	国土交通省	H28.3	8	公共建築設備工事標準図[電気設備工事編] 平成25年版	国土交通省	H25.3
9	公共建築設備工事標準図[機械設備工事編] 平成28年版	国土交通省	H28.3	9	公共建築設備工事標準図[機械設備工事編] 平成25年版	国土交通省	H25.3
10	電気設備工事監理指針	公共建築協会	H25	10	電気設備工事監理指針	国土交通省	H25
11	電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領	国土交通省	H12.3	11	電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領	国土交通省	H12.3
12	通信鉄塔設計要領・同解説	国土交通省	H25.3	12	通信鉄塔設計要領・同解説	国土交通省	H25.3
13	通信鉄塔・局舎耐震診断基準(案)・同解説	国土交通省	H25.3	13	通信鉄塔・局舎耐震診断基準(案)・同解説	国土交通省	H25.3
14	光ファイバケーブル施工要領・同解説	国土交通省	H25.3	14	光ファイバケーブル施工要領・同解説	国土交通省	H25.3
15	電気通信施設設計要領・同解説(電気編)	建設電気技術協会	H26.3	15	電気通信施設設計要領・同解説(電気編)	国土交通省	H25.5
16	電気通信施設設計要領・同解説(通信編)	建設電気技術協会	H26.3	16	電気通信施設設計要領・同解説(通信編)	国土交通省	H25.5
17	電気通信施設設計要領・同解説(情報通信システム編)	建設電気技術協会	H26.3	17	電気通信施設設計要領・同解説(情報通信システム編)	国土交通省	H25.5
18	雷害対策設計施工要領(案)・同解説	国土交通省	H18.11	18	雷害対策設計施工要領(案)・同解説	国土交通省	H18.11
19	電気通信施設劣化診断要領・同解説(電力設備編)	国土交通省	H18.11	19	電気通信施設劣化診断要領・同解説(電力設備編)	国土交通省	H18.11
20	機械工事塗装要領(案)・同解説	国土交通省	H22.3	20	機械工事塗装要領(案)・同解説	国土交通省	H22.3

注意：最新版を使用するものとする。

注意：最新版を使用するものとする。

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第2編 河川編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第1章 河川環境調査</p> <p>第2節 環境影響評価</p> <p>本調査は、「堰事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成27年6月1日国土交通省令第4号）、「湖沼水位調節施設事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成27年6月1日国土交通省令第43号）及び「放水路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成27年6月1日国土交通省令第43号）（以下この節において「技術指針省令」という）に準拠して実施するものとする。</p> <p>第3節 河川水辺環境調査</p> <p>本調査は、河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・平成28年1月）及び河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）（リバーフロント整備センター・平成13年8月）に準拠して、実施するものとする。</p>	<p>第1章 河川環境調査</p> <p>第2節 環境影響評価</p> <p>本調査は、「堰事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成25年4月1日国土交通省令第1号）、「湖沼水位調節施設事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成25年4月1日国土交通省令第28号）及び「放水路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成25年4月1日国土交通省令第28号）（以下この節において「技術指針省令」という）に準拠して実施するものとする。</p> <p>第3節 河川水辺環境調査</p> <p>本調査は、河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（リバーフロント整備センター・平成18年8月）及び河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）（リバーフロント整備センター・平成13年8月）に準拠して、実施するものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第2編 河川編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 2112 条 魚類調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 事前調査</p> <p>受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。</p> <p>なお、文献の収集及び聞き取り相手の選定にあたっては、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・平成 28 年 1 月）」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。</p> <p>(3) 現地調査計画策定</p> <p>受注者は、全体調査計画書および事前調査の成果を踏まえ、調査区域を設定した上で現地踏査し、調査計画を検討、策定し、監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>なお、計画策定にあたっては、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・平成 28 年 1 月）」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。</p> <p>(5) 調査成果のとりまとめ</p> <p>1) 考察・評価</p> <p>受注者は、調査成果について「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・平成 28 年 1 月）」に基づき、学識経験者の助言を仰ぎ、評価をとりまとめ、考察を行う。</p> <p>2) データの入力</p> <p>受注者は、「河川水辺の国勢調査入出力システム【河川版】（ver3.90）（リバーフロント整備センター・平成 27 年度版）」に基づき調査データの入力を行う。</p>	<p>第 2112 条 魚類調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 事前調査</p> <p>受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。</p> <p>なお、文献の収集及び聞き取り相手の選定にあたっては、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（リバーフロント整備センター・平成 18 年 8 月）」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。</p> <p>(3) 現地調査計画策定</p> <p>受注者は、全体調査計画書および事前調査の成果を踏まえ、調査区域を設定した上で現地踏査し、調査計画を検討、策定し、監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>なお、計画策定にあたっては、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（リバーフロント整備センター・平成 18 年 8 月）」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。</p> <p>(5) 調査成果のとりまとめ</p> <p>1) 考察・評価</p> <p>受注者は、調査成果について「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（リバーフロント整備センター・平成 18 年 8 月）」に基づき、学識経験者の助言を仰ぎ、評価をとりまとめ、考察を行う。</p> <p>2) データの入力</p> <p>受注者は、「河川水辺の国勢調査入出力システム【河川版】（ver3.70）（リバーフロント整備センター・平成 24 年度版）」に基づき調査データの入力を行う。</p>
<p>第 2113 条 底生動物調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 室内分析</p> <p>受注者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、ソーティングを行い、ついで、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものとする。また、定量採集においては、サンプルの湿重量の測定を行い、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・平成 28 年 1 月）」にもとづき標本を作成するものとする。</p>	<p>第 2113 条 底生動物調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 室内分析</p> <p>受注者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、ソーティングを行い、ついで、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものとする。また、定量採集においては、サンプルの湿重量の測定を行い、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（リバーフロント整備センター・平成 18 年 8 月）」にもとづき標本を作成するものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第2編 河川編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 2117 条 陸上昆虫類等調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 室内分析</p> <p>受注者は、現地調査において採集した陸上昆虫類等を室内に持ち帰り、調査地区ごとに同定及び計数を行い、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・平成 28 年 1 月）」にもとづき標本を作製するものとする。</p> <p>第 2 章 河川調査・計画</p> <p>第 2204 条 ティーセン法による検討</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 対象降雨の作成</p> <p>受注者は、降雨特性の検討、降雨確率の検討等を踏まえて、主要地点上流域の対象降雨の波形作成を行うものとする。</p> <p>第 2213 条 河道計画（中小河川）</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(4) 河川特性の把握</p> <p>受注者は、各河川の状況に応じて河川工作物調査、災害特性調査、河道断面特性の検討、河床高経年変化調査、洗掘堆積量経年変化調査、ダム堆砂量調査、蛇行特性の検討、河床材料調査、粗度係数の検討、現況河道の流下能力検討、堤防の安全水位による流下能力検討、現況河道の流砂特性検討、支川流入状況の実態把握等の調査を行い、河川特性を把握するものとする。</p> <p>第 2220 条 洪水予測システム検討</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 資料収集整理</p> <p>2) 水位・流量資料収集整理検討</p> <p>受注者は、比較的近年の洪水資料の中から、資料収集する洪水を選定し、洪水時時刻水位・流量資料を収集・整理するものとする。収集データは記憶媒体に登録するものとする</p> <p>3) 雨量資料収集・整理</p> <p>受注者は、選定した資料収集する洪水について、雨量資料の収集・整理を行うものとする。収集データは記憶媒体に登録するものとする。</p>	<p>第 2117 条 陸上昆虫類等調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 室内分析</p> <p>受注者は、現地調査において採集した陸上昆虫類等を室内に持ち帰り、調査地区ごとに同定及び計数を行い、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（リバーフロント整備センター・平成 18 年 8 月）」にもとづき標本を作製するものとする。</p> <p>第 2 章 河川調査・計画</p> <p>第 2204 条 ティーセン法による検討</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 対象降雨の作成</p> <p>受注者は、降雨特性の検討、降雨確率の検討等を踏まえて、対象降雨群を選定し、主要地点上流域の対象降雨の波形作成を行うものとする。</p> <p>第 2213 条 河道計画（中小河川）</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(4) 河川特性の把握</p> <p>受注者は、各河川の状況に応じて河川工作物調査、災害特性調査、河道断面特性の検討、河床高経年変化調査、洗掘堆積量経年変化調査、ダム堆砂量調査、蛇行特性の検討、河床材料調査、粗度係数の検討、現況河道の流下能力検討、堤防の安全水位による流下能力検討、現況河道の流砂特性検討、支川流入状況の実態把握等の調査項目に対し、現況河道解析を行うものとする。</p> <p>第 2220 条 洪水予測システム検討</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 資料収集整理</p> <p>2) 水位・流量資料収集整理検討</p> <p>受注者は、比較的近年の洪水資料の中から、資料収集洪水を選定し、洪水時時刻水位・流量資料を収集・整理するものとする。収集データは記憶媒体に登録するものとする</p> <p>3) 雨量資料収集・整理</p> <p>受注者は、選定した資料収集洪水について、雨量資料の収集・整理を行うものとする。収集データは記憶媒体に登録するものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第2編 河川編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第3章 河川構造物設計</p> <p>第2304条 築堤詳細設計。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 施工計画</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>1) 施工方法の検討 受注者は、予備設計の検討結果及びその後の新条件に基づき、当該工事で必要となる本提築造等の工事の順序、施工方法、運土計画等を検討し、最適な施工計画案を策定するものとし、その主な内容は下記に示すものとする。</p> <p>① 施工条件 ② 施工方法 ・・・</p> <p>第2310条 樋門詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 構造設計</p> <p>5) ゲート工及び操作室の設計 受注者は、ゲート工及び操作室について下記事項を決定するものとする。</p> <p>① ゲート扉体 荷重・設計条件に基づき、構造計算を行い、一般図を作成するものとする。</p> <p>② ゲート開閉機設備 開閉機の仕様、形状寸法、配置に関する参考資料を整理し参考図としてまとめるものとする。<u>なお、操作制御方式の検討、機器配置検討、操作制御設備の配線図の作成等については別途設計図書に示される業務内容として行うものとする。</u></p> <p>③ 操作室 決定されたデザインに基づき、関連設備（開閉機、操作盤、照明）の寸法・配置から基本寸法を決定し、構造計算を行って構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。 なお、外部意匠については、使用素材を決定し、詳細意匠図を作成するものとする。</p> <p>④ <u>管理橋</u> <u>管理橋の仕様、形状寸法、設計条件に基づき、構造計算を行い、一般図を作成するものとする。</u></p>	<p>第3章 河川構造物設計</p> <p>第2304条 築堤詳細設計。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 施工計画</p> <p><u>受注者は、予備設計の検討結果及びその後の新条件に基づき、当該工事で必要となる本提築造等の工事の順序、施工方法、運土計画等を検討し、最適な施工計画案を策定するものとし、その主な内容は下記に示すものとする。</u></p> <p>1) 施工方法の検討 受注者は、予備設計の検討結果及びその後の新条件に基づき、当該工事で必要となる本提築造等の工事の順序、施工方法、運土計画等を検討し、最適な施工計画案を策定するものとし、その主な内容は下記に示すものとする。</p> <p>① 施工条件 ② 施工方法 ・・・</p> <p>第2310条 樋門詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 構造設計</p> <p>5) ゲート工及び操作室の設計 受注者は、ゲート工及び操作室について下記事項を決定するものとする。</p> <p>① ゲート扉体 荷重・設計条件に基づき、構造計算を行い、一般図を作成するものとする。</p> <p>② ゲート開閉機設備 開閉機の仕様、形状寸法、配置に関する参考資料を整理し参考図としてまとめるものとする。</p> <p>③ 操作室 決定されたデザインに基づき、関連設備（開閉機、操作盤、照明）の寸法・配置から基本寸法を決定し、構造計算を行って構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。 なお、外部意匠については、使用素材を決定し、詳細意匠図を作成するものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第2編 河川編』

H 2 8 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

第9節 成果品

第 2323 条 成果品

受注者は、表 2.3.1、表 2.3.2 に示す成果品を作成し、第 1117 条 **成果品** の提出に従い、2 部納品するものとする。

表 2.3.2 詳細設計 成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮尺	種類			概要
				護岸	樋門・堰・水門・排水機場	床止め	
詳細設計	設計図	位置図	1:2,500 ～1:50,000	○	○	○	
		平面図	1:500～1:1,000	○	○	○	
		縦断面図	V=1:50 ～ 1:100 H=1:200～1:1,000	○	○	○	
		標準横断面図	1:50～1:100	○	○	○	
		横断面図	1:50～1:200	○	○	○	
		本体工一般図	1:100～1:1,000	○	○	○	
		本体工構造詳細図	1:20～1:100	○	○	○	
		基礎工一般図	1:100～1:1,000	○	○	○	
		基礎工詳細図	1:20～1:200	○	○	○	杭、遮水矢板
		機電設備詳細図	1:20～1:100	—	○	—	ゲート・ポンプ等の機電設備
		付帯工一般図	1:100～1:1,000	○	○	○	
		付帯工詳細図	1:20～1:100	○	○	○	取付護岸、階段、魚道、管理橋等
		建屋構造詳細図	1:20～1:100	—	○	—	上層構造、意匠図
		配筋図	1:50～1:100	○	○	○	
	土工図	1:100～1:200	○	○	○		
	仮設構造物詳細図	1:100～1:200	○	○	○	仮締切、工事用道路等	
	数量計算書	数量計算	—	○	○	○	
	設計報告書	基本事項検討書	—	○	○	○	基本諸元の決定・整理
		構造計算書	—	○	○	○	基礎工、本体工等
		景観検討書	—	○	○	○	基本条件、詳細デザイン
施工計画書		—	○	○	○	施工計画、仮設計画	
パース		—	○	○	○	A-3版の着色	

旧

第9節 成果品

第 2323 条 成果品

受注者は、表 2.3.1、表 2.3.2 に示す成果品を作成し、第 1117 条 **成果** の提出に従い、2 部納品するものとする。

表 2.3.2 詳細設計 成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮尺	種類			概要
				護岸	樋門・堰・水門・排水機場	床止め	
詳細設計	設計図	位置図	1:2,500 ～1:50,000	○	○	○	
		平面図	1:500～1:1,000	○	○	○	
		縦断面図	V=1:50 ～ 1:100 H=1:200～1:1,000	○	○	○	
		標準横断面図	1:50～1:100	○	○	○	
		横断面図	1:50～1:200	○	○	○	
		本体工一般図	1:100～1:1,000	○	○	○	
		本体工構造詳細図	1:20～1:100	○	○	○	
		基礎工一般図	1:100～1:1,000	○	○	○	
		基礎工詳細図	1:20～1:200	○	○	○	杭、遮水矢板
		機電設備詳細図	1:20～1:100	—	○	—	ゲート・ポンプ等の機電設備
		付帯工一般図	1:100～1:1,000	○	○	○	
		付帯工詳細図	1:20～1:100	○	○	○	取付護岸、階段、魚道、管理橋等
		建屋構造詳細図	1:20～1:100	○	○	○	上層構造、意匠図
		配筋図	1:50～1:100	○	○	○	
	土工図	1:100～1:200	○	○	○		
	仮設構造物詳細図	1:100～1:200	○	○	○	仮締切、工事用道路等	
	数量計算書	数量計算	—	○	○	○	
	設計報告書	基本事項検討書	—	○	○	○	基本諸元の決定・整理
		構造計算書	—	○	○	○	基礎工、本体工等
		景観検討書	—	○	○	○	基本条件、詳細デザイン
施工計画書		—	○	○	○	施工計画、仮設計画	
パース		—	○	○	○	A-3版の着色	

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

第1章 砂防環境調査

第4103条 魚類調査

2. 業務内容

(5) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第1章 砂防環境調査

第4103条 魚類調査

2. 業務内容

(新規)

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

第2章 砂防調査・計画

第4212条 成果品

受注者は、以下に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、2部納品するものとする。

(1) 水系砂防調査

表4.2.1 成果品一覧

設計項目	成果品	縮 尺	摘要
現地概査	現地写真、 ルートマップ 結果とりまとめ		
流域特性調査	流域区分図	1:100,000～1:150,000	
	谷次数区分図	1:100,000～1:150,000	
	既往災害土砂災害状況図	1:25,000～1:50,000	
	保全対象位置図	1:25,000～1:150,000	
降雨流出解析	年最大時間雨量・日雨量 異常出水時の毎時雨量表 雨量の確率計算書 計画ハイドログラフ		
地形・地質調査	地形概況図	1:25,000～1:50,000	
	地質概況図	1:25,000～1:50,000	
自然環境調査	国立公園、天然記念物、貴重動植物の分布図	1:25,000～1:50,000	
既存施設調査	施設現況図	1:5,000～1:25,000	
生産土砂量調査	崩壊地分布図	1:5,000～1:25,000	
	溪流調査図		
流送土砂量調査	河床材料調査箇所位置図	1:25,000～1:50,000	
	粒度分布図		
	土砂流送形態分布図	1:5,000～1:25,000	
経済調査	土地利用・法規制状況図	1:25,000～1:50,000	
総合検討	今後の課題と方針		
照査	照査報告書		
報告書作成	報告書		

旧

第2章 砂防調査・計画

第4212条 成果品

受注者は、以下に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、2部納品するものとする。

(1) 水系砂防調査

表4.2.1 成果品一覧

設計項目	成果品	縮 尺	摘要
現地概査	現地写真		
流域特性調査	流域区分図	1:100,000～1:150,000	
	谷次数区分図	1:100,000～1:150,000	
	既往災害土砂災害状況図	1:25,000～1:50,000	
	保全対象位置図	1:25,000～1:150,000	
降雨流出解析	年最大時間雨量・日雨量 異常出水時の毎時雨量表 雨量の確率計算書 計画ハイドログラフ		
地形・地質調査	地形概況図	1:25,000～1:50,000	
	地質概況図	1:25,000～1:50,000	
自然環境調査	国立公園、天然記念物、貴重動植物の分布図	1:25,000～1:50,000	
既存施設調査	施設現況図	1:5,000～1:25,000	
生産土砂量調査	崩壊地分布図	1:5,000～1:25,000	
	溪流調査図		
流送土砂量調査	河床材料調査箇所位置図	1:25,000～1:50,000	
	粒度分布図		
	土砂流送形態分布図	1:5,000～1:25,000	
経済調査	土地利用・法規制状況図	1:25,000～1:50,000	
総合検討	今後の課題と方針		
照査	照査報告書		
報告書作成	報告書		

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

(3) 流木対策調査

表 4.2.3 成果品一覧

設計項目	成果品	縮 尺	摘要
現地調査	現地写真、ルートマップ、結果とりまとめ		
流域現況調査	地形・地質状況図	1:25,000～1:50,000	
	林相図	1:5,000～1:25,000	
	荒廃状況図	1:5,000～1:25,000	
	既往災害状況	1:5,000～1:25,000	
	サンプリング調査結果 保全対象図		
既存施設調査	施設現況図	1:5,000～1:25,000	
流木の発生原因の調査	調査結果資料		
流木の発生場所・量・長さ・直径の調査	各調書		
総合検討	今後の課題と方針		
照査	照査報告書		
報告書作成	報告書		

(3) 流木対策調査

表 4.2.3 成果品一覧

設計項目	成果品	縮 尺	摘要
現地調査	現地写真、ルートマップ、結果とりまとめ		
流域現況調査	地形・地質状況図	1:25,000～1:50,000	
	林相図	1:5,000～1:25,000	
	荒廃状況図	1:5,000～1:25,000	
	既往災害状況	1:5,000～1:25,000	
	サンプリング調査結果 保全対象図		
既存施設調査	施設現況図	1:5,000～1:25,000	
流木の発生場所・量・長さ・直径の調査	各調書		
総合検討	今後の課題と方針		
照査	照査報告書		
報告書作成	報告書		

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H 2 8 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

(4) 火山砂防調査

表 4.2.4 成果品一覧

設計項目	成果品	縮 尺	摘要
火山活動履歴調査	火山活動履歴図、ルートマップ、結果とりまとめ		
現地調査	現地写真 既往災害状況図	1:5,000~1:25,000	
土砂移動実績図の作成	土砂移動実績図 (ディザスターマップ)	1:25,000~1:50,000	
総合検討	今後の課題と方針		
照査	照査報告書		
報告書作成	報告書		

旧

(4) 火山砂防調査

表 4.2.4 成果品一覧

設計項目	成果品項目	縮 尺	摘要
火山活動履歴調査	火山活動履歴図		
現地調査	現地写真 既往災害状況図	1:5,000~1:25,000	
土砂移動実績図の作成	土砂移動実績図 (ディザスターマップ)	1:25,000~1:50,000	
報告書作成	報告書		

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第3章 砂防構造物設計</p> <p>第4304条 砂防えん堤及び床固工詳細設計</p> <p>2. 業務内容 (4)施設設計 1)本土工設計 受注者は、予定された計画地点の設計条件により、設計計算を行い計算結果に基づく施設設計図面の作成を行うものとする。なお、施設設計の範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本堰堤 ② 副堰堤 ③ 水叩き ④ 側壁護岸 ⑤ 床固工 ⑥ <u>流末処理工</u> ⑦ <u>魚道工</u> <p>(7)照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <p>1) 基本事項の<u>決定に際し</u>、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>第4306条 溪流保全工予備設計</p> <p>2. 業務内容 (9)照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づく<u>ほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 1) <u>基本事項の検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</u> 2) <u>配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</u> 3) <u>基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。</u> 4) <u>全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。</u> 	<p>第3章 砂防構造物設計</p> <p>第4304条 砂防えん堤及び床固工詳細設計</p> <p>2. 業務内容 (4)施設設計 1)本土工設計 受注者は、予定された計画地点の設計条件により、設計計算を行い計算結果に基づく施設設計図面の作成を行うものとする。なお、施設設計の範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本堰堤 ② 副堰堤 ③ 水叩き ④ 側壁護岸 ⑤ 床固工 ⑥ <u>魚道工</u> <p>(7)照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <p>1) 基本事項<u>決定時</u>の実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>第4306条 溪流保全工予備設計</p> <p>2. 業務内容 (9)照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき照査を実施するものとする。</p> <p><u>なお、照査事項は第4303条砂防堰堤及び床固工予備設計第2項の(9)に準ずるものとする。</u></p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第4309条 土石流対策工予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(9)照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>くほか、下記に示す事項を標準として</u>照査を実施するものとする。</p> <p>1) <u>基本事項の検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料の確認を行い、その内容が適切であるか確認をする。</u></p> <p>2) <u>配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</u></p> <p>3) <u>基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。</u></p> <p>4) <u>全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。</u></p> <p>第4310条 土石流対策工詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7)照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>くほか、下記に示す事項を標準として</u>照査を実施するものとする。</p> <p>1) <u>基本事項決定時の実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</u></p> <p>2) <u>設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、設計基本条件の運用と手順を確認する。</u></p> <p>3) <u>詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手法及び全体一般図について妥当性を確認する。</u></p> <p>4) <u>全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。</u></p> <p>第4311条 流木対策工予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(9)照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>くほか、下記に示す事項を標準として</u>照査を実施するものとする。</p> <p>1) <u>基本事項の検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料の確認を行い、その内容が適切であるか確認をする。</u></p> <p>2) <u>配置計画条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</u></p> <p>3) <u>基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。</u></p> <p>4) <u>全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。</u></p>	<p>第4309条 土石流対策工予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(9)照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>き</u>照査を実施するものとする。</p> <p><u>なお、照査事項は第4303条砂防堰堤及び床固工予備設計第2項の(9)に準ずるものとする。</u></p> <p>第4310条 土石流対策工詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7)照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>き</u>照査を実施するものとする。</p> <p><u>なお、照査事項は第4304条砂防堰堤及び床固工詳細設計第2項の(7)に準ずるものとする。</u></p> <p>第4311条 流木対策工予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(9)照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>き</u>照査を実施するものとする。</p> <p><u>なお、照査事項は第4303条砂防堰堤及び床固工予備設計第2項の(9)に準ずるものとする。</u></p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H 2 8 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 4312 条 流木対策工詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 照査</p> <p>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>くほか、下記に示す事項を標準として</u>照査を実施するものとする。</p> <p><u>1) 基本事項決定時の実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</u></p> <p><u>2) 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</u></p> <p><u>3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手法及び全体一般図について妥当性を確認する。</u></p> <p><u>4) 全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。</u></p> <p>第 4314 条 護岸工予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(9) 照査</p> <p>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>くほか、下記に示す事項を標準として</u>照査を実施するものとする。</p> <p><u>1) 基本事項の検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</u></p> <p><u>2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</u></p> <p><u>3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。</u></p> <p><u>4) 全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。</u></p> <p>第 4315 条 護岸工詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 照査</p> <p>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>くほか、下記に示す事項を標準として</u>照査を実施するものとする。</p> <p><u>1) 基本事項決定時の実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</u></p> <p><u>2) 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</u></p> <p><u>3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手法及び全体一般図について妥当性を確認する。</u></p> <p><u>4) 全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。</u></p>	<p>第 4312 条 流木対策工詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 照査</p> <p>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>き</u>照査を実施するものとする。</p> <p><u>なお、照査事項は第 4304 条砂防堰堤及び床固工詳細設計第 2 項の(7)に準ずるものとする。</u></p> <p>第 4314 条 護岸工予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(9) 照査</p> <p>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>き</u>照査を実施するものとする。</p> <p><u>なお、照査事項は第 4303 条砂防堰堤及び床固工予備設計第 2 項の(9)に準ずるものとする。</u></p> <p>第 4315 条 護岸工詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 照査</p> <p>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>き</u>照査を実施するものとする。</p> <p><u>なお、照査事項は第 4304 条砂防堰堤及び床固工詳細設計第 2 項の(7)に準ずるものとする。</u></p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第4317条 山腹工予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(9) 照査</p> <p>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>くほか、下記に示す事項を標準として</u>照査を実施するものとする。</p> <p><u>1) 基本事項の検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</u></p> <p><u>2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</u></p> <p><u>3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。</u></p> <p><u>4) 全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。</u></p> <p>第4318条 山腹工詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 照査</p> <p>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>くほか、下記に示す事項を標準として</u>照査を実施するものとする。</p> <p><u>1) 基本事項決定時の実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</u></p> <p><u>2) 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</u></p> <p><u>3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手法及び全体一般図について妥当性を確認する。</u></p> <p><u>4) 全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。</u></p>	<p>第4317条 山腹工予備設計</p> <p>1. 業務目的</p> <p>(9) 照査</p> <p>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>き</u>照査を実施するものとする。</p> <p><u>なお、照査事項は第4303条砂防堰堤及び床固工予備設計第2項の(9)に準ずるものとする。</u></p> <p>第4318条 山腹工詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 照査</p> <p>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>き</u>照査を実施するものとする。</p> <p><u>なお、照査事項は第4304条砂防堰堤及び床固工詳細設計第2項の(7)に準ずるものとする。</u></p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

第4319条 成果品

(1) 砂防堰堤及び床固工の設計

1) 砂防堰堤及び床固工 予備設計の成果品

表 4.3.2 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ、結果とりまとめ		
基本事項検討	(1) 地質条件検討 (2) 設計条件検討 (3) 環境条件検討		
配置設計	(1) 砂防堰堤・床固工形式の選定 (2) 比較案作成		
施設設計検討	(1) 本體工設計、設計計算、一般構造図面、概算数量 (2) 基礎工検討 (3) 景観検討		
概算工事費	(1) 概算工事費		
最適案の選定	比較案評価、最適案選定		
施工計画検討	(1) 施工計画検討 (2) 転流工概略検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査事項		
報告書作成	報告書		
予備設計図	位置図	1:2,500~1:50,000	
	平面図	1:500~1:1,000	
	縦断図	H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200	
	構造図	1:100~1:500	

第4319条 成果品

(1) 砂防堰堤及び床固工の設計

1) 予備設計の成果品

表 4.3.1 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ、結果とりまとめ		
基本事項検討	(1) 地質条件検討 (2) 設計条件検討 (3) 環境条件検討		
配置設計	(1) 砂防堰堤・床固工形式の選定 (2) 比較案作成		
施設設計検討	(1) 本體工設計、設計計算、一般構造図面、概算数量 (2) 基礎工検討 (3) 景観検討		
概算工事費	概算工事費		
最適案の選定	比較案評価、最適案選定		
施工計画検討	(1) 施工計画検討 (2) 転流工概略検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査事項		
報告書作成	報告書		
予備設計図	位置図	1:2,500~1:50,000	
	平面図	1:500~1:1,000	
	縦断図	H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200	
	構造図	1:100~1:500	

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H 2 8 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

(1) 砂防堰堤及び床固工の設計

2) 砂防堰堤及び床固工詳細設計の成果品

表 4.3.2 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ、結果とりまとめ		
基本事項決定	(1) 地質条件 (2) 設計条件 (3) 環境条件		
施設設計	(1) 本體工設計、 付属構造物の検討 、設計計算、設計図面作成 (2) 基礎工設計 (3) 景観設計		
施工計画及び仮設構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計		
数量計算	数量計算書		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
報告書作成	報告書		
詳細設計図	(1) 全体図 ・ 位置図 ・ 平面図 ・ 縦断面図 ・ 堆砂地横断面図	1:2,500~1:50,000 1:500~1:1,000 H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200 1:100~1:200	
	(2) 構造図 ・ 構造図 ・ 付属構造物詳細図 ・ 横断面図 ・ 掘削横断面図 ・ 基礎工一般図	1:50~1:100 1:20~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200	
	(3) 施工計画検討図 ・ 水替え工法図 ・ 打設順序図 ・ 仮設工概略図	1:100~1:1,000 1:100~1:1,000 1:50~1:200	

旧

(1) 砂防**えん堤**及び床固工の設計

2) 詳細設計の成果品

表 4.3.2 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ、結果とりまとめ		
基本事項決定	(1) 地質条件 (2) 設計条件 (3) 環境条件		
施設設計	(1) 本體工設計、設計計算、設計図面作成 (2) 基礎工設計 (3) 景観設計		
施工計画及び仮設構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計		
数量計算	(1) 数量計算 (2) 数量計算書		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
報告書作成	報告書		
詳細設計図	(1) 全体図 ・ 位置図 ・ 平面図 ・ 縦断面図 ・ 堆砂地横断面図	1:2,500~1:50,000 1:500~1:1,000 H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200 1:100~1:200	
	(2) 構造図 ・ 構造図 ・ 付属構造物詳細図 ・ 横断面図 ・ 掘削横断面図 ・ 基礎工一般図	1:50~1:100 1:20~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200	
	(3) 施工計画検討図 ・ 水替え工法図 ・ 打設順序図 ・ 仮設工概略図	1:100~1:1,000 1:100~1:1,000 1:50~1:200	

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

- (2) 溪流保全工の設計
1) 溪流保全工予備設計の成果品

表 4.3.3 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ、結果とりまとめ		
基本事項検討	(1) 計画対象流量の検討 (2) 平面形の検討 (3) 縦断勾配の検討 (4) 地形地質条件 (5) 環境条件		
配置設計	(1) 法線計画 (2) 床固工・帯工の配置 (3) 縦断計画 (4) 比較案作成		
施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 施設構造、基本図面作成 (3) 景観検討		
概算工事費	概算工事費		
最適案の選定	比較案評価、最適案選定		
施工計画検討	施工法の検討 (1) 施工計画検討 (2) 転流工検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査事項		
報告書作成	報告書		
予備設計図	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2) 平面図	1:500~1:1,000	
	(3) 縦断図	V=1:100~1:200 H=1:200~1:1,000	
	(4) 横断図	1:100~1:400	
	(5) 標準構造図 ・溪流保全工断面図 ・床固工構造図 ・帯工構造図 ・護岸工構造図	1:50~1:200	

旧

- (2) 溪流保全工の設計
1) 予備設計の成果品

表 4.3.3 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ、結果とりまとめ		
基本事項検討	(1) 計画対象流量の検討 (2) 平面形の検討 (3) 縦断勾配の検討 (4) 地形地質条件 (5) 環境条件		
配置設計	(1) 法線計画 (2) 床固工・帯工の配置 (3) 縦断計画 (4) 比較案作成		
施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 施設構造、基本図面作成 (3) 景観検討		
概算工事費	概算工事費		
最適案の選定	比較案評価、最適案選定		
施工計画検討	施工法の検討 (1) 施工計画検討 (2) 転流工検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査事項		
報告書作成	報告書		
予備設計図	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2) 平面図	1:500~1:1,000	
	(3) 縦断図	V=1:100~1:200 H=1:200~1:1,000	
	(4) 横断図	1:100~1:400	
	(5) 標準構造図 ・溪流保全工断面図 ・床固工構造図 ・帯工構造図 ・護岸工構造図	1:50~1:200	

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

(2) 溪流保全工の設計

2) 溪流保全工詳細設計の成果品

表 4.3.4 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ、結果とりまとめ		
基本事項決定	(1) 設計諸元 (2) 計画断面 (3) 床固工、帯工の基本構造 (4) 地形地質条件・環境条件		
施設設計	(1) 設計計算 (2) 設計図作成 (3) 護岸工付帯構造物設計 (4) 景観設計		
施工計画及び仮設構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計		
数量計算書	数量計算書		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
報告書作成	報告書		
詳細設計図	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2) 平面図	1:500~1:1,000	
	(3) 縦断図	H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200	
	(4) 横断図	1:100~1:200	
	(5) 構造図	1:50~1:100	

(2) 溪流保全工の設計

2) 詳細設計の成果品

表 4.3.4 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ、結果とりまとめ		
基本事項決定	(1) 設計諸元 (2) 計画断面 (3) 床固工、帯工の基本構造 (4) 地形地質条件・環境条件		
施設設計	(1) 設計計算 (2) 設計図作成 (3) 護岸工付帯構造物設計 (4) 景観設計		
施工計画及び仮設構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計		
数量計算書	(1) 数量計算 (2) 数量計算書		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
報告書作成	報告書		
詳細設計図	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2) 平面図	1:500~1:1,000	
	(3) 縦断図	H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200	
	(4) 横断図	1:100~1:200	
	(5) 構造図	1:50~1:100	

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

(3) 土石流対策及び流木対策の設計

1) 土石流対策工予備設計の成果品

表 4.3.5 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項検討	(1) 地形・地質条件 (2) 設計条件 (3) 工種・工法の検討 (4) 構造物の位置の検討 (5) 環境検討		
配置設計	(1) 構造・材料・高さの検討 (2) 配置案の検討		
施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 基本図作成 (3) 数量算出 (4) 景観検討		
概算工事費	概算工事費		
最適案の選定	比較案評価、最適案選定		
施工計画検討	(1) 施工計画の検討 (2) 転流工の概略検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査項目		
報告書作成	報告書		
予備設計図面	(1) 全体平面図	1:500~1:1,000	
	(2) 全体縦断図	H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200	
	(3) 標準構造図	1:50~1:200	

旧

(3) 土石流対策及び流木対策の設計

1) 土石流対策工予備設計の成果品

表 4.3.5 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項検討	(1) 地形・地質条件 (2) 設計条件 (3) 工種・工法の検討 (4) 構造物の位置の検討 (5) 環境検討		
配置設計	(1) 構造・材料・高さの検討 (2) 配置案の検討		
施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 基本図作成 (3) 数量算出 (4) 景観検討		
概算工事費	(1) 概算工事費		
最適案の選定	比較案評価、最適案選定		
施工計画検討	(1) 施工計画の検討 (2) 転流工の概略検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査項目		
予備設計図面	(1) 全体平面図	1:500~1:1,000	
	(2) 全体縦断図	H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200	
	(3) 標準構造図	1:50~1:200	

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H 2 8 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

(3) 土石流対策及び流木対策の設計

2) 土石流対策工詳細設計の成果品

表 4.3.6 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ、結果とりまとめ		
基本事項決定	(1) 地質条件 (2) 設計条件 (3) 環境条件		
施設設計	(1) 付属構造物の検討、設計計算 (2) 設計図作成 (3) 付属施設の設計 (4) 景観設計		
施工計画及び仮設構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計		
数量計算	数量計算書		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
報告書作成	報告書		
詳細設計図面	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2) 平面図	1:500~1:1,000	
	(3) 縦断図	H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200	
	(4) 横断図	1:100~1:200	
	(5) 構造図	1:50~1:100	
	(6) 施工計画図	1:100~1:1,000	

旧

(3) 土石流対策及び流木対策の設計

2) 土石流対策工詳細設計の成果品

表 4.3.6 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ、結果とりまとめ		
基本事項決定	(1) 地質条件 (2) 設計条件 (3) 環境条件		
施設設計	(1) 設計計算 (2) 設計図作成 (3) 付属施設の設計 (4) 景観設計		
施工計画及び仮設構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計		
数量計算	(1) 数量計算 (2) 数量計算書		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
報告書作成	報告書		
詳細設計図面	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2) 平面図	1:500~1:1,000	
	(3) 縦断図	H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200	
	(4) 横断図	1:100~1:200	
	(5) 構造図	1:50~1:100	
	(6) 施工計画図	1:100~1:1,000	

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

(3) 土石流対策及び流木対策の設計

3) 流木対策工予備設計の成果品

表 4.3.7 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ、結果とりまとめ		
基本事項検討	(1) 地形・地質条件 (2) 設計条件 (3) 工種・工法の検討 (4) 構造物の位置の検討 (5) 環境検討		
配置設計	(1) 構造・材料・高さの検討 (2) 配置案の検討		
施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 基本図作成 (3) 数量算出 (4) 景観検討		
概算工事費	概算工事費		
最適案の選定	比較案評価、最適案選定		
施工計画検討	(1) 施工計画の検討 (2) 転流工の概略検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査項目		
報告書作成	報告書		
予備設計図面	(1) 全体平面図	1:500～1:1,000	
	(2) 全体縦断面図	縦 1:100～1:200 横 1:500～1:1,000	
	(3) 標準構造図	1:50～1:200	

旧

(3) 土石流対策及び流木対策の設計

3) 流木対策工予備設計の成果品

表 4.3.7 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ、結果とりまとめ		
基本事項検討	(1) 地形・地質条件 (2) 設計条件 (3) 工種・工法の検討 (4) 構造物の位置の検討 (5) 環境検討		
配置設計	(1) 構造・材料・高さの検討 (2) 配置案の検討		
施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 基本図作成 (3) 数量算出 (4) 景観検討		
概算工事費	(1) 概算工事費		
最適案の選定	比較案評価、最適案選定		
施工計画検討	(1) 施工計画の検討 (2) 転流工の概略検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査項目		
予備設計図面	(1) 全体平面図	1:500～1:1,000	
	(2) 全体縦断面図	縦 1:100～1:200 横 1:500～1:1,000	
	(3) 標準構造図	1:50～1:200	

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

(3) 土石流対策及び流木対策の設計

4) 流木対策工詳細設計の成果品

表 4.3.8 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ、結果とりまとめ		
基本事項決定	(1) 地質条件 (2) 設計条件 (3) 環境条件		
施設設計	(1) 設計計算 (2) 設計図作成 (3) 付属施設の設計 (4) 景観設計		
施工計画及び仮設構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計		
数量計算	数量計算書		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
報告書作成	報告書		
詳細設計図面	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000	
	(1) 平面図	1:500~1:1,000	
	(2) 縦断図	H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200	
	(3) 横断図	1:100~1:200	
	(4) 構造図	1:50~1:100	
	(5) 施工計画図	1:100~1:1,000	

旧

(3) 土石流対策及び流木対策の設計

4) 流木対策工詳細設計の成果品

表 4.3.8 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ、結果とりまとめ		
基本事項決定	(1) 地質条件 (2) 設計条件 (3) 環境条件		
施設設計	(1) 設計計算 (2) 設計図作成 (3) 付属施設の設計 (4) 景観設計		
施工計画及び仮設構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計		
数量計算	(1) 数量計算 (2) 数量計算書		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
報告書作成	報告書		
詳細設計図面	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000	
	(1) 平面図	1:500~1:1,000	
	(2) 縦断図	H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200	
	(3) 横断図	1:100~1:200	
	(4) 構造図	1:50~1:100	
	(5) 施工計画図	1:100~1:1,000	

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

- (4) 護岸工の設計
1) 護岸工予備設計の成果品

表 4.3.9 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ、結果とりまとめ		
基本事項検討	(1) 設計条件の検討 (2) 地形地質条件 (3) 環境条件		
配置設計	(1) 形式・規模・構造の検討 (2) 配置案作成		
施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 標準構造図作成 (3) 概算数量算出 (4) 景観検討		
概算工事費	概算工事費		
最適案の選定	比較案評価、最適案選定		
施工計画検討	(1) 施工計画の検討 (2) 転流工の概略検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査項目		
報告書作成	報告書		
予備設計図面	(1) 全体位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2) 計画一般図 ・平面、縦断、横断 ・主要構造図 ・施工計画図	1:200~1:1,000	

旧

- (4) 護岸工の設計
1) 予備設計の成果品

表 4.3.9 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ、結果とりまとめ		
基本事項検討	(1) 設計条件の検討 (2) 地形地質条件 (3) 環境条件		
配置設計	(1) 形式・規模・構造の検討 (2) 配置案作成		
施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 標準構造図作成 (3) 概算数量算出 (4) 景観検討		
概算工事費	(1) 概算工事費		
最適案の選定	比較案評価、最適案選定		
施工計画検討	(1) 施工計画の検討 (2) 転流工の概略検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査項目		
予備設計図面	(1) 全体位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2) 計画一般図 ・平面、縦断、横断 ・主要構造図 ・施工計画図	1:200~1:1,000	

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

- (4) 護岸工の設計
2) 護岸工詳細設計の成果品

表 4.3.10 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ、結果とりまとめ		
基本事項決定	(1) 設計諸元 (2) 配置計画・構造諸元 (3) 地質条件 (4) 環境条件		
施設設計	(1) 設計計算 (2) 設計図、 <u>景観設計</u>		
施工計画及び仮設構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計		
数量計算書	数量計算書		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
報告書作成	報告書		
詳細設計図面	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2) 平面図	1:500~1:1,000	
	(3) 縦断図	H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200	
	(4) 横断図	1:100~1:200	
	(5) 構造図	1:50~1:100	
	(6) 付属物詳細図	1:20~1:200	
	(7) 仮設工詳細図	1:50~1:200	

旧

- (4) 護岸工の設計
2) 詳細設計の成果品

表 4.3.10 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ、結果とりまとめ		
基本事項決定	(1) 設計諸元 (2) 配置計画・構造諸元 (3) 地質条件 (4) 環境条件		
施設設計	(1) 設計計算 (2) <u>仮設構造物</u> 設計		
施工計画及び仮設構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計		
数量計算書	(1) <u>数量計算</u> (2) <u>付帯施設</u> 数量計算書		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
報告書作成	報告書		
詳細設計図面	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2) 平面図	1:500~1:1,000	
	(3) 縦断図	H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200	
	(4) 横断図	1:100~1:200	
	(5) 構造図	1:50~1:100	
	(6) 付属物詳細図	1:20~1:200	
	(7) 仮設工詳細図	1:50~1:200	

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

(5) 山腹工の設計

1) 山腹工 予備設計の成果品

表 4.3.11 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ、結果とりまとめ		
基本事項検討	(1) 設計条件の検討 (2) 工種、工法の検討 (3) 構造物の位置 (4) 地形地質条件 (5) 環境条件		
配置設計	配置案作成		
施設設計検討	(1) 斜面安定計算、設計計算 (2) 基本図面作成 (3) 景観検討		
概算工事費	概算工事費		
最適案の選定	比較案評価、最適案選定		
施工計画検討	施工計画		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査項目		
報告書作成	報告書		
予備設計図面	(1) 全体位置図 (2) 計画一般図 ・平面、縦断、横断 ・主要構造図 ・施工計画図	1:2,500~1:50,000 1:200~1:500	

(5) 山腹工の設計

1) 予備設計の成果品

表 4.3.11 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ、結果とりまとめ		
基本事項検討	(1) 設計条件の検討 (2) 工種、工法の検討 (3) 構造物の位置 (4) 地形地質条件 (5) 環境条件		
配置設計	配置案作成		
施設設計検討	(1) 斜面安定計算、設計計算 (2) 基本図面作成 (3) 景観検討		
概算工事費	概算工事費		
最適案の選定	比較案評価、最適案選定		
施工計画検討	施工計画の検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査項目		
予備設計図面	(1) 全体位置図 (2) 計画一般図 ・平面、縦断、横断 ・主要構造図 ・施工計画図	1:2,500~1:50,000 1:200~1:500	

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

(5) 山腹工の設計

2) 山腹工詳細設計の成果品

表 4.3.12 成果品一覧

設計項目	成果品	縮 尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ、結果とりまとめ		
基本事項決定	(1) 設計条件の検討 (2) 配置設計・構造諸元 (3) 地形地質条件 (4) 環境条件		
施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 設計図作成 (3) 景観設計		
施工計画及び仮設構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計		
数量計算	数量計算書		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
報告書作成	報告書		
詳細設計図	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2) 平面図	1:500~1:1,000	
	(3) 縦断図	1:100~1:500	
	(4) 横断図	1:100~1:500	
	(5) 構造図	1:50~1:100	
	(6) 付属物詳細図	1:20~1:200	
	(7) 仮設工詳細図	1:50~1:200	

(5) 山腹工の設計

2) 詳細設計の成果品

表 4.3.12 成果品一覧

設計項目	成果品	縮 尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ、結果とりまとめ		
基本事項決定	(1) 設計条件の検討 (2) 配置設計・構造諸元 (3) 地形地質条件 (4) 環境条件		
施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 設計図作成 (3) 景観設計		
施工計画及び仮設構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計		
数量計算	(1) 数量計算 (2) 数量計算書		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
報告書作成	報告書		
詳細設計図	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2) 平面図	1:500~1:1,000	
	(3) 縦断図	1:100~1:500	
	(4) 横断図	1:100~1:500	
	(5) 構造図	1:50~1:100	
	(6) 付属物詳細図	1:20~1:200	
	(7) 仮設工詳細図	1:50~1:200	

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

第4章 地すべり対策調査・計画・設計

第4章 地すべり対策調査・計画・設計

第4410条 成果品

第4410条 成果品

(6) 地すべり防止施設詳細設計

(新規)

表 4.4.6 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地踏査のとりまとめ成果		
基本事項の決定	(1) 設計諸元 (2) 地形地質条件		
施設設計	(1) 施設の規模、形状 (2) 付属施設設計 (3) 設計計算 (4) 景観検討		
数量計算	数量計算書		
施工計画および仮設構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計		
照査	照査報告書		
総合検討	今後の課題と留意事項		
報告書作成	報告書		
詳細設計図面	(1) 位置図 (2) 平面図 (3) 縦断面図 (4) 標準断面図 (5) 横断面図 (6) 主要構造図	1:2,500~1:50,000 1:100~1:1,000 1:100~1:1,000 1:100~1:1,000 1:100~1:1,000 1:10~1:100	

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計

第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計

第4510条 成果品

(1) 急傾斜地予備調査

第4510条 成果品

(1) 急傾斜地予備調査

表 4.5.1 成果品一覧

表 4.5.1 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
写真判読	写真判読成果、図面	1:500～1:5,000	
概査、精査必要斜面の検討	同左		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 技術的事項・課題整理 (2) 今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		

設計項目	成果品	縮尺	摘要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
写真判読	写真判読成果、図面	1:500～1:5,000	
概査、精査必要斜面の検討	同左		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 技術的事項 (2) 今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

(5) 急傾斜地崩壊防止施設予備設計

表 4.5.5 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 現地踏査のとりまとめ成果		
基本事項検討	(1) 基本事項の検討		
配置設計	(1) 位置の検討 (2) 規模の検討 (3) 形式の検討		
施設設計検討	(1) 工法比較 (2) 主要構造物の概略設計 (3) 景観検討 (4) 環境検討 (5) 有効活用検討		
概算工事費	概算工事費		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 技術的事項・課題整理 (2) 今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		
基本図面	(1) 全体配置図 (2) 平面図 (3) 標準断面図 (4) 主要構造図	1:5,000~25,000 1:100~1:1,000 1:100~1:1,000 1:10~1:100	

旧

(5) 急傾斜地崩壊防止施設予備設計

表 4.5.5 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 現地踏査のとりまとめ成果		
基本事項検討	(1) 基本事項の検討		
配置設計	(1) 位置の検討 (2) 規模の検討 (3) 形式の検討		
施設設計検討	(1) 施設設計の範囲 (2) 主要構造物の概略設計 (3) 数量算出 (4) 環境検討 (5) 有効活用検討		
概算工事費	(1) 概算工事費		
最適案の選定	(1) 最適案の選定		
施工計画検討	(1) 施工計画検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 技術的事項・課題整理 (2) 今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		
基本図面	(1) 全体配置図 (2) 平面図 (3) 標準断面図 (4) 主要構造図	1:5,000~25,000 1:100~1:1,000 1:100~1:1,000 1:10~1:100	

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

第6章 雪崩対策調査・計画・設計

第4609条 成果品

(1) 雪崩予備調査

表 4.6.1 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
冬季気象特性の把握	気象推移図		
写真判読	撮影時期別雪崩判読図 雪崩等判読集成図	1:2,000～1:10,000 1:2,000～1:10,000	
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 技術的事項・課題の整理 (2) 今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		

(2) 雪崩解析調査

表 4.6.2 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
現地調査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
雪崩発生危険度の解析	現況積雪深分布図 計画積雪深分布図	1:10,000～1:25,000 1:10,000～1:25,000	
雪崩到達範囲の解析	雪崩危険度分布図	1:2,000～1:10,000	
雪崩シミュレーション解析	雪崩シミュレーション結果表示図	1:2,000～1:10,000	
総合検討	(1) 総合検討評価表 (2) 技術的事項・課題の整理 (3) 今後の配慮事項		
照査	照査報告書		
報告書作成	報告書		

旧

第6章 雪崩対策調査・計画・設計

第4609条 成果品

(1) 雪崩予備調査

表 4.6.1 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
冬季気象特性の把握	気象推移図		
写真判読	撮影時期別雪崩判読図 雪崩等判読集成図	1:2,000～1:10,000 1:2,000～1:10,000	
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 技術的事項・課題の整理 (2) 今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		

(2) 雪崩解析調査

表 4.6.2 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
現地調査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
雪崩発生危険度の解析	現況積雪深分布図 計画積雪深分布図	1:10,000～1:25,000 1:10,000～1:25,000	
雪崩到達範囲の解析	雪崩危険度分布図	1:2,000～1:10,000	
雪崩シミュレーション解析	雪崩シミュレーション結果表示図	1:2,000～1:10,000	
総合検討	(1) 総合検討評価表 (2) 技術的事項・課題の整理 (3) 今後の配慮事項		
照査	照査報告書		
報告書作成	報告書		

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

(4) 雪崩防止施設予備設計

表 4.6.4 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 現地踏査のとりまとめ成果		
基本事項検討	基本事項の検討		
配置設計	配置案3案の立案、比較表作成		
施設設計検討	(1) 工法比較 (2) 主要構造物の概略設計 (3) 景観検討		
概算工事費	概算工事費算定表		
最適案の選定	最適案比較表		
施工計画検討	施工計画検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 技術的事項・課題の整理 (2) 今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		
予備設計図面	対策施設配置平面図	1:50～1:500	
	対策施設配置断面図	1:50～1:500	
	構造一般図（平面図）	1:10～1:50	
	構造一般図（断面図）	1:10～1:50	
	構造一般図（正面図）	1:10～1:50	

(4) 雪崩防止施設予備設計

表 4.6.4 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 現地踏査のとりまとめ成果		
基本事項検討	基本事項の検討		
配置設計	配置案3案の立案、比較表作成		
施設設計検討	(1) 主要構造物の概略設計 (2) 景観検討		
概算工事費	概算工事費算定表		
最適案の選定	最適案比較表		
施工計画検討	施工計画検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 技術的事項・課題の整理 (2) 今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		
予備設計図面	対策施設配置平面図	1:50～1:500	
	対策施設配置断面図	1:50～1:500	
	構造一般図（平面図）	1:10～1:50	
	構造一般図（断面図）	1:10～1:50	
	構造一般図（正面図）	1:10～1:50	

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

(5) 雪崩防止施設詳細設計

表 4.6.5 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 現地踏査のとりまとめ成果		
基本事項決定	(1) 地形・地質条件 (2) 設計条件 (3) 環境条件		
施設設計	(1) 詳細設計 (2) 付属施設の設計 (3) 設計計算書 (4) 景観設計		
施工計画及び仮設 構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物図	1:10～1:500	
数量計算	数量計算書		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 技術的事項・課題の整理 (2) 今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		
施設設計図	構造一般図	1:5～1:50	
	構造平面図	1:5～1:50	
	構造縦断面図	1:5～1:50	
	構造横断面図	1:5～1:50	
	構造詳細図	1:5～1:50	
	上部工詳細図	1:5～1:50	
	下部工配筋図	1:5～1:50	
基礎工配筋図	1:5～1:50		

(5) 雪崩防止施設詳細設計

表 4.6.5 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 現地踏査のとりまとめ成果		
基本事項決定	(1) 地形・地質条件 (2) 設計条件 (3) 環境条件		
施設設計	(1) 詳細設計 (2) 付属施設の設計 (3) 設計計算書 (4) 景観設計		
施工計画及び仮設 構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物図	1:10～1:500	
数量計算	数量計算書		
最適案の選定	最適案比較表		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 技術的事項・課題の整理 (2) 今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		
施設設計図	構造一般図	1:5～1:50	
	構造平面図	1:5～1:50	
	構造縦断面図	1:5～1:50	
	構造横断面図	1:5～1:50	
	構造詳細図	1:5～1:50	
	上部工詳細図	1:5～1:50	
	下部工配筋図	1:5～1:50	
基礎工配筋図	1:5～1:50		

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第5編 ダム編』

H 2 8 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第1章 ダム環境調査</p> <p>第2節 環境影響評価 本調査は、「ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成27年6月1日国土交通省令第4号）以下この節において「技術指針省令」という）に準拠して実施するものとする。</p> <p>第3節 ダム湖環境調査 本調査は、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】」（国土交通省・平成28年1月）（以下この節において「マニュアル」という。）に準拠して、実施するものとする。</p> <p>第6章 施工計画及び施工設備設計</p> <p>第5607条 実施設計</p> <p>2. 業務内容 (3) 施工方法の選定 1) 盛立材料の運用計画 採取、掘削土石を盛立材料（直送材、直接流用、仮置流用）捨土等に分類、整理し 工事工程を勘案して運用計画を立案する</p>	<p>第1章 ダム環境調査</p> <p>第2節 環境影響評価 本調査は、「ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成25年4月1日国土交通省令第1号）以下この節において「技術指針省令」という）に準拠して実施するものとする。</p> <p>第3節 ダム湖環境調査 本調査は、河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】（ダム水源地環境整備センター・平成18年3月）（以下この節において「マニュアル」という。）に準拠して、実施するものとする。</p> <p>第6章 施工計画及び施工設備設計</p> <p>第5607条 実施設計</p> <p>2. 業務内容 (3) 施工方法の選定 1) 盛立材料の運用計画 採取、掘削土石を盛り立つ材料（直惣菜、直接流用、借地流用）捨土等に分類、整理し 工事工程を勘案して運用計画を立案する</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第1章 道路環境調査</p> <p>第6102条 計画段階配慮書（案）の作成</p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>第6106条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討</p> <p>1. 業務目的 本業務は、事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十五条、二十六条に基づき、選定された項目の予測及び評価を実施すると共に、技術指針省令第二十八条に基づき、必要に応じて環境保全措置及び事後調査の検討を行うことを目的とする。</p> <p>第2章 交通現況調査</p> <p>第6203条 単路部交通量調査</p> <p>2. 業務内容 (3) 交通量調査 受注者は、監督職員の指示する道路断面、調査時間および計測単位、車種別、方向別交通量を人手等により観測を行うものとする。なお、自転車歩行者の計測は監督職員の指示によるものとする。また、車種分類、自転車歩行者については「全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査実施要領 交通調査編」（国土交通省）に準ずるものとする。</p> <p>第6204条 交差点部交通量調査</p> <p>2. 業務内容 (3) 交通量観測 受注者は、設計図書に基づき、指示された流入部、調査時間、計測単位で方向別に車種別、自転車、横断歩行者の観測を人手等により行うものとする。また、車種分類については、「全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査実施要領 交通調査編」（国土交通省）（以下「渋滞調査マニュアル」という。）に準ずるものとする。</p>	<p>第1章 道路環境調査</p> <p>第1節 環境影響評価</p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容をし、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>第6106条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討</p> <p>1. 業務目的 本業務は、事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第十五条、二十六条に基づき、選定された項目の予測及び評価を実施すると共に、技術指針省令第二十八条に基づき、必要に応じて環境保全措置及び事後調査の検討を行うことを目的とする。</p> <p>第2章 交通現況調査</p> <p>第6203条 単路部交通量調査</p> <p>2. 業務内容 (3) 交通量調査 受注者は、監督職員の指示する道路断面、調査時間および計測単位、車種別、方向別交通量を人手等により観測を行うものとする。なお、自転車歩行者の計測は監督職員の指示によるものとする。また、車種分類、自転車歩行者については「全国道路交通調査実施要綱一般交通量調査（調査編）」（国土交通省）に準ずるものとする。</p> <p>第6204条 交差点部交通量調査</p> <p>2. 業務内容 (3) 交通量観測 受注者は、設計図書に基づき、指示された流入部、調査時間、計測単位で方向別に車種別、自転車、横断歩行者の観測を人手等により行うものとする。また、車種分類については、「全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査実施要領」（国土交通省）（以下「渋滞調査マニュアル」という。）に準ずるものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 6211 条 交通渋滞調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 渋滞長調査 受注者は、交通流の待ち行列長を10分毎に 10m 単位で観測を行うものとする。なお、複数車線の道路においては、車線毎に調査するものとする。また、渋滞原因についても目視観測による補助調査を行うものとする</p> <p>第4章 道路設計</p> <p>第 6408 条 道路詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(6) 小構造物設計 受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ 2m未滿）、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅 2m以下または延長 100m 以下）、集水桝、防護柵工、取付道路（幅 3 m以下または延長 30m未滿）、階段工（高さ 3m未滿）等を設計するものとする （照明施設は除く）。なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。</p> <p>(13)照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ くほか、下記に示す事項を標準として 照査を実施するものとする。</p> <p>3) 「詳細設計照査要領」 （旧建設省・平成 11 年 3 月） に基づき、詳細設計に必要な設計細部条件の検討・整理結果及び主要計画図について照査を行う。</p> <p>第 6418 条 トランペット・クローバー型 I C 詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(11)照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ き、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(12)に準ずるものとする。</p>	<p>第 6211 条 交通渋滞調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 渋滞長調査 受注者は、交通流の待ち行列長を10分毎に 50m 単位で観測を行うものとする。なお、複数車線の道路においては、車線毎に調査するものとする。また、渋滞原因についても目視観測による補助調査を行うものとする</p> <p>第4章 道路設計</p> <p>第 6408 条 道路詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(6) 小構造物設計 受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ 2m未滿）、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅 2m以下または延長 100m 以下）、集水桝、防護柵工、取付道路（幅 3 m以下または延長 30m未滿）、階段工（高さ 3m未滿）等を設計するものとする。なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。</p> <p>(13)照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ き、照査を実施するものとする。</p> <p>3) 「詳細設計照査要領」に基づき、詳細設計に必要な設計細部条件の検討・整理結果及び主要計画図について照査を行う。</p> <p>第 6418 条 トランペット・クローバー型 I C 詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(11)照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ くほか、下記に示す事項を標準として 照査を実施するものとする。なお、照査事項は第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(12)に準ずるものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H 2 8 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第8節 盛土・切土設計</p> <p>第 6427 条 盛土・切土設計の区分</p> <p><u>1. 盛土・切土設計は以下の区分により行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 盛土・切土予備設計</u></p> <p><u>(2) 盛土・切土詳細設計</u></p> <p>第 6428 条 盛土・切土予備設計</p> <p><u>1. 業務目的</u></p> <p><u>盛土・切土の設計は、使用目的との適合性・構造物の安定性・施工性・維持管理・経済性の観点から、盛土・切土ごとに構造形式の比較検討を行い、基本構造諸元を決定することを目的とする。</u></p> <p><u>2. 業務内容</u></p> <p><u>(1) 設計計画</u></p> <p><u>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</u></p> <p><u>(2) 現地踏査</u></p> <p><u>受注者は、道路設計業務と分離して本条の業務を実施する場合には、設計図書の指示により、その設計範囲の地形や立地条件を目視により確認し、周辺状況を把握するものとする。なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督職員に報告し、指示を受けるものとする。</u></p> <p><u>(3) 設計条件の確認</u></p> <p><u>受注者は、設計図書に示された道路の幾何構造、荷重条件等設計施工上の基本条件について確認を行うと共に、関係機関との対外協議の既往資料及び貸与資料を当該設計用に整理し、その内容に疑義ある場合及び不足資料がある場合は、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。</u></p> <p><u>設計に際して要求される性能は、重要度に応じ、連続又は隣接する構造物等の要求性能・影響を考慮して選定する。</u></p> <p><u>(4) 概略設計計算（現況解析）</u></p> <p><u>受注者は、計画した盛土・切土について、影響する作用及びこれらの組合せに対して選定した要求性能を満足することを確認する。必要に応じて、軟弱地盤技術解析あるいはのり面安定解析を実施する。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。選定した要求性能を満足しない場合には、対策工法の概略設計を行う。</u></p> <p><u>(5) 概略設計図</u></p>	<p>旧</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H 2 8 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p><u>受注者は、上記までの検討結果に基づき下記の概略設計図を作成する。概略設計図は構造全体概要図を作成するものであり、以下の内容について記載するものとする</u></p> <p><u>1) 横断面</u> <u>2) 設計条件（使用材料、荷重条件）</u></p> <p><u>(6) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</u></p> <p><u>1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</u></p> <p><u>2) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。</u></p> <p><u>(7) 報告書作成</u> <u>受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。</u></p> <p><u>1) 設計条件</u> <u>2) 道路、鉄道、河川の交差条件</u> <u>3) 主要断面の設計計算結果</u> <u>4) 詳細設計に向けての必要な調査、検討事項</u></p> <p><u>3. 貸与資料</u> <u>発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。</u></p> <p><u>(1) 道路設計報告書</u> <u>(2) 地質調査報告書</u> <u>(3) 実測平面図・実測縦横断面</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>第 6429 条 盛土・切土詳細設計</p> <p><u>1. 業務目的</u> <u>詳細設計は、予備設計で決定された構造形式について設計図書、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、地形・地質・交差条件・荷重条件・使用材料等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。</u></p> <p><u>2. 業務内容</u> <u>(1) 設計計画</u> <u>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出す</u></p>	<p>(新規)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p><u>るものとする。</u></p> <p><u>(2) 現地踏査</u> 受注者は、道路設計業務と分離して本条の業務を実施する場合には、設計図書により、その設計範囲の地形や立地条件を目視により確認し、周辺状況を把握するものとする。</p> <p><u>(3) 設計条件の確認</u> 受注者は、設計条件の確認について、「第6431条盛土・切土予備設計」第2項の(3)に準ずるものとする。</p> <p><u>(4) 設計計算（現況解析）</u> 受注者は、予備設計で決定された構造形式の主要構造寸法に基づき、設計図書において指示された設計条件に従い、必要に応じて、以下に示す軟弱地盤技術解析あるいはのり面安定解析を実施する。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。</p> <p><u>1) 盛土</u> <u>地盤圧密解析（一次元圧密沈下解析）</u> <u>地盤破壊解析（円弧すべり解析）</u> <u>地盤変形解析（簡便法あるいは詳細変形解析）</u> <u>液状化判定（簡便法あるいは詳細解析）</u></p> <p><u>2) 切土のり面</u> <u>のり面安定解析（すべり解析）</u></p> <p><u>(5) 対策工法の選定</u> 軟弱地盤技術解析あるいはのり面安定解析において、影響する作用及びこれらの組合せに対して選定した要求性能を満足しない場合には、対策工法の選定を行う。計画地点の地質条件および施工条件に対して適用可能な対策工を抽出し、各工法の特長・経済性・施工性・安全性・周辺への影響などを考慮して、比較検討の対象とする対策工を複数案選定する（一次選定）。</p> <p><u>(6) 設計計算（対策後解析）</u> 選定された複数案の対策工について、所定の仕様に基づいて施工を実施した場合を想定した軟弱地盤技術解析あるいはのり面安定解析を行う。解析に際しては、各対策工とも、工種・対策範囲・材料強度・施工数量などをパラメータとして各々について1つあるいは複数ケースを検討するものとする。必要に応じて、以下に示す軟弱地盤技術解析あるいはのり面安定解析を実施するが、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。</p> <p><u>1) 盛土</u> <u>地盤圧密解析（一次元圧密沈下解析）</u> <u>地盤破壊解析（円弧すべり解析）</u> <u>地盤変形解析（簡便法あるいは詳細変形解析）</u></p>	<p>(新規)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H 2 8 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p><u>液化化判定（簡便法あるいは詳細解析）</u></p> <p>2) <u>切土のり面</u> <u>のり面安定解析（すべり解析）</u></p> <p>—</p> <p><u>(7) 最適工法の決定</u> <u>各工法の特長・経済性・施工性・安全性・周辺への影響などを考慮して、総合比較検討により最適対策工法を決定する（二次選定）。</u></p> <p><u>(8) 設計図</u> <u>受注者は、上記までの検討結果に基づき、設計計算から定められた構造形状や応力状態から、本体工の横断面図、平面図、縦断面図を作成するものとする。</u></p> <p><u>(9) 数量計算</u> <u>受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。</u></p> <p><u>(10) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</u></p> <p>1) <u>基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</u></p> <p>2) <u>一般図を基に位置、取り合い（道路現況構造物）及び地盤条件とその構造物の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。</u></p> <p>3) <u>設計方針及び手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行う。</u></p> <p>4) <u>設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。</u></p> <p><u>(11) 報告書作成</u> <u>受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。</u></p> <p>1) <u>設計条件</u> 2) <u>構造形式決定の経緯と選定理由</u> 3) <u>構造各部の検討内容と問題点</u> 4) <u>主要断面、主要部分の寸法など設計計算の主要結果</u> 5) <u>施工段階での注意事項、検討事項</u></p> <p>3. <u>貸与資料</u></p>	<p>(新規)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H 2 8 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p><u>第 6428 条 盛土・切土予備設計第3項に準ずるものとする。なお、予備設計成果がある場合はそれも含むものとする。</u></p> <p>第 9 節 調整池設計</p> <p>第 6530 条 調整池設計の区分</p> <p>第 6431 条 調整池予備設計</p> <p>第 6432 条 調整池詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画 第 <u>6431</u> 条第 2 項 (1) に準ずるものとする。</p> <p>(2) 現地踏査 第 <u>6431</u> 条第 2 項 (2) に準ずるものとする。</p> <p>(8) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第 <u>6431</u> 条調整池予備設計第 2 項の(8)に準ずるものとする。</p> <p>第 10 節 成果品</p> <p>第 6433 条 成果品 受注者は、表 6.4.1～表 6.4. <u>8</u> に示す成果品を作成し、第 1117 条成果品の提出に従い、2 部納品するものとする。</p>	<p>(新規)</p> <p>第 8 節 調整池設計</p> <p>第 6427 条 調整池設計の区分</p> <p>第 6428 条 調整池予備設計</p> <p>第 6429 条 調整池詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画 第 <u>6428</u> 条第 2 項 (1) に準ずるものとする。</p> <p>(2) 現地踏査 第 <u>6428</u> 条第 2 項 (2) に準ずるものとする。</p> <p>(8) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第 <u>6428</u> 条調整池予備設計第 2 項の(8)に準ずるものとする。</p> <p>第 9 節 成果品</p> <p>第 6430 条 成果品 受注者は、表 6.4.1～表 6.4. <u>6</u> に示す成果品を作成し、第 1117 条成果品の提出に従い、2 部納品するものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H 2 8 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

表 6.4.1 道路設計成果品一覧表(2)

設計種別	設計項目	成果品項目	縮尺	摘要
道路予備設計(E)及び 道路予備修正	平面設計	路線図	1:2,500~1:50,000	市販地図等
		平面図	1:1,000	
	縦断設計	縦断図	V=1:100~1:200 H=1:1000	
	横断設計	標準横断図	1:50 または 1:100	
		横断図	1:100 または 1:200	
	構造物設計	一般図	1:200~1:500	
		用排水系統図	1:100	
	用地幅杭計画	流量計算書	—	
		用地幅杭表	—	
	概算工事費	数量計算書	—	用地補償の数量含む
概算工事費		—		
報告書	報告書	—		
道路詳細設計	平面設計	路線図	1:2,500~1:50,000	市販地図等
		平面図	1:500 または 1:1,000	
	縦断設計	縦断図	V=1:200, H=1:1,000 または V=1:100, H=1:500	地形条件等必要に応じて縮尺を変更可 V=1:100, H=1:1000 等
	横断設計	標準横断図	1:50 または 1:100	
		横断図	1:100 または 1:200	
		土積図	縦断図 V=1:400 H=1:2,000 土積図 H=1:2,000 V=1cmを10,000m ³ または 20,000m ³	適宜
	構造物設計	詳細図	適宜	
	仮設構造物設計	仮設工詳細図	適宜	
	用排水設計	用排水系統図	1:500 または 1:1000	
		詳細図	適宜	特殊形状
		流量計算書	—	
	舗装工設計	舗装工詳細図	適宜	
	数量計算	数量計算書	—	
	報告書	報告書	—	

表 6.4.1 道路設計成果品一覧表(2)

設計種別	設計項目	成果品項目	縮尺	摘要
道路予備設計(E)及び 道路予備修正	平面設計	路線図	1:2,500~1:50,000	市販地図等
		平面図	1:1,000	
	縦断設計	縦断図	V=1:100~1:200 H=1:1000	
	横断設計	標準横断図	1:50 または 1:100	
		横断図	1:100 または 1:200	
	構造物設計	一般図	1:200~1:500	
		用排水系統図	1:100	
	用地幅杭計画	流量計算書	—	
		用地幅杭表	—	
	概算工事費	数量計算書	—	用地補償の数量含む
概算工事費		—		
報告書	報告書	—		
道路詳細設計	平面設計	路線図	1:2,500~1:50,000	市販地図等
		平面図	1:500 または 1:1,000	
	縦断設計	縦断図	V=1:200, H=1:1,000 または V=1:100, H=1:500	地形条件等必要に応じて縮尺を変更可 V=1:100, H=1:1000 等
	横断設計	標準横断図	1:50 または 1:100	
		横断図	1:100 または 1:200	
		土積図	縦断図 V=1:400 H=1:2,000 土積図 H=1:2,000 V=1cmを10,000m ³ または 20,000m ³	適宜
	構造物設計	詳細図	適宜	
	仮設構造物設計	仮設工詳細図	適宜	
	用排水設計	用排水系統図	1:500 または 1:1000	
		詳細図	適宜	特殊形状
		流量計算書	—	
	数量計算	数量計算書	—	
	報告書	報告書	—	

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H 2 8 改訂 (軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略)

旧

表 6.4.3 平面交差点設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮尺	適要
平面交差点予備設計	平面・縦断設計	交差点位置図	1:2,500~1:50,000	市販地図等
		平面図	1:200~1:500	
		縦断図	V=1:100 H=1:200~1:500	平面図、縦断図を同一図面に作成
	横断設計	標準横断図	1:50 または 1:100	
		横断図	1:100 または 1:200	
	数量計算書	数量計算書	—	概略
	概算工事費	概算工事費	—	
	報告書	報告書	—	
		信号現示計算書	—	
	平面交差点詳細設計	平面・縦断設計	交差点位置図	1:2,000~1:50,000
平面図			1:200~1:500	平面図、縦断図を同一画面に作成
縦断図			V=1:100 H=1:200~1500	
横断設計		標準横断図	1:50 または 1:100	
		横断図	1:100 または 1:200	
構造物設計		詳細図	適宜	
用排水設計		用排水系統図	1:200~1:500	
		詳細図	適宜	特殊形状
		流量計算書	—	
数量計算書		数量計算書	—	
報告書		報告書	—	
		信号現示計算書	—	

表 6.4.3 平面交差点設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮尺	適要
平面交差点予備設計	平面・縦断設計	交差点位置図	1:2,500~1:50,000	市販地図等
		平面図	1:200~1:500	
		縦断図	V=1:100 H=1:200~1:500	平面図、縦断図を同一図面に作成
	横断設計	標準横断図	1:50 または 1:100	
		横断図	1:100 または 1:200	
	数量計算書	数量計算書	—	概略
	概算工事費			
	報告書			
	平面交差点詳細設計	平面・縦断設計	交差点位置図	1:2,000~1:50,000
平面図			1:200~1:500	平面図、縦断図を同一画面に作成
縦断図			V=1:100 H=1:200~1500	
横断設計		標準横断図	1:50 または 1:100	
		横断図	1:100 または 1:200	
構造物設計		詳細図	適宜	
用排水設計		用排水系統図	1:200~1:500	
		詳細図	適宜	特殊形状
		流量計算書	—	
数量計算書		数量計算書	—	
報告書		報告書	—	
		信号現示計算書	—	

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

表 6.4.4 立体交差点成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮尺	摘要
ダイヤモンド型IC予備設計 トランペット・クロバ型IC予備設計	平面設計・縦断設計	交差点位置図	1:2,500~1:50,000	市販地図等
		平面図	1:1,000	
		縦断図	V=1:100、H=1:1,000	
	横断設計	標準横断図	1:50 または 1:100	
		横断図	1:100 または 1:200	
	交差点容量・路面表示	交差点平面図	1:500	
	主要構造物計画	一般図	適宜	
	概算工事費	数量計算書	—	概略
		概算工事費	—	
	報告書	報告書	—	
ダイヤモンド型IC詳細設計 トランペット・クロバ型IC詳細設計	平面・縦断設計	交差点位置図	1:2,500~1:50,000	市販地図等
		平面図	1:500	
		縦断図	V=1:100、H=1:500	
	横断設計	標準横断図	1:50 または 1:100	
		横断図	1:100 または 1:200	
	用排水設計	用排水系統図	1:500	
		詳細図	適宜	特殊形状
		流量計算書	—	
	構造物設計	詳細図	適宜	
	交差点容量・路面表示	交差点平面図	1:500	
	数量計算	数量計算書	—	
	報告書	報告書	—	

表 6.4.4 立体交差点成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮尺	摘要
ダイヤモンド型IC詳細設計 トランペット・クロバ型IC詳細設計	平面設計・縦断設計	交差点位置図	1:2,500~1:50,000	市販地図等
		平面図	1:1,000	
		縦断図	V=1:100、H=1:1,000	
	横断設計	標準横断図	1:50 または 1:100	
		横断図	1:100 または 1:200	
	交差点容量・路面表示	交差点平面図	1:500	
	主要構造物計画	一般図	適宜	
	概算工事費	数量計算書	—	概略
		概算工事費	—	
	報告書	報告書	—	
ダイヤモンド型IC詳細設計 トランペット・クロバ型IC詳細設計	平面・縦断設計	交差点位置図	1:2,500~1:50,000	市販地図等
		平面図	1:500	
		縦断図	V=1:100、H=1:500	
	横断設計	標準横断図	1:50 または 1:100	
		横断図	1:100 または 1:200	
	用排水設計	用排水系統図	1:500	
		詳細図	適宜	特殊形状
		流量計算書	—	
	構造物設計	詳細図	適宜	
	交差点容量・路面表示	交差点平面図	1:500	
	数量計算	数量計算書	—	
	報告書	報告書	—	

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

表 6.4.7 盛土・切土設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮尺	摘要
盛土・切土予備設計	概略設計図	計画位置図	1:2,500~1:50,000	市販地図等
		構造全体概要図	適宜	
	概略設計計算	設計計算書	—	
	報告書	報告書	—	
盛土・切土詳細設計	設計図	計画位置図	1:2,500~1:50,000	市販地図等
		平面図	1:500	
		縦断面図	V=1:100、H=1:500	
		標準横断面図	1:50 または 1:100	
		横断面図	1:100 または 1:200	
	設計計算	設計計算書	—	
	数量計算	数量計算書	—	
	報告書	報告書	—	

(新規)

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H 2 8 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

表 6.4.8 調整池設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮尺	摘要
調整池予備設計	概略設計図	計画位置図	1:500~1:2,500	市販地図等
		構造全体概要図	適宜	
	概略設計計算	設計計算書	—	
	概算工事費	数量計算書	—	概略
		概算工事費	—	
報告書	報告書	—		
調整池詳細設計	設計図	計画位置図	1:500~1:2,500	市販地図等
		構造一般図	1:10~1:100	
		配筋図	適宜	
		詳細図	適宜	
	設計計算	設計計算書	—	
	数量計算	数量計算書	—	
	報告書	報告書	—	

(新規)

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第5章 地下構造物設計</p> <p>第 6503 条 地下横断歩道等基本計画</p> <p>2. 業務内容 (8) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づく<u>ほ</u>か、<u>下記に示す事項を標準として</u>照査を実施するものとする。</p> <p>第 6504 条 地下横断歩道等予備設計</p> <p>2. 業務内容 (9) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づく<u>ほ</u>か、<u>下記に示す事項を標準として</u>照査を実施するものとする。</p> <p>第 6505 条 地下横断歩道等詳細設計</p> <p>2. 業務内容 (12)照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づく<u>ほ</u>か、<u>下記に示す事項を標準として</u>照査を実施するものとする。</p> <p>第 6507 条 共同溝基本検討</p> <p>2. 業務内容 (9) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づく<u>ほ</u>か、<u>下記に示す事項を標準として</u>照査を実施するものとする。</p> <p>第 6508 条 開削共同溝予備設計</p> <p>2. 業務内容 (10)照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づく<u>ほ</u>か、<u>下記に示す事項を標準として</u>照査を実施するものとする。</p>	<p>第5章 地下構造物設計</p> <p>第 6503 条 地下横断歩道等基本計画</p> <p>2. 業務内容 (8) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づく<u>き</u>、照査を実施するものとする。</p> <p>第 6504 条 地下横断歩道等予備設計</p> <p>2. 業務内容 (9) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づく<u>き</u>、照査を実施するものとする。</p> <p>第 6505 条 地下横断歩道等詳細設計</p> <p>2. 業務内容 (12)照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づく<u>き</u>、照査を実施するものとする。</p> <p>第 6507 条 共同溝基本検討</p> <p>2. 業務内容 (9) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づく<u>き</u>、照査を実施するものとする。</p> <p>第 6508 条 開削共同溝予備設計</p> <p>2. 業務内容 (10)照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づく<u>き</u>、照査を実施するものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 6509 条 開削共同溝詳細設計</p> <p>2. 業務内容 (12) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>くほか、下記に示す事項を標準として</u>照査を実施するものとする。</p> <p>第 6510 条 シールド共同溝予備設計</p> <p>2. 業務内容 (7) 設計計算 受注者は、共同溝の主要断面について、基本事項の検討結果を基に、概略設計計算及び概略断面検討を行い、2次覆工の有無、セグメント種類、セグメント幅、<u>セグメント高さ、分割数、継ぎ手種別（セグメント継ぎ手、リング継ぎ手）</u>の決定を行うものとする。また、設計図書に基づき、共同溝の耐震検討や縦断方向の構造検討を行うものとする。</p> <p>(8) シールド工法の検討 受注者は、設計計算により決定された覆工厚<u>及び外径</u>を有するシールド機に関し工事の安全性、施工性、経済性等の観点から、<u>密閉型・開放型の検討、シールド形式（土圧、泥土圧、泥水等）の比較検討を行い</u>、比較表を作成し、特質を整理のうえ、機種決定を行うものとする。</p> <p>(9) 発進・到達方法の検討 受注者は、決定した共同溝断面、地質条件、シールド機種を考慮したシールド機の発進・到達方法について、<u>薬液注入、高圧噴射攪拌、凍結、直接壁掘削等の各工法を比較検討を行い</u>、比較案を作成し、特質を整理のうえ、発進・到達方法を決定するものとする。</p>	<p>第 6509 条 開削共同溝詳細設計</p> <p>2. 業務内容 (12) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>き</u>、照査を実施するものとする。</p> <p>第 6510 条 シールド共同溝予備設計</p> <p>2. 業務内容 (7) 設計計算 受注者は、共同溝の主要断面について、基本事項の検討結果を基に、概略設計計算及び概略断面検討を行い、2次覆工の有無、セグメント種類、セグメント幅の決定を行うものとする。また、設計図書に基づき、共同溝の耐震検討や縦断方向の構造検討を行うものとする。</p> <p>(8) シールド工法の検討 受注者は、設計計算により決定された覆工厚を有するシールド機に関し工事の安全性、施工性、経済性等の観点から、<u>3案程度の機種を対象に概略検討を行い</u>、比較表を作成し、特質を整理のうえ、機種決定を行うものとする。</p> <p>(9) 発進・到達方法の検討 受注者は、決定した共同溝断面、地質条件、シールド機種を考慮したシールド機の発進・到達方法について、<u>3案程度を対象に検討を行い</u>、比較案を作成し、特質を整理のうえ、発進・到達方法を決定するものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 6512 条 シールド共同溝詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 設計条件の整理・検討 受注者は、設計図書に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行うものとする。 主な検討項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) シールド本体の内空形状及び立坑・シャフト部を含めた設置位置の検討 2) 平面、縦断線形の検討 3) 地層・地質・地下水条件の検討 ・ ・ ・ 12) 近接の影響範囲の判定 13) 発進・到達方法の検討 14) シールド機械の選定 <u>15) シールド機械各構成機器の仕様検討</u> <p>(11) 仮設備計画 受注者は、共同溝施工に伴う仮設備について、必要に応じて、下記に示す項目の検討を行うとともに、参考図を作成するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 換気設備（換気容量の算定及び設備計画） 2) 仮排水設備（計画立案） 3) 裏込め注入設備（計画立案） 4) 掘削土砂処理設備（計画立案） <u>5) 掘削土砂搬出設備（計画立案）</u> <u>6) 材料搬出入設備（計画立案）</u> <u>7) 給水設備（容量算定）</u> <u>8) 工事用電力設備（容量算定及び設備計画）</u> <u>9) 汚濁水処理設備（容量算定）</u> <u>10) スtockヤード（計画立案）</u> <u>11) 工事用道路計画（概略検討）</u> <u>12) 安全対策（計画立案）</u> <u>13) 環境対策等（計画立案）</u> <u>14) 発進、到達立坑設備（設備計画）</u> <p>(15) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>下記に示す事項を標準として</u>照査を実施するものとする。</p>	<p>第 6512 条 シールド共同溝詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 設計条件の整理・検討 受注者は、設計図書に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行うものとする。 主な検討項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) シールド本体の内空形状及び立坑・シャフト部を含めた設置位置の検討 2) 平面、縦断線形の検討 3) 地層・地質・地下水条件の検討 ・ ・ ・ 12) 近接の影響範囲の判定 13) 発進・到達方法の検討 14) シールド機械の選定 <p>(11) 仮設備計画 受注者は、共同溝施工に伴う仮設備について、必要に応じて、下記に示す項目の検討を行うとともに、参考図を作成するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 換気設備（換気容量の算定及び設備計画） 2) 仮排水設備（計画立案） 3) 裏込め注入設備（計画立案） 4) 掘削土砂処理設備（計画立案） <u>5) 材料搬出入設備（計画立案）</u> <u>6) 給水設備（容量算定）</u> <u>7) 工事用電力設備（容量算定及び設備計画）</u> <u>8) 汚濁水処理設備（容量算定）</u> <u>9) スtockヤード（計画立案）</u> <u>10) 工事用道路計画（概略検討）</u> <u>11) 安全対策（計画立案）</u> <u>12) 環境対策等（計画立案）</u> <u>13) 発進、到達立坑設備（設備計画）</u> <p>(15) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 6515 条 電線共同溝予備設計</p> <p>2. 業務内容 (11)照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>くほか</u>、<u>下記に示す事項を標準として</u>照査を実施するものとする。</p>	<p>第 6515 条 電線共同溝予備設計</p> <p>2. 業務内容 (11)照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>き</u>、照査を実施するものとする。</p>
<p>第 6516 条 電線共同溝詳細設計</p> <p>2. 業務内容 (10)照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>くほか</u>、<u>下記に示す事項を標準として</u>照査を実施するものとする。</p>	<p>第 6516 条 電線共同溝詳細設計</p> <p>2. 業務内容 (10)照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>き</u>、照査を実施するものとする。</p>
<p>第 6 章 地下駐車場計画・設計</p>	<p>第 6 章 地下駐車場計画・設計</p>
<p>第 6603 条 基本調査</p> <p>2. 業務内容 (6) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>くほか</u>、<u>下記に示す事項を標準として</u>照査を実施するものとする。</p>	<p>第 6603 条 基本調査</p> <p>2. 業務内容 (6) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>き</u>、照査を実施するものとする。</p>
<p>第 6604 条 基本計画</p> <p>2. 業務内容 (11)照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>くほか</u>、<u>下記に示す事項を標準として</u>照査を実施するものとする。</p>	<p>第 6604 条 基本計画</p> <p>2. 業務内容 (11)照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>き</u>、照査を実施するものとする。</p>
<p>第 6606 条 地下駐車場本体予備設計</p> <p>2. 業務内容 (12)照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>くほか</u>、<u>下記に示す事項を標準として</u>照査を実施するものとする。</p>	<p>第 6606 条 地下駐車場本体予備設計</p> <p>2. 業務内容 (12)照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>き</u>、照査を実施するものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 6609 条 地下駐車場本体詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(6) 照査</p> <p>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>くほか</u>、<u>下記に示す事項を標準として</u>照査を実施するものとする。</p> <p>第 7 章 トンネル設計</p> <p>第 6703 条 山岳トンネル予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(15)照査</p> <p>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>くほか</u>、<u>下記に示す事項を標準として</u>照査を実施するものとする。</p> <p>第 6704 条 山岳トンネル詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(9) 舗装工設計</p> <p>受注者は、設計図書に示される交通量をもとに、排水性、照明効果、走行性、維持管理、<u>経済性（ライフサイクルコスト）</u>等を考慮し、トンネル内舗装（<u>アスファルト舗装／コンクリート舗装等</u>）の比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。</p> <p>(20)照査</p> <p>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>くほか</u>、<u>下記に示す事項を標準として</u>照査を実施するものとする。</p> <p>第 6706 条 シールドトンネル予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(15)照査</p> <p>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>くほか</u>、<u>下記に示す事項を標準として</u>照査を実施するものとする。</p>	<p>第 6609 条 地下駐車場本体詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(6) 照査</p> <p>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>き</u>、照査を実施するものとする。</p> <p>第 7 章 トンネル設計</p> <p>第 6703 条 山岳トンネル予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(15)照査</p> <p>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>き</u>、照査を実施するものとする。</p> <p>第 6704 条 山岳トンネル詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(9) 舗装工設計</p> <p>受注者は、設計図書に示される交通量をもとに、排水性、照明効果、走行性、維持管理等を考慮し、トンネル内舗装の比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。</p> <p>(20)照査</p> <p>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>き</u>、照査を実施するものとする。</p> <p>第 6706 条 シールドトンネル予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(15)照査</p> <p>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>き</u>、照査を実施するものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 6707 条 シールドトンネル詳細設計</p> <p>2. 業務内容 (20)照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>くほか</u>、<u>下記に示す事項を標準として</u>照査を実施するものとする。</p> <p>第 6714 条 トンネル設備予備設計</p> <p>2. 業務内容 (12)照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>くほか</u>、<u>下記に示す事項を標準として</u>照査を実施するものとする。</p> <p>第 6715 条 トンネル設備詳細設計</p> <p>2. 業務内容 (18)照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>くほか</u>、<u>下記に示す事項を標準として</u>照査を実施するものとする。</p> <p>第 8 章 橋梁設計</p> <p>第 6803 条 橋梁予備設計</p> <p>2. 業務内容 (12)照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>くほか</u>、<u>下記に示す事項を標準として</u>照査を実施するものとする。</p>	<p>第 6707 条 シールドトンネル詳細設計</p> <p>2. 業務内容 (20)照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>き</u>、照査を実施するものとする。</p> <p>第 6714 条 トンネル設備予備設計</p> <p>2. 業務内容 (12)照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>き</u>、照査を実施するものとする。</p> <p>第 6715 条 トンネル設備詳細設計</p> <p>2. 業務内容 (18)照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>き</u>、照査を実施するものとする。</p> <p>第 8 章 橋梁設計</p> <p>第 6803 条 橋梁予備設計</p> <p>2. 業務内容 (12)照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>き</u>、照査を実施するものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 6804 条 橋梁詳細設計</p> <p>2. 業務内容 (13)仮橋設計 受注者は、設計図書に基づき、仮橋の設計を行うものとする。<u>なお仮橋、仮栈橋の詳細設計は、設計計画、設計計算、設計図、数量計算、照査、報告書作成の業務内容を行うものである。</u></p> <p>(17)照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>くほか、下記に示す事項を標準として</u>照査を実施するものとする。</p>	<p>第 6804 条 橋梁詳細設計</p> <p>2. 業務内容 (13)仮橋設計 受注者は、設計図書に基づき、仮橋の設計を行うものとする。</p> <p>(17)照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>き</u>、照査を実施するものとする。</p>
<p>第 6806 条 橋梁拡幅予備設計</p> <p>2. 業務内容 (11)照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>くほか、下記に示す事項を標準として</u>照査を実施するものとする。</p>	<p>第 6806 条 橋梁拡幅予備設計</p> <p>2. 業務内容 (11)照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>き</u>、照査を実施するものとする。</p>
<p>第 6807 条 橋梁拡幅詳細設計</p> <p>2. 業務内容 (15)照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>くほか、下記に示す事項を標準として</u>照査を実施するものとする。</p>	<p>第 6807 条 橋梁拡幅詳細設計</p> <p>2. 業務内容 (15)照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>き</u>、照査を実施するものとする。</p>
<p>第 6809 条 橋梁補強予備設計</p> <p>2. 業務内容 (12)照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>くほか、下記に示す事項を標準として</u>照査を実施するものとする。</p>	<p>第 6809 条 橋梁補強予備設計</p> <p>2. 業務内容 (12)照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ<u>き</u>、照査を実施するものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 6810 条 橋梁補強詳細設計</p> <p>2. 業務内容 (14) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、<u>下記に示す事項を標準として</u>照査を実施するものとする。</p> <p>第 9 章 道路施設点検</p> <p>第 6901 条 道路施設点検の種類 道路施設点検の種類は以下のとおりとする。 (1) 道路防災カルテ点検 <u>(2) 橋梁定期点検</u></p> <p>第 3 節 橋梁定期点検</p> <p>第 6903 条 橋梁定期点検</p> <p>2. 業務内容 (2) 現地踏査 1) 現地踏査の内容 受注者は、橋梁定期点検に先立ち点検対象橋梁における、橋梁の損傷（劣化等）程度を把握するほか、現地の交通状況、点検に伴う交通規制の方法<u>及び近接手段</u>等について現地の状況を調査記録するものとする。なお、橋梁の状況（排水桝あるいは支承周辺の土砂詰まり等）により点検作業等に支障がある場合には、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(4) 定期点検 受注者は、次の項目について点検及び資料の作成を行うものとする。</p> <p>2) 損傷程度の評価 点検対象橋梁について、点検要領に基づき、損傷程度の評価を行う。</p> <p><u>3) 健全性の診断</u> <u>点検対象橋梁について、点検要領に基づき、（部材単位及び橋梁毎の）健全性の診断を行う。</u></p> <p><u>4) 定期点検結果の記録</u> 定期点検結果をもとに、点検要領に定める点検調書を作成するものとする。</p> <p><u>5) 緊急対応が必要な場合の報告</u></p>	<p>第 6810 条 橋梁補強詳細設計</p> <p>2. 業務内容 (14) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>第 9 章 道路施設点検</p> <p>第 6901 条 道路施設点検の種類 道路施設点検の種類は以下のとおりとする。 (1) 道路防災カルテ点検 (新規)</p> <p>第 3 節 橋梁定期点検</p> <p>第 6903 条 橋梁定期点検</p> <p>2. 業務内容 (2) 現地踏査 1) 現地踏査の内容 受注者は、橋梁定期点検に先立ち点検対象橋梁における、橋梁の損傷（劣化等）程度を把握するほか、現地の交通状況、点検に伴う交通規制の方法等について現地の状況を調査記録するものとする。なお、<u>架橋位置の地形・交通状況・交差物件・障害物等により点検時に接近が困難なことなどが予想される場合や</u>、橋梁の状況（排水桝あるいは支承周辺の土砂詰まり等）により点検作業等に支障がある場合には、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(4) 定期点検 受注者は、次の項目について点検及び資料の作成を行うものとする。</p> <p>2) 損傷程度の評価 点検対象橋梁について、<u>定期</u>点検要領に基づき、損傷程度の評価を行う。</p> <p>(新規)</p> <p><u>3) 定期点検結果の記録</u> 定期点検結果をもとに、<u>定期</u>点検要領に定める点検調書を作成するものとする。</p> <p><u>4) 緊急対応が必要な場合の報告</u></p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H 2 8 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>点検時に緊急対応が必要と判断される損傷を発見した場合は、直ちに監督職員に報告するものとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(5) 関係機関との協議資料作成</u> 受注者は、関係機関との協議用資料・説明用資料を作成するものとする。</p> <p><u>(6) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(7) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 4 節 成果品</p> <p>第 6904 条 成果品</p> <p>(2) 橋梁定期点検 定期点検における点検調書及び特記仕様書によるものとする。</p>	<p>点検時に緊急対応が必要と判断される損傷を発見した場合は、直ちに監督職員に報告するものとする。</p> <p><u>(5) 第三者被害予防措置</u> <u>受注者は、次の項目について点検・措置及び資料の作成を行うものとする。</u></p> <p><u>1) 打音検査及び第三者被害予防措置</u> <u>打音検査は所定の点検ハンマでコンクリート表面を叩いてその打音から損傷の有無を推定する。打音検査で、濁音が認められた箇所には、チョークでマーキングを行う。また、マーキングされたうき・剥離箇所に対して、所定の石刃ハンマでできる限り、その部分のコンクリートを叩き落とすものとする。なお、うき、はく、剥離の範囲が広い場合やPC桁等叩き落とすことによって構造の安全性が損なわれるおそれのある場合は、監督職員と協議するものとする。</u></p> <p><u>2) 遠望目視及び非破壊検査</u> <u>1次スクリーニングで「遠望目視及び非破壊検査（赤外線サーモグラフィ法）」を採用する場合は、監督職員と協議するものとする。</u></p> <p><u>3) 第三者被害予防措置結果の記録</u> <u>第三者被害予防措置結果をもとに、第三者要領に定める点検調書を作成するものとする。</u></p> <p><u>4) その他</u> <u>予防措置時に緊急対応が必要と判断される損傷が発見された場合は、直ちに監督職員に報告するものとする。</u></p> <p><u>(6) 関係機関との協議資料作成</u> 受注者は、関係機関との協議用資料・説明用資料を作成するものとする。</p> <p><u>(7) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(8) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。<u>なお、橋梁定期点検結果等においては定期点検・カルテ入力システムに入力することにより、データ作成を行うものとする。</u></p> <p>第 4 節 成果品</p> <p>第 6904 条 成果品</p> <p>(2) 橋梁定期点検 定期点検<u>及び第三者被害予防措置</u>における点検調書及び特記仕様書によるものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第7編 下水道編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第1章 基本計画策定</p> <p>第8101条 基本計画策定の区分</p> <p>1. 基本計画策定は、次の区分により行うものとする。</p> <p>(1) 下水道基本構想</p> <p>(2) 公共下水道全体計画</p> <p>(3) 下水道法による事業<u>計画</u></p> <p>(4) 都市計画決定図書作成</p> <p>(5) 都市計画事業認可申請図書作成。</p> <p>第8104条 下水道法による事業<u>計画</u></p> <p>1. 業務の目的</p> <p>本業務は、発注者において、公共下水道事業を施行するに当り、特記仕様書に示す事項に係る下水道法第4条に規定する事業計画を定めるのに必要な図書を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>下水道法による事業<u>計画</u>の業務内容は下記のとおりとする。</p>	<p>第1章 基本計画策定</p> <p>第8101条 基本計画策定の区分</p> <p>1. 基本計画策定は、次の区分により行うものとする。</p> <p>(1) 下水道基本構想</p> <p>(2) 公共下水道全体計画</p> <p>(3) 下水道法による事業<u>認可設計</u></p> <p>(4) 都市計画決定図書作成</p> <p>(5) 都市計画事業認可申請図書作成。</p> <p>第8104条 下水道法による事業<u>認可設計</u></p> <p>1. 業務の目的</p> <p>本業務は、発注者において、公共下水道事業を施行するに当り、特記仕様書に示す事項に係る下水道法第4条に規定する事業計画を定めるのに必要な図書を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>下水道法による事業<u>認可設計</u>の業務内容は下記のとおりとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第7編 下水道編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

表 8-1-1 基本計画策定成果品一覧表(2)

設計種別	設計項目	成果品項目	縮尺	成果品数		摘要
				原図	コピー	
下水道法による事業計画	事業計画申請 図書	事業計画書	A4	1	30	
		事業計画説明書	A4	〃	〃	
		下水道計画一般図(汚水・雨水)	1/10,000程度	〃	5	
		主要な管渠の区画割施設平面図(汚水・雨水)	1/2,500程度	〃	〃	
		主要な管渠縦断面図(汚水・雨水)	H=1/2,500程度 V=1/100程度	〃	〃	
		主要な管渠の流量計算書		〃	〃	
		ポンプ場平面図	1/500程度	〃	〃	
		施設断面図(水位関係含む)	1/100程度	〃	〃	
		終末処理場平面図	1/500程度	〃	〃	
		水位関係図	V=1/100程度、H=任意	〃	〃	
		フローシート図		〃	〃	
		水処理施設断面図	1/100程度	〃	〃	
		汚泥処理施設断面図	1/100程度	〃	〃	
		管理棟・汚泥棟平面図	1/100程度	〃	〃	
下水道放流先の状況を明らかにする図面	1/50,000程度	〃	〃			
その他参考図書	区画割平面図(汚水・雨水) 枝線の管渠流量計算書	1/2,500程度				

表 8-1-1 基本計画策定成果品一覧表(2)

設計種別	設計項目	成果品項目	縮尺	成果品数		摘要
				原図	コピー	
下水道法による事業認可設計	事業計画申請 図書	事業計画書	A4	1	30	
		事業計画説明書	A4	〃	〃	
		下水道計画一般図(汚水・雨水)	1/10,000程度	〃	5	
		主要な管渠の区画割施設平面図(汚水・雨水)	1/2,500程度	〃	〃	
		主要な管渠縦断面図(汚水・雨水)	H=1/2,500程度 V=1/100程度	〃	〃	
		主要な管渠の流量計算書		〃	〃	
		ポンプ場平面図	1/500程度	〃	〃	
		施設断面図(推移関係含む)	1/100程度	〃	〃	
		終末処理場平面図	1/500程度	〃	〃	
		水位関係図	V=1/100程度、H=任意	〃	〃	
		フローシート図		〃	〃	
		水処理施設断面図	1/100程度	〃	〃	
		汚泥処理施設断面図	1/100程度	〃	〃	
		管理棟・汚泥棟平面図	1/100程度	〃	〃	
下水道放流先の状況を明らかにする図面	1/50,000程度	〃	〃			
その他参考図書	区画割平面図(汚水・雨水) 枝線の管渠流量計算書	1/2,500程度				

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第7編 下水道編』

H 2 8 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

「別紙」

標準業務内容

公共下水道全体計画の作成

作業項目	作業内容	細目
7. 汚水ポンプ場計画		
7-3 図面作成	汚水中継ポンプ場の概略計画図の作成	位置図、一般平面図、水位関係図
8. 雨水ポンプ場計画		
8-3 図面作成	雨水排水ポンプ場の概略計画図の作成	位置図、一般平面図、水位関係図

「別紙」

標準業務内容

公共下水道全体計画の作成

作業項目	作業内容	細目
7. 汚水ポンプ場計画		
7-3 図面作成	汚水中継ポンプ場の概略計画図の作成	位置図、一般平面図、水位関係図の作成
8. 雨水ポンプ場計画		
8-3 図面作成	雨水排水ポンプ場の概略計画図の作成	位置図、一般平面図、水位関係図の作成

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第7編 下水道編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

標準業務内容

下水道法による事業計画の作成

作業項目	作業内容	細目
1. 基本作業の確認	基本事項の確認及び要望事項の打合せ	全体計画一般、財政状況、事業計画の作業スケジュール等、事業の目標年次、 事業 計画区域（区域外流入の有無）
2. 基本事項の検討		
2-1 事業 計画区域及び計画フレームの設定	事業計画区域・分区の設定、計画処理人口・計画観光人口等の設定	全体計画の計画値に基づき、事業計画目標年次の 計画 区域内計画値推定
3. 污水管渠計画		
3-11 下水道計画一般図作成		全体計画区域、処理区、 事業 計画区域、分区界、幹線ルート、ポンプ場、処理場の位置及び各名称、水質環境基準の類型、類型区間の範囲、水質基準点の位置等の記入
4. 雨水管渠計画		
4-1 測量（別途計上）	事業 計画区域内の道路地盤高の測量	道路交点、地形変化点、低地盤地点、河川、水路、鉄道等の横断部の必要箇所
4-11 下水道計画一般図作成		全体計画区域、 事業 計画区域、排水区、幹線ルート、ポンプ場等の位置及び各名称の記入

旧

標準業務内容

下水道法による事業認可設計の作成

作業項目	作業内容	細目
1. 基本作業の確認	基本事項の確認及び要望事項の打合せ	全体計画一般、財政状況、事業計画 認可 の作業スケジュール等、事業の目標年次、計画区域（区域外流入の有無）
2. 基本事項の検討		
2-1 認可 区域及び 認可 区域計画フレームの設定	事業計画区域・分区の設定、計画処理人口・計画観光人口等の設定	全体計画の計画値に基づき、事業計画目標年次の 認可 区域内計画値推定
3. 污水管渠計画		
3-11 下水道計画一般図作成		全体計画区域、処理区、計画区域、分区界、幹線ルート、ポンプ場、処理場の位置及び各名称、水質環境基準の類型、類型区間の範囲、水質基準点の位置等の記入
4. 雨水管渠計画		
4-1 測量（別途計上）	事業 認可 区域内の道路地盤高の測量	道路交点、地形変化点、低地盤地点、河川、水路、鉄道等の横断部の必要箇所
4-11 下水道計画一般図作成		全体計画区域、計画区域、排水区、幹線ルート、ポンプ場等の位置及び各名称の記入

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第7編 下水道編』

H 2 8 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第2章 下水管路設計</p> <p>第8201条 下水管路設計の区分 1. 下水管路設計は、次の区分により行うものとする。 (1) 下水管路基本設計 (2) 下水管路詳細設計</p> <p>第8202条 下水管路基本設計 1. 業務目的 下水管路基本設計は、下水道基本構想及び公共下水道全体計画に定められた区画割図面にに基づき、地形、環境、分水嶺等計画路線の現地を考慮し、区画割施設、縦断計画、流量計算、概略構造物、概略工法等の設計を行うことを目的とする。 2. 業務内容 下水管路基本設計の業務内容は下記のとおりとする。</p> <p>第8203条 下水管路詳細設計 1. 業務目的 下水管路詳細設計は、下水管路基本設計で検討された基本事項又は設計図書に示された設計条件に対して、第1206条第4項に示す業務を行い、工事発注に必要な詳細構造を設計し、経済的かつ合理的に、工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。 2. 業務内容 下水管路詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。</p>	<p>第2章 下水管渠設計</p> <p>第8201条 下水管渠設計の区分 1. 下水管渠設計は、次の区分により行うものとする。 (1) 下水管渠基本設計 (2) 下水管渠詳細設計</p> <p>第8202条 下水管渠基本設計 1. 業務目的 下水管渠基本設計は、下水道基本構想及び公共下水道全体計画に定められた区画割図面にに基づき、地形、環境、分水嶺等計画路線の現地を考慮し、区画割施設、縦断計画、流量計算、概略構造物、概略工法等の設計を行うことを目的とする。 2. 業務内容 下水管渠基本設計の業務内容は下記のとおりとする。</p> <p>第8203条 下水管渠詳細設計 1. 業務目的 下水管渠詳細設計は、下水管渠基本設計で検討された基本事項又は特記仕様書に示された設計条件に対して、第1206条第6項に示す業務を行い、工事発注に必要な詳細構造を設計し、経済的かつ合理的に、工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。 2. 業務内容 下水管渠詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第7編 下水道編』

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

表 8-2-1 下水管路実施設計成果品一覧表(1)

設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	成果品数		摘 要
				原図	コピー	
基本設計	設計図	位置図	1/10,000~1/30,000	1	3	
		区画割施設平面図	1/2,500	〃	〃	
		縦断面図	H=1/2,500、V=1/100	〃	〃	
		概略構造図	1/10~1/100	〃	〃	
	設計報告書	流量計算表	A4又はA3	〃	〃	
		概略工法検討書	A4	〃	〃	
		報告書	A4	〃	〃	
	その他参考図書					

表 8-2-1 下水管渠実施設計成果品一覧表(1)

設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	成果品数		摘 要
				原図	コピー	
基本設計	設計図	位置図	1/10,000~1/30,000	1	3	
		区画割施設平面図	1/2,500	〃	〃	
		縦断面図	H=1/2,500、V=1/100	〃	〃	
		概略構造図	1/10~1/100	〃	〃	
	設計報告書	流量計算表	A4又はA3	〃	〃	
		概略工法検討書	A4	〃	〃	
		報告書	A4	〃	〃	
	その他参考図書					

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第7編 下水道編』

H 2 8 改訂 (軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略)

旧

表 8-2-1 下水管路実施設計成果品一覧表(2)

設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	成果品数		摘 要
				原図	コピー	
詳細設計	設計図	位置図	1/10,000~1/30,000	1	3	
		系統図	1/2,000~1/3,000	〃	〃	
		施設平面図	1/300~1/500	〃	〃	
		詳細平面図	1/100~1/300	〃	〃	
		縦断面図	H=1/300~1/500、V=1/100	〃	〃	
		横断面図	1/50~1/100	〃	〃	
		構造図、仮設図	1/10~1/100	〃	〃	
	設計報告書	水理流量計算書	A 4	〃	〃	
		構造計算書 (耐震設計計算書を含む)	A 4 又は A 3	〃	〃	
		数量計算書、報告書 工事特記仕様書	A 4	〃	〃	
その他参考資料						
(協議用資料)	(協議用資料)	適宜			設計図書による	

注 () 内は、設計図書に基づいて作成する。

表 8-2-1 下水管渠実施設計成果品一覧表(2)

設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	成果品数		摘 要
				原図	コピー	
詳細設計	設計図	位置図	1/10,000~1/30,000	1	3	
		系統図	1/2,000~1/3,000	〃	〃	
		施設平面図	1/300~1/500	〃	〃	
		詳細平面図	1/100~1/300	〃	〃	
		縦断面図	H=1/300~1/500、V=1/100	〃	〃	
		横断面図	1/50~1/100	〃	〃	
		構造図、仮設図	1/10~1/100	〃	〃	
	設計報告書	水理流量計算書	A 4	〃	〃	
		構造計算書 (耐震設計計算書を含む)	A 4 又は A 3	〃	〃	
		数量計算書、報告書 工事特記仕様書	A 4	〃	〃	
その他参考資料						
(協議用資料)	(協議用資料)	適宜			設計図書による	

注 () 内は、設計図書に基づいて作成する。

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第7編 下水道編』

H 2 8 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第3章 終末処理場・ポンプ場実施設計</p> <p>第 8302 条 終末処理場・ポンプ場実施設計（基本設計）</p> <p>1. 業務目的 実施設計（基本設計）は、下水道基本構想及び公共下水道全体計画に定められた事項に基づき、実施設計（詳細設計）を行うに当たり、当該設計対象施設の処理方式、フローシート、基本的な配置、構造、形式、容量、機能、工事施工方法、維持管理方式及び事業の総合的効果等の基本的事項の確認及び検討を行うことを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 終末処理場・ポンプ場実施設計（基本設計）の業務内容は下記のとおりとする。</p> <p>第 8303 条 終末処理場・ポンプ場実施設計（詳細設計）</p> <p>1. 業務目的 実施設計（詳細設計）は、実施設計（基本設計）で検討された基本事項又は特記仕様書に示された設計条件に対して、工事発注をするために必要な詳細構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 終末処理場・ポンプ場実施設計（詳細設計）の業務内容は下記のとおりとする。</p>	<p>第3章 終末処理場・ポンプ場実施設計</p> <p>第 8302 条 終末処理場・ポンプ場実施設計（基本設計）</p> <p>1. 業務目的 実施設計（基本設計）は、下水道基本構想及び公共下水道全体計画に定められた事項に基づき、実施設計（詳細設計）を行うに当たり、当該設計対象施設の処理方式、フローシート、基本的な配置、構造、形式、容量、機能、工事施工方法、維持管理方式及び事業の総合的効果等の基本的事項の確認及び検討を行うことを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 終末処理場・ポンプ場増設実施設計（基本設計）の業務内容は下記のとおりとする。</p> <p>第 8303 条 終末処理場・ポンプ場増設実施設計（詳細設計）</p> <p>1. 業務目的 実施設計（詳細設計）は、実施設計（基本設計）で検討された基本事項又は特記仕様書に示された設計条件に対して、工事発注をするために必要な詳細構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 終末処理場・ポンプ場増設実施設計（詳細設計）の業務内容は下記のとおりとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

測量業務共通仕様書

H 2 8 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 103 条 受発注者の責務 受注者は契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。 <u>受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。</u></p> <p>第 106 条 業務の実施 測量業務は、「規程」により実施するものとする。なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、製品仕様書によるものとし、定めのない場合は、規程第 5 条第 3 項<u>第一号及び第二号</u>によるものとする。</p> <p>第 108 条 監督職員</p> <p>4. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお、監督職員は、その口頭による指示等を行った後 7 日以内に書面で受注者に<u>指示</u>するものとする。</p> <p>第 110 条 照査技術者及び照査の実施</p> <p>2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。</p> <p>(2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、<u>国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等一業務）は特記仕様書による）</u>、R C C M（業務に該当する登録技術部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 103 条 受注者の義務 受注者は契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</p> <p>第 106 条 業務の実施 測量業務は、「規程」により実施するものとする。なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、製品仕様書によるものとし、定めのない場合は、規程第 5 条第 3 項によるものとする。</p> <p>第 108 条 監督職員</p> <p>4. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお、監督職員は、その口頭による指示等を行った後 7 日以内に書面で受注者に<u>その内容を通知</u>するものとする。</p> <p>第 110 条 照査技術者及び照査の実施</p> <p>2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。</p> <p>(2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、R C C M（業務に該当する登録技術部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

測量業務共通仕様書

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第111条 担当技術者</p> <p>2. <u>測量作業における</u>担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。</p> <p>第112条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、<u>委託料の額</u>が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、書面により監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p><u>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。</u></p> <p>第113条 打合せ等</p> <p>6. <u>監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」*に努める。</u> <u>※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</u></p>	<p>第111条 担当技術者</p> <p>2. 担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。</p> <p>第112条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、<u>契約金額</u>が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、書面により監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>第113条 打合せ等</p> <p>（新規）</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

測量業務共通仕様書

H 2 8 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 114 条 業務計画書</p> <p>2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 業務概要 (2) 実施方針 (3) 業務工程 (4) 業務組織計画 (5) 打合せ計画 (6) 成果品の内容、部数 (7) 使用する主な図書及び基準 (8) 連絡体制（緊急時含む） (9) 使用する主な機器 (10) その他 <p><u>(2)実施方針又は(10)その他には、第 133 条個人情報の取扱い、第 134 条安全等の確保及び第 138 条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。</u></p> <p>なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画について記載するものとする。</p> <p>第 117 条 地元関係者との交渉等</p> <p>5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、<u>監督職員の</u>指示に基づいて、変更するものとする。</p> <p>なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。</p> <p>第 118 条 土地への立入り等</p> <p>4. 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。</p> <p>なお、受注者は、立入り作業完了後 10 日以内（<u>休日等を除く</u>）に身分証明書を発注者に返却しなければならない。</p>	<p>第 114 条 業務計画書</p> <p>2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 業務概要 (2) 実施方針 (3) 業務工程 (4) 業務組織計画 (5) 打合せ計画 (6) 成果品の内容、部数 (7) 使用する主な図書及び基準 (8) 連絡体制（緊急時含む） (9) 使用する主な機器 (10) その他 <p>なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画について記載するものとする。</p> <p>第 117 条 地元関係者との交渉等</p> <p>5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、指示に基づいて、変更するものとする。</p> <p>なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。</p> <p>第 118 条 土地への立入り等</p> <p>4. 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。</p> <p>なお、受注者は、立入り作業完了後 10 日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

測量業務共通仕様書

H 2 8 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 122 条 修 補</p> <p>4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第 30 条 <u>第 2 項</u>の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>第 130 条 再委託</p> <p>2. <u>契約書第 6 条第 3 項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項とする。</u></p> <p>第 133 条 個人情報の取扱い</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）、<u>行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）</u>等関係法令に基づき、<u>次に示す事項等の個人情報の漏洩、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>6. 再委託の禁止 <u>及び再委託時の措置</u></p> <p>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。</p> <p><u>なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>第 138 条 行政情報流出防止対策の強化</p> <p>1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、<u>第 113 条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。</u></p>	<p>第 122 条 修 補</p> <p>4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第 30 条 <u>第 5 項</u>の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>第 130 条 再委託</p> <p>2. <u>受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、<u>トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。</u></u></p> <p>第 133 条 個人情報の取扱い</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）等関係法令に基づき、個人情報の<u>漏えい</u>、滅失、改ざん又は<u>き損</u>の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6. 再委託の禁止</p> <p>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。</p> <p>第 138 条 行政情報流出防止対策の強化</p> <p>1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり<u>なければならない。</u></p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

測量業務共通仕様書

H 2 8 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 139 条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置</p> <p><u>1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。</u> <u>また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。</u></p> <p><u>2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を発注者に報告すること。</u></p> <p><u>3. 1. 及び 2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。</u></p> <p><u>4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。</u></p>	<p>(新規)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

地質・土質調査業務共通仕様書

H 2 8 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 102 条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>7. 「検査職員」とは、地質・土質調査業務の完了検査 <u>及び指定部分に係る検査</u> にあたって、契約書第 30 条第 2 項の規定に基づき検査を行う者をいう。</p> <p>33. 「照査」とは、受注者が、発注条件、調査結果等の確認及び解析等の検算 <u>等の成果の確認</u> をすることをいう。</p> <p>第 103 条 受発注者の責務 受注者は契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。 <u>受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。</u></p> <p>第 108 条 管理技術者</p> <p>3. 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）若しくは業務に該当する部門）、<u>国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等一業務）は特記仕様書による）、シビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）</u>の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。 なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつその範囲が、第 602 条第 2 項から第 4 項までの場合、地質調査技士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者を管理技術者とすることができる。</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 102 条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>7. 「検査職員」とは、地質・土質調査業務の完了 <u>の</u>検査にあたって、契約書第 30 条第 2 項の規定に基づき検査を行う者をいう。</p> <p>33. 「照査」とは、受注者が、発注条件、調査結果等の確認及び解析等の検算をすることをいう。</p> <p>第 103 条 受注者の義務 受注者は契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</p> <p>第 108 条 管理技術者</p> <p>3. 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）若しくは業務に該当する部門）、シビルコンサルティングマネージャー（<u>RCCM</u>）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。 なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつその範囲が、第 602 条第 2 項から第 4 項までの場合、地質調査技士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者を管理技術者とすることができる。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

地質・土質調査業務共通仕様書

H 2 8 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 109 条 照査技術者及び照査の実施</p> <p>2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。</p> <p>(2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、<u>国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等一業務）は特記仕様書による）</u>、R C C M（業務に該当する登録技術部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、<u>特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）</u>でなければならない。</p> <p>第 111 条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、<u>委託料の額</u>が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15 日（休日等を除く）以内に、書面により監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 8 名までとする）。また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p><u>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。</u></p> <p>第 112 条 打合せ等</p> <p>5. <u>監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。</u> <u>※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1 日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1 日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</u></p>	<p>第 109 条 照査技術者及び照査の実施</p> <p>2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。</p> <p>(2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、R C C M（業務に該当する登録技術部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。</p> <p>第 111 条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、<u>契約金額</u>が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15 日（休日等を除く）以内に、書面により監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 8 名までとする）。また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>第 112 条 打合せ等</p> <p>（新規）</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

地質・土質調査業務共通仕様書

H 2 8 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 113 条 業務計画書</p> <p>2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 業務概要 (2) 実施方針 (3) 業務工程 (4) 業務組織計画 (5) 打合せ計画 (6) 成果品の内容、部数 (7) 使用する主な図書及び基準 (8) 連絡体制（緊急時含む） (9) 使用機械の種類、名称、性能（一覧表にする） (10) 仮設備計画 (11) その他 <p>なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、<u>業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。</u></p> <p><u>(2)実施方針又は(11)その他には、第 132 条個人情報の取扱い、第 133 条安全等の確保及び第 137 条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。</u></p> <p>第 117 条 土地への立ち入り等</p> <p>4. 受注者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願いを発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。</p> <p>なお、受注者は、立ち入り作業完了後 10 日 <u>(休日等を除く)</u> 以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。</p> <p>第 121 条 修 補</p> <p>4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第 30 条 <u>第 2 項</u>の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p>	<p>第 113 条 業務計画書</p> <p>2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 業務概要 (2) 実施方針 (3) 業務工程 (4) 業務組織計画 (5) 打合せ計画 (6) 成果品の内容、部数 (7) 使用する主な図書及び基準 (8) 連絡体制（緊急時含む） (9) 使用機械の種類、名称、性能（一覧表にする） (10) 仮設備計画 (11) その他 <p>なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画について記載するものとする。</p> <p>第 117 条 土地への立ち入り等</p> <p>4. 受注者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願いを発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。</p> <p>なお、受注者は、立ち入り作業完了後 10 日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。</p> <p>第 121 条 修 補</p> <p>4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第 30 条 <u>第 5 項</u>の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

地質・土質調査業務共通仕様書

H 2 8 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 130 条 再委託</p> <p>1. 契約書第 6 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい受注者は、これを再委託することはできない。</p> <p>(1) 調査業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断</p> <p>2. <u>契約書第 6 条第 3 項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項とする。</u></p>	<p>第 130 条 再委託</p> <p>1. 契約書第 6 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい受注者は、これを再委託することはできない。</p> <p>(1) 調査業務（<u>機械ボーリングも含む</u>）における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断</p> <p>2. <u>受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な業務の再委託にあたっては発注者の承諾を必要としない。</u></p>
<p>第 131 条 守秘義務</p> <p>5. 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。</p> <p>6. 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。</p>	<p>第 131 条 守秘義務</p> <p>5. 取り扱う情報は、<u>アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送</u>しないこと。</p> <p>6. 受注者は、当該業務完了時に、<u>業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、</u>発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。</p>
<p>第 132 条 個人情報の取扱い</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）、<u>行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）</u>等関係法令に基づき、<u>次に示す事項等の個人情報の漏洩、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>6. 再委託の禁止 <u>及び再委託時の措置</u></p> <p>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。</p> <p><u>なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないように、受注者において必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>第 132 条 個人情報の取扱い</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）等関係法令に基づき、個人情報の<u>漏えい、滅失、改ざん又はき損</u>の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6. 再委託の禁止</p> <p>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

地質・土質調査業務共通仕様書

H 2 8 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 137 条 行政情報流出防止対策の強化</p> <p>1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、<u>第 113 条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。</u></p> <p>第 138 条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置</p> <p>1. <u>受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。</u> <u>また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。</u></p> <p>2. <u>1.により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を発注者に報告すること。</u></p> <p>3. <u>1.及び2.の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。</u></p> <p>4. <u>暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。</u></p>	<p>第 137 条 行政情報流出防止対策の強化</p> <p>1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり<u>なければならない。</u></p> <p>(新規)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

地質・土質調査業務共通仕様書

H 2 8 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第2章 機械ボーリング</p> <p>第203条 調査等</p> <p>4. 仮設</p> <p>(1) 孔口はケーシングパイプ又はドライブパイプで保護するものとする。</p> <p>(2) 崩壊性の地層に遭遇して掘進が不可能になる恐れのある場合は、泥水の使用、もしくはケーシングパイプの挿入により孔壁の崩壊を防止しなければならない。</p> <p>(3) 原位置試験、サンプリングの場合はそれに先立ち、孔底のスライムをよく除去するものとする。</p> <p>(4) 掘進中は掘進速度、湧水・逸水量、スライムの状況等に注意し、変化の状況を記録しなければならない。</p> <p>(5) 未固結土で乱れの少ない試料採取を行う場合には、土質及び締まり具合に応じたサンプラーを用い、採取率を高めるように努めなければならない。</p> <p>(6) 孔内水位は、毎作業日、作業開始前に観測し、観測日時を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(7) 岩盤ボーリングを行う場合は、原則としてダブルコアチューブを用いるものとし、コアチューブの種類は岩質に応じて適宜使い分けるものとする。</p> <p>(8) コアチューブはコアの採取毎に水洗いして、残渣を完全に除去しなければならない。</p> <p>(9) 掘進中は孔曲がりのないように留意し、岩質、割れ目、断層破碎帯、湧水漏水等に充分注意しなければならない。特に湧水については、その量のほか、必要があれば水位（被圧水頭）を測定するものとする。</p> <p>(10) 試料を採取するオールコアボーリング※¹の場合は、詳細な地質状況の把握が行えるよう、観察に供するコアを連続的に採取することとする。試料を採取しない場合はノンコアボーリング※²を行うこととする。ノンコアボーリング又はオールコアボーリングの適用は特記仕様書による。</p> <p>※1 オールコアボーリングとは、観察に供するコアを連続的に採取するボーリングで、試料箱（コア箱）に納め、採取したコアを連続的に確認し、詳細な地質状況の把握が可能なものをいう。</p> <p>※2 ノンコアボーリングとは、コアを採取しないボーリングで、標準貫入試験及びサンプリング（採取資料の土質試験）等の併用による地質状況の把握が可能なものをいう。</p> <p>5. 検尺</p> <p>(2) 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督職員が立会のうえロッドを挿入した状態で残尺を<u>確認した</u>後、ロッドを引き抜き、<u>全ロッド長の</u>確認を行うものとする。</p>	<p>第2章 機械ボーリング</p> <p>第203条 調査等</p> <p>4. 仮設</p> <p>(1) <u>掘進は地下水位の確認が出来る深さまで原則として無水掘りとする。</u></p> <p>(2) 孔口はケーシングパイプ又はドライブパイプで保護するものとする。</p> <p>(3) 崩壊性の地層に遭遇して掘進が不可能になる恐れのある場合は、泥水の使用、もしくはケーシングパイプの挿入により孔壁の崩壊を防止しなければならない。</p> <p>(4) 原位置試験、サンプリングの場合はそれに先立ち、孔底のスライムをよく除去するものとする。</p> <p>(5) 掘進中は掘進速度、湧水・逸水量、スライムの状況等に注意し、変化の状況を記録しなければならない。</p> <p>(6) 未固結土で乱れの少ない試料採取を行う場合には、土質及び締まり具合に応じたサンプラーを用い、採取率を高めるように努めなければならない。</p> <p>(7) 孔内水位は、毎作業日、作業開始前に観測し、観測日時を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(8) 岩盤ボーリングを行う場合は、原則としてダブルコアチューブを用いるものとし、コアチューブの種類は岩質に応じて適宜使い分けるものとする。</p> <p>(9) コアチューブはコアの採取毎に水洗いして、残渣を完全に除去しなければならない。</p> <p>(10) 掘進中は孔曲がりのないように留意し、岩質、割れ目、断層破碎帯、湧水漏水等に充分注意しなければならない。特に湧水については、その量のほか、必要があれば水位（被圧水頭）を測定するものとする。</p> <p>(11) 試料を採取するオールコアボーリング※¹の場合は、詳細な地質状況の把握が行えるよう、観察に供するコアを連続的に採取することとする。試料を採取しない場合はノンコアボーリング※²を行うこととする。ノンコアボーリング又はオールコアボーリングの適用は特記仕様書による。</p> <p>※1 オールコアボーリングとは、観察に供するコアを連続的に採取するボーリングで、試料箱（コア箱）に納め、採取したコアを連続的に確認し、詳細な地質状況の把握が可能なものをいう。</p> <p>※2 ノンコアボーリングとは、コアを採取しないボーリングで、標準貫入試験及びサンプリング（採取資料の土質試験）等の併用による地質状況の把握が可能なものをいう。</p> <p>5. 検尺</p> <p>(2) 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督職員が立会のうえロッドを挿入した状態で残尺を<u>検尺の</u>後、ロッドを引き抜き確認を行うものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

地質・土質調査業務共通仕様書

H28改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第3章 サンプルング</p> <p>第303条 試料の取扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受注者は、採取した試料に振動、衝撃及び極端な温度変化を与えないように取り扱いに注意するものとする。ただし、凍結などが必要な場合は、監督職員と協議するものとする。 2. 受注者は、採取した試料をすみやかに所定の試験室に運搬するものとする。 3. 受注者は、採取した試料を運搬する際には、衝撃及び振動を与えないようフォームラバー等の防護物を配し、静かに運搬するものとする。 <p>第4章 サウンディング</p> <p>第401条 目的</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 標準貫入試験は、原位置における地盤の硬軟や、締まり具合の判定、及び土層構成を把握するための試料採取することを目的とする。 <p>第404条 目的</p> <p>スウェーデン式サウンディング試験は、深さ 10m程度の軟弱地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。</p> <p>第5章 原位置試験</p> <p>第503条 成果品</p> <p>(4)試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JGS1421（孔内水平載荷試験方法【地盤のプレッシャーメーター試験】）により整理し提出するものとする。</p> <p>第504条 目的</p> <p>平板載荷試験は、地盤に剛な載荷板を介して荷重を加え、この荷重の大きさと載荷板の沈下との関係から、応力範囲の地盤の変形特性や支持力特性、道路の路床・路盤などでは地盤反力係数を求めることを目的とする。</p>	<p>第3章 サンプルング</p> <p>第303条 試料の取扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受注者（請負者）は、採取した試料に振動、衝撃及び極端な温度変化を与えないように取り扱いに注意するものとする。ただし、凍結などが必要な場合は、監督職員と協議するものとする。 2. 受注者（請負者）は、採取した試料をすみやかに所定の試験室に運搬するものとする。 3. 受注者（請負者）は、採取した試料を運搬する際には、衝撃及び振動を与えないようフォームラバー等の防護物を配し、静かに運搬するものとする。 <p>第4章 サウンディング</p> <p>第401条 目的</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 標準貫入試験は、原位置における土の硬軟や、締まり具合の相対値を知るとともに、試料採取することを目的とする。 <p>第404条 目的</p> <p>スウェーデン式サウンディング試験は、比較的浅い原位置地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。</p> <p>第5章 原位置試験</p> <p>第503条 成果品</p> <p>(4)試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JGS1421（孔内水平載荷試験方法【地盤のプレッシャーメーター試験】）によるものとする。</p> <p>第504条 目的</p> <p>平板載荷試験は、地盤に剛な載荷板を介して荷重を加え、この荷重の大きさと載荷板の沈下との関係から、応力範囲の地盤の変形強さなどの支持力特性や、道路の路床・路盤などの地盤反力係数を求めることを目的とする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

地質・土質調査業務共通仕様書

H 2 8 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第9章 地すべり調査</p> <p>第904条 移動変形調査</p> <p>3. 傾斜計による調査</p> <p>(2)水管式地盤傾斜計を用いて調査する場合は、JGS1721（水管式地盤傾斜計を用いた地表面の<u>傾斜変動量</u>測定方法）によるものとする。</p> <p>第905条 雨量観測 <u>地すべりの変動と降雨量との相関関係を把握するために、降雨量を計測する。計測には、測量結果を自動転送する機能を有した雨量計の使用を標準とする。</u></p> <p>第906条 解析</p> <p>第907条 対策工法選定</p> <p>第908条 報告書作成</p>	<p>第9章 地すべり調査</p> <p>第904条 移動変形調査</p> <p>3. 傾斜計による調査</p> <p>(2)水管式地盤傾斜計を用いて調査する場合は、JGS1721（水管式地盤傾斜計を用いた地表面の<u>移動量</u>測定方法）によるものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>第905条 解析</p> <p>第906条 対策工法選定</p> <p>第907条 報告書作成</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

発注者支援業務共通仕様書

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1008 条 提出書類</p> <p>1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、委託料の額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下、「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員に確認を受けたうえ、受注時は契約後、15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15 日（休日等を除く）以内に登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、テクリスに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から 15 日（休日等を除く）以内に監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が 15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p><u>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。</u></p> <p>第 1013 条 成果品の提出</p> <p>1. 受注者は、業務が完了したときは、第 2005 条、第 3006 条に示す成果品を業務完了通知書とともに提出し検査を受けるものとする。</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1008 条 提出書類</p> <p>1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下、「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員に確認を受けたうえ、受注時は契約後、15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15 日（休日等を除く）以内に登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、テクリスに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から 15 日（休日等を除く）以内に監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が 15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>第 1013 条 成果品の提出</p> <p>1. 受注者は、業務が完了したときは、第 2005 条、第 3005 条に示す成果品を業務完了通知書とともに提出し検査を受けるものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

発注者支援業務共通仕様書

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 1016 条 再委託</p> <p>2. <u>契約書第 5 条第 3 項ただし書きに規定する「軽微な部分」</u>は、コピー、ワープロ、印刷、製本、<u>速記録の作成、トレース</u>、計算処理（単純な電算処理に限る）、<u>データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項とする。</u></p> <p>4. 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。 なお、<u>協力者</u>は、山口県の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、山口県の指名停止期間中であってはならない。</p>	<p>第 1016 条 再委託</p> <p>2. <u>受注者</u>は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る）、<u>トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。</u></p> <p>4. 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。 なお、<u>再委託の相手方</u>は、山口県の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、山口県の指名停止期間中であってはならない。</p>
<p>第 1019 条 安全等の確保</p> <p>1. 受注者は、屋外で行う業務の実施に際しては、当該業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術<u>調査課</u> 平成 21 年 3 月）を参考にして常に<u>業務</u>の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p>	<p>第 1019 条 安全等の確保</p> <p>1. 受注者は、屋外で行う業務の実施に際しては、当該業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術<u>審議官通達</u> 平成 21 年 3 月 <u>31 日</u>）を参考にして常に<u>測量</u>の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p>
<p>第 1021 条 修補</p> <p>4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第 26 条<u>第 2 項</u>の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p>	<p>第 1021 条 修補</p> <p>4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第 26 条<u>第 5 項</u>の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p>
<p>第 102 条 契約変更</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、<u>発注者支援業務</u>委託契約の変更を行うものとする。</p> <p>一 業務内容の変更により<u>委託料の額</u>に変更を生じる場合</p> <p>二 委託期間の変更を行う場合</p> <p>三 監督職員と受注者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合</p> <p>四 契約書第 25 条の規定に基づき<u>委託料の額</u>の変更で代える設計図書の変更を行った場合</p>	<p>第 1022 条 契約変更</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、<u>設計業務等</u>委託契約の変更を行うものとする。</p> <p>一 業務内容の変更により<u>業務委託料</u>に変更を生じる場合</p> <p>二 委託期間の変更を行う場合</p> <p>三 監督職員と受注者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合</p> <p>四 契約書第 25 条の規定に基づき<u>委託料</u>の変更で代える設計図書の変更を行った場合</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

発注者支援業務共通仕様書

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 1024 条 一時中止</p> <p>1. 契約書第 16 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に通知し、必要と認める期間、業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による業務の中断については、第 1028 条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>第 1029 条 個人情報の取り扱い</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）、<u>行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）</u>等関係法令に基づき、<u>次に示す事項等の</u>個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6. 再委託の禁止 <u>及び再委託時の措置</u></p> <p>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。</p> <p><u>なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>第 1030 条 行政情報流出防止対策の強化</p> <p>1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策を<u>とり、第 1010 条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。</u></p>	<p>第 1024 条 一時中止</p> <p>1. 契約書第 16 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に<u>書面をもって</u>通知し、必要と認める期間、業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による業務の中断については、第 1028 条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>第 1029 条 個人情報の取り扱い</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6. 再委託の禁止</p> <p>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。</p> <p>第 1030 条 行政情報流出防止対策の強化</p> <p>1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策を<u>とらなければならない。</u></p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

発注者支援業務共通仕様書

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 1031 条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置</p> <p><u>1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。</u></p> <p><u>2. 1.により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を発注者に報告すること。</u></p> <p><u>3. 1.及び2.の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。</u></p> <p><u>4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。</u></p>	<p>(新規)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

用地調査等業務共通仕様書

H 2 8 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>（用語の定義） 第2条 この共通仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>五 「主任技術者」とは、この用地調査等の主たる補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者、若しくは主たる補償業務に関する補償業務管理士（<u>一般社団法人</u>日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士台帳に登録されている者をいう。）及び<u>一般社団法人</u>山口県補償研究協会の正会員（会員台帳（部門別業務）に登録されている者をいう。）で補償業務の管理をつかさどる者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者で、受注者が発注者に届け出た者をいう。</p> <p>（用地調査等の区分） 第4条 この仕様書によって履行する用地調査等は、次の各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>（省略）</p> <p>（注）建築設備及び建物附随工作物（テラス、ベランダ等建物と一体として施工され、建物の効用に寄与しているもの）は、建物の調査に含めて行うものとし、この場合の「建築設備」とは、建物と一体となって、建物の効用を全うするために設けられている、<u>又</u>は、建物の構造と密接不可分な関係にあるおおむね次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 電気設備（電灯設備、動力設備、受・変電設備（キュービクル式受変電設備を除く。）、ソーラーパネル等発電設備等）</p> <p>(2) 通信・情報設備（電話設備、電気時計・放送設備、インターホン設備、警報設備、表示設備、テレビジョン共同受信<u>施設</u>等）</p> <p>(3) ガス設備</p> <p>(4) 給・<u>排水設備</u>、衛生設備</p> <p>(5) …</p>	<p>（用語の定義） 第2条 この共通仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>五 「主任技術者」とは、この用地調査等の主たる補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者、若しくは主たる補償業務に関する補償業務管理士（<u>社団法人</u>日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士台帳に登録されている者をいう。）及び<u>社団法人</u>山口県補償研究協会の正会員（会員台帳（部門別業務）に登録されている者をいう。）で補償業務の管理をつかさどる者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者で、受注者が発注者に届け出た者をいう。</p> <p>（用地調査等の区分） 第4条 この仕様書によって履行する用地調査等は、次の各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>（省略）</p> <p>（注）建築設備及び建物附随工作物（テラス、ベランダ等建物と一体として施工され、建物の効用に寄与しているもの）は、建物の調査に含めて行うものとし、この場合の「建築設備」とは、建物と一体となって、建物の効用を全うするために設けられている、<u>また</u>は、建物の構造と密接不可分な関係にあるおおむね次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 電気設備（電灯設備、動力設備、受・変電設備（キュービクル式受変電設備を除く。）、ソーラーパネル等発電設備等）</p> <p>(2) 通信・情報設備（電話設備、電気時計・放送設備、インターホン設備、警報設備、表示設備、テレビジョン共同受信<u>設備</u>等）</p> <p>(3) ガス設備</p> <p>(4) 給・<u>排水</u>、衛生設備</p> <p>(5) …</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

用地調査等業務共通仕様書

H 2 8 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

表 2 工作物区分

区 分	判 断 基 準
機械設備	原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等をいい、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含む
生産設備	当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備で次に例示するもの等をいう。ただし、建物として取扱うことが相当と認められるものを除く。 A 製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池（場）（ポンプ配水設備を含む。）、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育又は調教施設等 B 営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む。）、釣り堀、貯木場等 C 製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池、沈殿池を含む。）、駐車場、運動場等の厚生施設等 D 上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽 <u>又は浄水槽</u> 、鉄塔、送電設備、飼料用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等
附帯工作物	表1の建物（注に掲げる設備、工作物を含む。）及び表2の他の区分に属するもの以外のすべてものをいい、主として次に例示するものをいう。 門、囲障、コンクリート叩き、アスファルト舗装通路、敷石、敷地内排水設備、給・排水設備、ガス設備、物干し台（柱）、池等
庭 園	立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美観が形成されているものをいう。
墳 墓	墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいい、これに附随する工作物及び立竹木を含む。

旧

表 2 工作物区分

区 分	判 断 基 準
機械設備	原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等をいい、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備 <u>（変電設備を含む。）</u> 、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含む
生産設備	当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備で次に例示するもの等をいう。ただし、建物として取扱うことが相当と認められるものを除く。 A 製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池（場）（ポンプ配水設備を含む。）、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育又は調教施設等 B 営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む。）、釣り堀、貯木場等 C 製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池、沈殿池を含む。）、駐車場、運動場等の厚生施設等 D 上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽、鉄塔、送電設備、飼料用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等
附帯工作物	表1の建物（注に掲げる設備、工作物を含む。）及び表2の他の区分に属するもの以外のすべてものをいい、主として次に例示するものをいう。 門、囲障、コンクリート叩き、アスファルト舗装通路、敷石、敷地内排水設備、 <u>一般住居にあっては屋外の</u> 給・排水設備、ガス設備、物干し台（柱）、池等
庭 園	立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美観が形成されているものをいう。
墳 墓	墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいい、これに附随する工作物及び立竹木を含む。

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

用地調査等業務共通仕様書

H 2 8 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧																		
<p>（建物等の図面等に表示する数値及び面積計算） 第 2 1 条 建物等の調査図面に表記する数値は、前条の計測値をもって記入する。</p> <p>3 <u>建物の延べ床面積</u>は、前項で算出した各階別の小数点第 2 位までの数値を合計した数値とする。</p> <p>（補償額の端数処理） 第 2 4 条 <u>建物等補償額</u>の算定を行う場合の端数処理は原則として、次の各号に<u>揚げる場合を除き、1 円未満切り捨て</u>とする。</p> <p>一 <u>補償単価及び資材単価等</u>は、次による。</p> <table border="0"> <tr> <td>100 円未満のとき</td> <td>1 円未満切り捨て</td> </tr> <tr> <td>100 円以上 10,000 円未満のとき</td> <td>10 円未満切り捨て</td> </tr> <tr> <td>10,000 円以上のとき</td> <td>100 円未満切り捨て</td> </tr> </table> <p>二 <u>共通仮設費及び諸経費にあつては、1 0 0 円未満を切り捨てた金額を計上する。この場合において、その額が 100 円未満のときは、1 円未満切り捨てとする。</u></p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（木造建物） 第 5 6 条 木造建物〔Ⅰ〕の調査は、<u>建物移転料算定要領（以下「建物要領」という。）別添一</u>木造建物調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）及び石綿調査算定要領（平成 25 年 4 月 1 日制定。以下「石綿要領」という。）により行うものとする。</p> <p>（非木造建物） 第 5 8 条 非木造建物〔Ⅰ〕の調査は、<u>建物要領別添二非木造建物調査積算要領</u>（以下「非木造建物要領」という。）及び石綿要領により行うものとする。</p> <p>2 非木造建物〔Ⅱ〕の調査は、<u>非木造建物要領</u>を準用及び石綿要領により行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。</p> <p>（機械設備） 第 5 9 条 機械設備の調査は、機械設備調査算定要領（以下「機械設備要領」という。）により行うものとする。</p>	100 円未満のとき	1 円未満切り捨て	100 円以上 10,000 円未満のとき	10 円未満切り捨て	10,000 円以上のとき	100 円未満切り捨て	<p>（建物等の図面等に表示する数値及び面積計算） 第 2 1 条 建物等の調査図面に表記する数値は、前条の計測値をもって記入する。</p> <p>3 <u>建物等の延べ面積</u>は、前項で算出した各階別の小数点第 2 位までの数値を合計した数値とする。</p> <p>（資材単価等の端数処理） 第 2 4 条 <u>補償額等</u>の算定を行う場合の<u>資材単価等</u>の端数処理は、<u>別に定めるもののほか</u>原則として、次の各号に<u>よるもの</u>とする。</p> <p>一 <u>補償額算定に必要となる</u>資材単価等は、次による。</p> <table border="0"> <tr> <td>100 円未満のとき</td> <td>1 円未満切り捨て</td> </tr> <tr> <td>100 円以上 10,000 円未満のとき</td> <td>10 円未満切り捨て</td> </tr> <tr> <td>10,000 円以上のとき</td> <td>100 円未満切り捨て</td> </tr> </table> <p>二 <u>工作物等の補償単価は、次による。</u></p> <table border="0"> <tr> <td>100 円未満のとき</td> <td>1 円未満切り捨て</td> </tr> <tr> <td>100 円以上 10,000 円未満のとき</td> <td>10 円未満切り捨て</td> </tr> <tr> <td>10,000 円以上のとき</td> <td>100 円未満切り捨て</td> </tr> </table> <p>三 <u>建物等の移転料の算定のための共通仮設費及び諸経費等にあつては、1 円未満切り捨てとする。</u></p> <p>四 <u>建物の 1 平方メートル当たりで算出する単価（現在価格等）は、1 円未満切り捨てとする。</u></p> <p>（木造建物） 第 5 6 条 木造建物〔Ⅰ〕の調査は、木造建物調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）及び石綿調査算定要領（平成 25 年 4 月 1 日制定。以下「石綿要領」という。）により行うものとする。</p> <p>（非木造建物） 第 5 8 条 非木造建物〔Ⅰ〕の調査は、<u>非木造建物調査積算要領</u>（以下「非木造建物要領」という。）及び石綿要領により行うものとする。</p> <p>2 非木造建物〔Ⅱ〕の調査は、<u>「非木造建物要領」</u>を準用及び石綿要領により行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。</p> <p>（機械設備） 第 5 9 条 機械設備の調査は、<u>別に定める</u>機械設備調査算定要領により行うものとする。</p>	100 円未満のとき	1 円未満切り捨て	100 円以上 10,000 円未満のとき	10 円未満切り捨て	10,000 円以上のとき	100 円未満切り捨て	100 円未満のとき	1 円未満切り捨て	100 円以上 10,000 円未満のとき	10 円未満切り捨て	10,000 円以上のとき	100 円未満切り捨て
100 円未満のとき	1 円未満切り捨て																		
100 円以上 10,000 円未満のとき	10 円未満切り捨て																		
10,000 円以上のとき	100 円未満切り捨て																		
100 円未満のとき	1 円未満切り捨て																		
100 円以上 10,000 円未満のとき	10 円未満切り捨て																		
10,000 円以上のとき	100 円未満切り捨て																		
100 円未満のとき	1 円未満切り捨て																		
100 円以上 10,000 円未満のとき	10 円未満切り捨て																		
10,000 円以上のとき	100 円未満切り捨て																		

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

用地調査等業務共通仕様書

H 2 8 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>（附帯工作物） 第 6 1 条 附帯工作物の調査は、附帯工作物調査算定要領（以下「附帯工作物要領」という。）により行うものとする。</p> <p>（機械設備） 第 7 0 条 機械設備の図面及び調査書（<u>別記第 1 9 号様式</u>）は、第 5 9 条の調査結果を基に<u>機械設備要領</u>により作成するものとする。</p> <p>（生産設備） 第 7 1 条 生産設備の図面及び調査書（<u>別記 1 9 号様式</u>）は、第 6 0 条の調査結果を基に作成するものとする。</p> <p>（附帯工作物） 第 7 2 条 附帯工作物の<u>図面及び調査書（別記第 1 9 号様式）</u>は、第 6 1 条の調査結果を基に附帯工作物要領により作成するものとする。</p> <p>（法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定） 第 7 7 条 既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、第 6 6 条の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、基準運用方針第 1 1 <u>第 7</u>の定めるところにより行うものとする。</p> <p>（非木造建物） 第 8 1 条 受注者は、建物ごとに<u>第 6 9 条</u>で作成した図面及び算出した数量を基に非木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算しなければならない。</p> <p>（機械設備） 第 8 2 条 機械設備の補償額の算定は、第 7 0 条で作成した資料を基に<u>機械設備要領</u>により行うものとする。</p> <p>（附帯工作物） 第 8 4 条 附帯工作物の補償額の算定は、第 7 2 条で作成した資料を基に<u>附帯工作物要領</u>により行うものとする。</p>	<p>（附帯工作物） 第 6 1 条 附帯工作物の調査は、<u>別に定める</u>附帯工作物調査算定要領（以下「附帯工作物要領」という。）により行うものとする。</p> <p>（機械設備） 第 7 0 条 機械設備の図面及び調査書は、第 5 9 条の調査結果を基に<u>機械設備調査算定要領</u>により作成するものとする。</p> <p>（生産設備） 第 7 1 条 生産設備の図面及び調査書は、第 6 0 条の調査結果を基に<u>調査表（別記第 1 9 号様式）</u>を作成するものとする。</p> <p>（附帯工作物） 第 7 2 条 附帯工作物の<u>調査表及び図面</u>は、第 6 1 条の調査結果を基に附帯工作物要領により作成するものとする。</p> <p>（法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定） 第 7 7 条 既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、第 6 6 条の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、基準運用方針第 1 1 <u>第 3</u>の定めるところにより行うものとする。</p> <p>（非木造建物） 第 8 1 条 受注者は、建物ごとに<u>第 5 5 条</u>で作成した図面及び算出した数量を基に非木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算しなければならない。</p> <p>（機械設備） 第 8 2 条 機械設備の補償額の算定は、第 7 0 条で作成した資料を基に<u>機械設備調査積算定要領</u>により行うものとする。</p> <p>（附帯工作物） 第 8 4 条 附帯工作物の補償額の算定は、第 7 2 条で作成した資料を基に<u>附帯工作物調査積算要領</u>により行うものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

用地調査等業務共通仕様書

H 2 8 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

別添 2

成 果 品 一 覧 表

業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備 考
第 4 章 用 地 測 量		権利者一覧表	A 4	作業完了後、監督職員と直ちに協議する。
	第 15 号様式	筆界確認書		
		観測手簿		山口県公共測量規定に準ずるものとする。
		野帳	16.5 cm × 9.5 cm 縦長	
		基準点網図	A 版	
		点の記	A 4	
		計算書	〃	
		境界点成果書	〃	多角測量
		境界点間精度管理表		
		面積計算書	A 4	
		復元箇所位置図		写真含む。
		用地実測図原図	電子データ	
		用地実測平面図	電子データ及び印刷図	用地実測図原図の大きさ及び測量距離により適宜裁断する。
		土地調査書		<u>(削除)</u>
	地積測量図		<u>(削除)</u>	

旧

別添 2

成 果 品 一 覧 表

業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備 考
第 4 章 用 地 測 量		権利者一覧表	A 4	作業完了後、監督職員と直ちに協議する。
	第 15 号様式	筆界確認書		
		観測手簿		山口県公共測量規定に準ずるものとする。
		野帳	16.5 cm × 9.5 cm 縦長	
		基準点網図	A 版	
		点の記	A 4	
		計算書	〃	
		境界点成果書	〃	多角測量
		境界点間精度管理表		
		面積計算書	A 4	
		復元箇所位置図		写真含む。
		用地実測図原図	電子データ	
		用地実測平面図	電子データ及び印刷図	用地実測図原図の大きさ及び測量距離により適宜裁断する。
		土地調査書		<u>山口県地方務局の定める様式による。</u>
	地積測量図		<u>〃</u>	